

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成24年度	いずれの契約についても1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成22年6月21日、ホテルにおいて、18歳に満たない児童であることを知りながら、同児童に対し、対償を供与して性交類似行為を行い、児童買春をしたことにより、同年10月30日、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の被疑事実で逮捕され、同年11月9日、簡易裁判所から罰金50万円の刑に処する略式命令を受けたことなどを理由に、平成23年12月2日付けで弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	いずれの契約についても3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が①平成23年5月17日、代理援助又は書類作成援助の援助要件に該当すると思料する申込者Aに対して、地方事務所長の承認なく、自己と直接委任契約を締結するよう勧誘した、②実際には同年5月21日午前10時47分から同日午前11時ころまでの間、電話でAと話をしたただけであるのに、対象司法書士の事務所でAと債務整理の相談をしたかのように装って、センターから法律相談援助の報酬としての金員の支払を受けようとして、そのころ、行使の目的をもって、A作成名義の法律相談・援助申込書1通を偽造し、同事務所で相談を受けた旨を記載した相談票とともにセンターに提出し、報酬を詐取しようとしたが、センターの職員に看破され、その目的を遂げなかった、③実際には同年6月7日午後6時ころ、Aの夫Bから、Aの借入金は同人の母から借入れをして返済することになったので、辞任してほしいとの申入れを受け、これを承諾したものであるにもかかわらず、同事務所でAと債務整理の相談をしたかのように装って、センターから法律相談援助の報酬としての金員の支払を受けようとして、そのころ、行使の目的をもって、A作成名義の法律相談・援助申込書1通を偽造し、同事務所で相談を受けた旨を記載した相談票とともにセンターに提出し、報酬を詐取しようとしたが、センターの職員に看破され、その目的を遂げなかったというもの。
平成24年度	いずれの契約についても、2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aから土地建物の売却及び同建物の入居者の立退き請求について受任したところ、①事件受任に際し、弁護士報酬及び費用について説明せず、かつ委任契約書を作成しなかった、②即決和解調書原本などの預かり品を返還しなかった、③Aが承諾していないにもかかわらず、対象弁護士が管理していた預託金から1000万円を第三者に支払い、これをAに返還しなかった、④Aが承諾していないにもかかわらず、対象弁護士が管理していた預託金から弁護士報酬として過大な2100万円を払い戻し、Aが適正な弁護士報酬420万円との差額1680万円の返還を請求したにもかかわらず、これを返還しなかった、⑤Aに対し弁護士報酬として過大な5804万5808円の請求権があると主張して反訴を提起したことなどを理由に、平成23年12月13日付けで弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	いずれの契約についても、1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、自己の事務所を有しているにもかかわらず、他県に連絡事務所を設けて、この事務所内において法律相談を受け、また、弁護士ではないAが、対象弁護士の法律事務所及び連絡事務所の記載された名刺を使用して法律事務を取り扱ったことが、複数事務所の設置の禁止（弁護士法20条3項）に違反するとして、平成23年10月3日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	いずれの契約についても、1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成21年8月26日、勤務弁護士であるAとの間で給与額についての見解の相違から言い争いとなり、激昂し、事務所前廊下においてAの両上腕等を拳骨で多数回殴り、その足を数回足で蹴る暴行を加え、Aに全治約3週間を要する左肩・両上腕・左下腿打撲の傷害を負わせたことを理由に、平成23年12月22日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については2年の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置、一般国選弁護士契約については2年の契約締結拒絶期間の設定措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成21年10月13日午後6時45分ころ、道路において、酒気を帯びた状態で普通乗用自動車を運転し、自車前部をAが運転する車両後部に衝突させ、Aに加療約2週間を要する頸部・肩挫傷の傷害を負わせた道路交通法違反及び自動車運転過失傷害の罪で罰金50万円に処せられたことなどを理由に、所属弁護士会から平成23年10月4日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成24年度	いずれの契約についても2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①Aから損害賠償請求事件及び離婚等請求控訴事件を受任したところ、平成20年7月25日に事務所を移転したことについてAに何らの連絡をせず、同日頃から同年11月末頃までの間、Aとほとんど直接連絡をとらず、Aとの連絡を不当に怠り、また、離婚等請求控訴事件について、裁判所から印紙代の不足について補正命令が発せられたのに補正を怠り、その結果、控訴状の却下命令がなされた、②Bから交通事故による損害賠償請求の交渉等を受任し、Bが契約する保険会社から着手金63万円の支払を受けたにもかかわらず、事件処理を放置したばかりでなく、Bから解任されていないにもかかわらず、解任されたとして保険会社に辞任した旨を伝え、Bにはその旨を伝えなかったことなどを理由に、①については、平成23年10月3日付けで業務停止3月、②については、同年12月19日付けで業務停止1月の各懲戒処分を所属弁護士会から受けたもの。
平成24年度	いずれの契約についても、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成9年11月11日、Aから所有権移転登記請求事件の依頼を受け、着手金として30万円及び印紙代、郵券代名目で4万6000円を受領したが、平成20年12月27日に訴訟を提起するまでの10年以上、訴訟を提起しなかった、②平成11年9月、Bの紹介により、Cから不動産売買に関する手付金返還等請求事件を受任したが、Cが死亡した平成20年7月13日まで訴訟を提起せず、また、Bからの進捗状況の確認に対し、実際には訴訟を提起していなかったにもかかわらず、訴訟係属を装い、虚偽の報告を行ったこと、平成16年に同種事案で戒告の処分を受けていることなどを理由に、平成23年10月14日付けで所属弁護士会から業務停止8月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	いずれの契約についても2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、不動産賃貸業を営む甲社の代表取締役であったAの遺産分割について、Aの相続人であるBから依頼を受けたところ、A所有の甲社の株式の帰属をめぐる、Aの相続人であるBとCとの間に紛争があるにもかかわらず、①甲社の賃借人から賃料減額請求を受けた際に、Cに何らの連絡や説明をせず、株主総会も開催しないまま、Bの元夫を甲社の代表取締役に選任した旨の不実の登記をすることを指示した、②Cが提起した株主総会決議不存在確認、職務執行停止等の訴訟において、甲社の訴訟代理人になったが、甲社には適法に選任された代表取締役が存在せず、甲社と委任契約を締結することができないことを知りながら、甲社から弁護士費用の支払を受けたことなどを理由に、平成24年2月15日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	いずれの民事法律扶助契約についても1年の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成21年12月に援助開始決定を受けた自己破産申立事件について、約1年10か月を経過した平成23年9月になってもまだ事件処理がなされていないことなどを理由に、被援助者から苦情申出がなされたもの。
平成24年度	一般国選弁護士契約に基づく国選弁護士候補の指名の6か月間の停止措置をとることが相当である。	対象弁護士は、①被疑者Aの住居侵入・現住建造物等放火被疑事件等についての国選弁護士として、平成19年7月28日、同年8月15日、同月18日、同月22日、同年10月23日、同年11月28日、同年12月3日、同月5日、同月10日、同月13日、同月26日、平成20年2月1日及び同月19日に、Aと接見をするため警察署に赴いたが、携帯電話で別の仕事に呼び出されたため接見を断念したにもかかわらず、センターに対しては、接見をした旨の報告をし、②被疑者Bの覚せい剤取締法違反被疑事件についての国選弁護士として、平成21年5月1日に、Bと接見をするため警察署に赴いたが、携帯電話で別の仕事に呼び出されたため接見を断念したにもかかわらず、センターに対しては、接見をした旨の報告をしたもの。
平成24年度	一般国選弁護士契約に基づく国選弁護士候補の指名の10か月間の停止措置をとることが相当である。	対象弁護士は、①被疑者Sの職業安定法違反被疑事件についての国選弁護士として、実際には合計3回しか接見をしていないにもかかわらず、センターに対しては、合計4回接見をした旨の報告をし、②被疑者Tの住居侵入、強盗強姦被疑事件についての国選弁護士として、実際には1回しか接見をしていないにもかかわらず、センターに対しては、合計3回接見をした旨の報告をしたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成24年度	一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての1年間の指名停止措置をとることが相当である。	対象弁護士は、①被疑者Aの強盗致傷被疑事件についての国選弁護人として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの強姦被疑事件についての国選弁護人として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの保護責任者遺棄致死被疑事件についての国選弁護人として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、④被疑者Dの現住建造物等放火未遂、器物損壊被疑事件についての国選弁護人として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、2回接見した旨の報告をし、⑤被疑者Eの現住建造物等放火被疑事件についての国選弁護人として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、4回接見した旨の報告をし、⑥被疑者Fの傷害被疑事件についての国選弁護人として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、4回接見した旨の報告をし、⑦被疑者Gの強盗致傷被疑事件についての国選弁護人として、真実は5回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、6回接見した旨の報告をしたもの。
平成24年度	いずれの契約についても3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①Aから遺産相続に関する紛争解決事件を受任したところ、平成20年に土地建物分割請求の審判の申立てをしていないにもかかわらず、申立てを行ったと虚偽の報告をし、その後も別訴を提起していないにもかかわらず、提起した旨の虚偽の報告を行った、②平成21年2月、Bから離婚請求事件を受任したところ、離婚調停の申立てをしていないにもかかわらず、申立てを行ったと虚偽の報告をし、その後も離婚請求訴訟を提起していないにもかかわらず、提起した旨の虚偽の報告を行ったことなどを理由に、平成24年2月16日付けで所属弁護士会から業務停止10月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	いずれの契約についても3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①Aに対する建物収去土地明渡請求訴訟において、Aを追い出すために、依頼者であるBの土地所有権を第三者に移転する土地の仮装譲渡のシナリオを描き、売買を仮装して、当該土地を自己の友人Cに移転した上で訴訟を進行した、②売買を仮装するにあたり、Cに「うまい話がある」と言って、売買契約に関する手続をすべて委ねてもらい、土地の買主であるCの立場と、Bの代理人である立場を利用して、時価3500万円相当の当該土地を代金300万円でBからCに売却させ、依頼者の経済的利益よりも友人の経済的利益を優先した、③売買代金300万円を対象弁護士の妻からCに融資させ、妻のために当該土地に350万円を被担保債権とする抵当権を設定させた、④BからCへの売買契約が仮装譲渡として無効である判決が出され、確定したにもかかわらず、関係者に何らの連絡をすることなく放置し、Bの所有権回復を阻害する危険を残したままにしたことなどを理由に、平成24年4月12日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	1年6か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が4件（詐欺被疑事件、覚せい剤取締法違反被疑事件、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反被疑事件及び窃盗被疑事件）の被疑者国選弁護事件の国選弁護人に選任されたにもかかわらず、各被疑者が処分（3件が起訴、1件が略式起訴）されるまでの間、被疑者に対する接見を一度も行わなかったもの。
平成24年度	3か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの覚せい剤取締法違反被疑事件についての国選弁護人として、真実は4回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの集団強姦被疑事件についての国選弁護人として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、4回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの強盗致傷被疑事件についての国選弁護人として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、④被疑者Dの現住建造物等放火被疑事件についての国選弁護人として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、2回接見した旨の報告をしたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成24年度	3か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの有印公文書偽造被疑事件についての国選弁護人として、真実は5回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、6回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの偽造有印公文書行使、詐欺未遂被疑事件についての国選弁護人として、真実は5回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、6回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの常習累犯窃盗被疑事件についての国選弁護人として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、4回接見した旨の報告をしたもの。
平成24年度	3か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑事件についての国選弁護人として、真実は4回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの強盗致傷被疑事件についての国選弁護人として、真実は4回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの殺人未遂被疑事件についての国選弁護人として、真実は7回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、8回接見した旨の報告をし、④被疑者Dの強盗致傷被疑事件についての国選弁護人として、真実は4回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をしたもの。
平成24年度	3か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの強盗殺人未遂被疑事件についての国選弁護人として、真実は10回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、11回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの住居侵入、強姦未遂、強盗被疑事件についての国選弁護人として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、2回接見した旨の報告をし、④被疑者Bの住居侵入、強姦被疑事件についての国選弁護人として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、2回接見した旨の報告をし、⑤被疑者Bの住居侵入、強姦未遂、強盗被疑事件についての国選弁護人として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をしたもの。
平成24年度	6か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの強盗被疑事件についての国選弁護人として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの強姦、住居侵入被疑事件についての国選弁護人として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの大麻取締法違反被疑事件についての国選弁護人として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、2回接見した旨の報告をしたもの
平成24年度	3か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの器物損壊、現住建造物等放火未遂被疑事件についての国選弁護人として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、4回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの覚せい剤取締法違反被疑事件についての国選弁護人として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの逮捕監禁、わいせつ略取、強姦被疑事件についての国選弁護人として、真実は接見していないにもかかわらず、センターに対しては、1回接見した旨の報告をしたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成24年度	3か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの集団強姦未遂被疑事件についての国選弁護士として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、4回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの常習累犯窃盗被疑事件についての国選弁護士として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの強盗致傷被疑事件についての国選弁護士として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、4回接見した旨の報告をしたもの。
平成24年度	3か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの常習累犯窃盗被疑事件についての国選弁護士として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をし、②被疑者Aの常習累犯窃盗被疑事件についての国選弁護士として、真実は4回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、6回接見した旨の報告をし、③被疑者Bの常習累犯窃盗被疑事件についての国選弁護士として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、2回接見した旨の報告をしたもの。
平成24年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成22年2月以降、信用調査を目的とするA社から、離婚と浮気に関する調査に係る関係人の戸籍謄本及び住民票の写し等の取得を30件依頼され、これを受諾し、自己が保有する戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書の依頼者欄等に事実と異なる記載をして、不正に第三者の戸籍謄本等の交付請求を行い、これをAに手渡し、1件につき1万円の報酬を受領したことなどを理由に、地方法務局長から平成24年1月13日付けで業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	3か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの有印私文書偽造・同行使、偽造有印公文書行使、詐欺被疑事件についての国選弁護士として、真実は4回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの強姦被疑事件についての国選弁護士として、真実は5回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、6回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの恐喝被疑事件についての国選弁護士として、真実は6回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、7回接見した旨の報告をし、④被告人Dの自動車運転過失傷害、道路交通法違反被告事件についての国選弁護士として、真実は出頭していない公判期日につき、センターに対しては、出頭した旨の報告をしたもの。
平成24年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、①平成18年6月ころから同20年7月ころまでの間に、甲から約200件に及ぶ債務整理事件のあっせんを受け、その対価として合計1002万5000円を支払った、②平成18年6月以降、司法書士として開設した預り金口座に、依頼者等から預託された預り金のほか、対象司法書士自身の報酬及び生活費等の私的な金銭を併せて入金し、自己の金員と区別して管理すべき預り金を適正に管理せず、その保管記録も作成していなかったことなどを理由に、地方法務局長から平成24年3月19日付けで業務停止4か月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成24年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、①対象司法書士が、平成17年9月、Aとの間で任意後見契約を締結するとともに、Aの相続財産について、すべての財産を換価した金員から費用等を控除した残金をB及び公益信託後見助成基金に均等の割合で遺贈するという内容の遺言公正証書の作成をAから依頼され、遺言執行者に指定されていたところ、Aが平成19年2月に死亡し、その遺言執行者に就任したにもかかわらず、遅滞なく作成すべきAの相続財産目録を作成することなく、同年9月以降、管理していたAの預金口座を次々に解約して、その解約金を自己の複数の個人口座に入金し、自己の金員と区別して管理すべき預り金を適正に管理しなかった、②Aの相続財産は、法定相続人以外の者に包括遺贈することとされており、Aの兄Cは唯一の法定相続人であるAの母Dの後見人として遺留分減殺請求権を行使し、遺留分減殺の調停を申し立て、対象司法書士に対してAの相続財産目録の提出を求めたが、対象司法書士は、第3回期日である平成20年6月に至るまで、これを作成して提出しなかった、③対象司法書士は、平成19年12月23日から同月25日までの間に、EからF及びGの相続財産にかかる遺産分割手続を受任し、同日、Eから着手金として10万円を、平成20年3月10日には中間金として20万円を受け取ったが、その後も正当な理由がないにもかかわらず、事件処理をしないまま放置した、④対象司法書士は、EからF及びGの相続財産を預託されており、その額は現金だけでも約6600万円に上るところ、その保管記録を作成していないなど、それを適正に管理しているとは言い難く、その現金等を相続人に引き渡していない、⑤平成22年12月、対象司法書士との連絡が全くつかないとして、F及びGの相続人の1人が司法書士会に対して苦情を申し立て、司法書士会は対象司法書士に対して相続人に連絡するよう文書で通知したが、対象司法書士は、その後も相続人へ何の連絡もせず放置した、⑥対象司法書士は、Hの任意後見人に選任され、同人の財産を管理していたところ、Hが平成20年1月に死亡したため、同人の相続財産（現金約600万円、預貯金約520万円、評価約300万円相当の自宅マンション等）を相続人に引き渡す義務を負っていたにもかかわらず、この義務を履行せず放置した、⑦Hの一部の相続人が司法書士会に対し、対象司法書士の事務処置が滞っていることや対象司法書士と連絡がつかないことについて苦情を申し立てたため、司法書士会が対象司法書士から事情を聴取し、今後の対応を確認した上で、相続人へ速やかに連絡するよう指導したが、対象司法書士は、その後も相続人へ何の連絡もせず放置したことなどを理由に、地方法務局長から平成24年2月12日付けで業務禁止の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成24年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、遠隔地に居住するAから、電話で、金融業者8社の債務整理事件の依頼を受け、これを受任し、3社については分割払の裁判外の和解を、1社については一括払の裁判外の和解を成立させ、これらをAに報告し、返済をさせたが、残り4社のうち、3社については、過払金返還の裁判外の和解を成立させ、その返還を受けたにもかかわらず、Aに報告せず、最後の過払金受領の日から約1年8か月にわたり、清算をしないままに放置し、また、1社については、民事再生手続に基づく弁済を受け、すべての債務整理が終了した後も、約2か月にわたり預かり金の清算をせずに放置し、Aから不当利得返還請求訴訟を提起されて初めて預かり金の清算に代わる和解金を支払うに至ったことなどを理由に、平成24年5月21日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成24年度	4か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	<p>対象弁護士は、①被疑者Aの強盗被疑事件についての国選弁護人として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの強盗殺人未遂被疑事件についての国選弁護人として、真実は4回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの住居侵入、強盗強姦被疑事件についての国選弁護人として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、④被疑者Dの強盗殺人未遂被告事件についての国選弁護人として、真実は4回しか公判前整理手続が開かれていないにもかかわらず、センターに対しては、公判前整理手続が5回開かれた旨の報告をし、⑤被告人Eの強制わいせつ、銃砲刀剣類所持等取締法違反、監禁、強姦未遂、強盗被告事件についての国選弁護人として、実際には開かれていない公判期日に出頭した旨の報告をセンターに対してしたもの。</p>
平成24年度	6か月間の一般国選弁護士契約に基づく国選弁護人の候補としての指名の停止措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、①被疑者Aの住居侵入、殺人被疑事件についての国選弁護人として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、4回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの殺人未遂被疑事件についての国選弁護人として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの殺人未遂事件についての国選弁護人として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、4回接見した旨の報告をし、④被疑者Dの準強姦被疑事件についての国選弁護人として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、⑤被疑者Eの現住建造物等放火被疑事件についての国選弁護人として、真実は4回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をし、⑥被疑者Fの殺人未遂、銃砲刀剣類所持等取締法違反被疑事件についての国選弁護人として、真実は3回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、5回接見した旨の報告をし、⑦被疑者Gの常習累犯窃盗被疑事件についての国選弁護人として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、2回接見した旨の報告をしたもの。</p>
平成24年度	本件については、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成21年1月初旬ころ、Aを代表者とするB株式会社から債務整理の依頼を受けたが、①A個人からは債務整理を受任していないにもかかわらず、債権者に対してA個人からも債務整理を受任した旨の虚偽の通知書を送ったこと、②Bが所有する不動産の任意売却を実施したところ、対象弁護士の息子であり、対象弁護士の事務所内で本件債務整理事件を担当していたCが代表取締役を務め、対象弁護士が監査役である株式会社Dが不動産仲介手数料として合計825万3000円受領したが、対象弁護士とDの経理関係が渾然一体となっており、自己又は関係者の利益を図った可能性があること、③Bに数千万円の売掛金があることを認識しながら、受任後1年以上にわたってその回収の努力をせず、売掛金一覧表も作成せず、債権者集会その他債権者に対する説明の機会を設けることもなく、破産申立てもなされていないことなどを理由に、所属弁護士会から平成23年5月26日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成24年度	いずれの契約についても2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成20年4月初旬、消費者金融会社A社から会社整理手続を依頼され、受任したところ、着手金の計算の目安としての経済的利益を、合理的な根拠なく、A社の資産である貸付債権額21億円、B社の有価証券12億円、A社の負債であるC銀行からの借入金9億円、D銀行からの借入金9億円、Eからの借入金3億円、過払債権1億円等と概算見積もりをし、これらを合算した55億円を基礎に、着手金額を1億1369万円とした上で、同年5月9日から同年8月22日までの間に合計4195万7760円もの過大な弁護士報酬を取得した（弁護士職務基本規程第24条違反）、②平成15年7月ころから平成19年8月ころにかけて、5名の多重債務者から、A社を債権者を含む債務整理事件を受任していたが、これらの債務整理事件が継続中である平成20年4月に、A社から会社整理事件の依頼を受け、債務整理事件の依頼者からの同意を得ずに受任した（弁護士職務基本規程第27条第3号違反）ことを理由に、所属弁護士会から平成24年7月23日付けで業務停止8月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	いずれの契約についても1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が土地所有者Aから、当該土地上に設定されている抵当権の抹消登記申請の代理を受任したところ、不動産登記法上、登記義務者の所在が知れないため登記義務者と共同して権利に関する登記の抹消を申請することができない場合には、被担保債権の弁済期から20年を経過し、かつ、その期間を経過した後に当該被担保債権、その利息及び債務不履行により生じた損害の全額に相当する金銭が供託されたときは、登記権利者は単独でその権利に関する登記の抹消を申請することができるのであるが（同法第70条第3項後段）、対象司法書士は、Aから、抵当権者であるBが死亡し、その相続人の一人であるCが存在することを聞き、本件抵当権抹消登記申請が同規定に該当しないことを認識していたにもかかわらず、同規定による登記申請を行うこととした上で、Bの死亡及び同人の相続人の存否に関して住民票及び戸籍簿の調査等を行わないままに、平成19年2月27日、差出人を対象司法書士、受取人をBとする受領催告通知を作成し、これを配達証明付き書留郵便により発送し、この受領催告通知が宛所不明として返戻されたことを受けて、同年3月12日、供託者をA、被供託者をBとする本件抵当権に関する弁済供託をした上で、同日、登記権利者をA、登記義務者をB、登記原因を同日弁済とする本件抵当権の抹消登記をAの代理人として申請し、本件抵当権の抹消登記を完了させたことなどを理由に、地方法務局長から平成24年5月16日付けで業務停止3か月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	いずれの契約についても6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、①対象司法書士が所有権移転本登記の申請をするに当たり、義務者であるAの本人確認及び登記申請意思確認を行う必要があったにもかかわらず、これを行わずにAの本人確認情報を作成して、平成21年5月25日、法務局に対し、権利者B及び義務者Aの代理人として当該本登記申請を行った、②B及びAは、当該本登記に先立ち、対象司法書士に依頼し、所有権移転請求権仮登記をしていたところ、当該仮登記は、仮登記担保契約に関する法律の適用を受ける事件であり、清算に関する通知が債務者等に到達してから2か月を経過した後でなければ、本件不動産の所有権移転の効力が生ぜず、また、清算金の支払の債務と所有権移転の債務とは同時履行の関係にあるところ、対象司法書士はこれらの規定を看過して、本件不動産の売買予約につきBの予約完結の意思表示及び当該本登記申請を行う旨を内容とする通知書がAに到達したことをのみをもって当該本登記申請に係る書類を作成したことを理由に、地方法務局長から平成24年6月14日付けで業務停止2週間の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	いずれの契約についても2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①Aの判断能力が正常であった頃、所有不動産を同族会社Bに移転する方法等による相続対策していたところ、認知証と診断されていた87歳のAから、B社の預金が無断で引き出されたとの内容の調査を依頼され、この依頼内容が認知症高齢者特有の被害妄想に基づく可能性があったので、十分な事実調査をすべきであったのに、十分に調査をせず、当初の依頼内容を超えて相続対策を壊す方向に事件を誘導し、A及びその親族らに多大な不利益を発生させ、②Aとその親族らとの間で同族会社の代表者変更等の覚書を締結させたが、存在しなかった経営権争いがあったものとして、合計2100万円の着手金及び報酬金を取得したことなどを理由に、平成24年2月14日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成24年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については6か月の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置、一般国選弁護士契約及び一括国選弁護士契約、被害者参加弁護士契約については6か月の契約締結拒絶期間の設定措置を取ることが相当である。	本件は、①対象弁護士が、平成22年9月にAから不動産所有権移転登記手続請求被告事件を受任したところ、Aに確認を取らないまま裁判上の和解をし、しかも対象不動産が5筆あるにもかかわらず3筆が漏れており、かつ和解内容についても承服できないため、Aが対象弁護士に連絡を取ろうとしたが全く連絡が取れなかったことなどを理由に、Aから苦情申出がなされ、②対象弁護士が、平成22年5月に強盗致傷の被疑者国選事件の弁護士として選任され、その後、被告人国選事件の弁護士となったが、特段の理由がなく、連絡が取れなくなったというもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成24年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約について2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成24年8月24日午前11時15分ころから正午ころまでの間に、弁護士会の法律相談センターにて相談者Aに対して多重債務案件に関する法律相談を行ったところ、これがセンターにおける法律相談援助の対象ではないにもかかわらず、相談場所を対象弁護士の事務所とする虚偽の内容を記載した相談票を作成して、センターに対して法律相談援助の報酬として5250円を不正に請求し、その支払いを受けた、②実際には同月17日及び23日にAに対して法律相談を行った事実がないにもかかわらず、多重債務案件に関する法律相談を行った旨の虚偽の内容を記載した相談票を作成して、センターに対して法律相談援助の報酬として合計1万5000円を不正に請求したものである。
平成25年度	いずれの契約についても3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①成年被後見人Aの成年後見人に選任された者であり、Aの財産管理のための預金口座を管理していたところ、ここから3回にわたり合計80万円の払戻しを受け、これを自己の事務所経費の支払に充てた、②成年被後見人Bの成年後見人に選任された者であり、Bの財産管理のための預金口座を管理していたところ、ここから3回にわたり合計155万円の払戻しを受け、そのうち130万円を自己の事務所経費の支払に充てた、③遺産分割審判に基づきBに支払われた代償金54万7500円を受領しながら、上記預金口座に入金せず、自己の事務所経費の支払に充てたことを理由に、所属弁護士会から平成24年9月5日付けで業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	いずれの契約についても2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、貸地を買受けた会社から、その土地を賃借している建物所有者ら（以下「相手方ら」という。）に対する立退き交渉を受任したところ、相手方らが通常の会話が成り立たないことなどから、統合失調症に罹患しており、相手方らが訴訟能力がないのではないかと疑いを有していたにもかかわらず、相手方らに対する賃料増額の調停期日に相手方らが欠席し、相手方らが賃料を土地の前所有者に支払っていたことを奇貨として、特別代理人の選任申立てをすることなく、相手方らを被告として賃料不払いを理由とする建物収去土地明渡訴訟を提起し、相手方らが出頭しなかったため、欠席判決を得て、強制執行を行ったことが弁護士職務基本規程第5条、第6条及び第74条の趣旨に反することを理由に、所属弁護士会から平成24年10月4日付けで業務停止3か月の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約について3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aから離婚事件の依頼を受けたところ、Aの平成23年6月14日付の援助申込書には、「現金又は預貯金」の本人欄に300万円、生命保険欄に解約返戻金がある旨が記載されていて、少なくとも300万円以上の資産があり、援助の要件が欠けるにもかかわらず、これを知りつつ、援助開始決定を受けようと考え、Aに無断で同年9月16日付の援助申込書の「現金又は預貯金」の本人欄に4万円と虚偽の記載をし、これをセンターに提出して、裁判代理援助の着手金等として合計25万5500円を不正に請求したものの。
平成25年度	いずれの契約についても2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成22年6月19日夜、飲食店において飲酒の上、自己のジーンズのフロント部分から陰茎を故意に露出し、さらに隣のテーブルの女性客の臀部等を触るわいせつ行為を行ったとして、平成23年12月21日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成25年度	1か月間の減給の措置をとることが相当である。	本件は、センターの勤務弁護士である対象弁護士が、所定の始業時刻に遅れて出勤することが日常的である、勤務時間中に新聞を読んで過ごす時間が多い、常勤弁護士でありながら事件受任に消極的である、刑事事件の被告人との打ち合わせを面談ではなく電話のみで行ったことがある、事務職員に対して日ごろから高圧的な態度をとり、侮辱的な発言をする、などの不適切な所為を行ったもの。
平成25年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約について、3年の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成21年4月に援助開始決定を受けた被援助者Aの損害賠償請求事件について、平成24年3月になってもまだ事件処理を進めず、Aからの進行状況に関する問い合わせにも十分に対応せず、請求権を消滅時効にかからせAに損害を与えた、②平成18年11月に援助開始決定を受けた被援助者Bの任意整理事件について、平成23年6月になっても、1社を除き事件処理を進めず、Bからの連絡にも適切な対応をしなかったことなどを理由に、被援助者から苦情申出がなされたもの。
平成25年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約については、3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	対象弁護士は、 第1 ①A社及びB社の破産管財人として破産財団に属する預金及び資産を預かり保管中、同預金を引き出し、また、資産の売却代金を自己の用途に費消して合計280万9510円を横領した、②平成19年3月25日、Cから任意整理事件を受任し、同年7月から平成20年6月にわたり、債権者3社から過払金の返還を受けたが、進捗状況について報告せず、また、過払金の返還等も放置した、③同年11月10日、Dから破産申立ての委任を受け着手金を受領したが、平成22年10月26日に解任されるまで、何らの職務も遂行せず、Dから辞任を求められたところ、これに応じなかったもので解任されたものの、解任後も費用の清算をしなかった、④平成20年10月21日、E及びEが経営するF社の破産申立てを受任するにあたり、過払金をもって費用に充てる契約をしたが、過払金約380万円の回収をしたにもかかわらず、破産申立てを行わず、また、平成23年6月7日、紛議調停で和解が成立するまで、費用の清算をしなかったことなどを理由に、平成24年3月7日付けで所属弁護士会から業務停止1年間の懲戒処分を受けた。 第2 ①被疑者Aの覚せい剤取締法違反被疑事件についての国選弁護士として、真実は2回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、3回接見した旨の報告をし、②被疑者Bの殺人未遂被疑事件についての国選弁護士として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、2回接見した旨の報告をし、③被疑者Cの住居侵入、強姦未遂被疑事件についての国選弁護士として、真実は1回しか接見していないにもかかわらず、センターに対しては、2回接見した旨の報告をし、④被告人Dの住居侵入、窃盗等被告事件の国選弁護士として、真実は期日変更のため開かれなかったにもかかわらず、当該公判期日に出頭した旨の報告をした。
平成25年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が平成24年2月から同25年1月にわたり、合計13回の法律相談を行ったところ、これらがセンターにおける法律相談援助の対象ではないにもかかわらず、相談場所を対象司法書士の事務所または法テラスの事務所とする虚偽の内容を記載した法律相談票を作成して、センターに対して法律相談援助の報酬金として合計68,250円を不正に請求し、これを取得したものの。
平成25年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aの依頼を受け、平成16年にAの父であるBの成年後見人に選任され、後見業務を行っていたところ、平成19年にBが死亡したことにより成年後見人としての業務を終えたものであるが、①平成17年3月にBの預金口座から200万円を引き下ろしたことを失念し、実際のBの残財産と200万円の齟齬がある成年後見業務終了時の会計報告書を家庭裁判所に提出した、②Bの後見人についての平成17年度会計報告書において、同年8月にAへの貸与としてBの財産から2万円を支出したと記載したが、同年中にAから返還を受けたにもかかわらず、返済の事実をBの財産に計上せず、平成25年2月まで清算しなかった、③成年後見人として4回にわたりBの入院先へ行き、Bの財産から出張費、日当等として合計14万8,336円を支出したが、そのうち4万8,417円は、支出の必要性、相当性及び根拠が不明な支出であった、④平成19年6月、受領の根拠が不明であるにもかかわらず、Bの財産から3万円を受領した、⑤Bの財産から、Bの葬儀及び納骨の準備のための2回にわたる日当、交通費等として合計26万4,520円を支出したが、そのうち21万2,410円は、支出の必要性、相当性及び根拠が不明な支出であり、そのため、Aには相続分相当額を損害賠償として支払ったが、その他の相続人には損害賠償をしなかった、⑥Bの永代経代としてBの財産から預かった40万円について、Bの納骨先がその受領を拒絶してから1年を経過した後も、Aの相続分20万円をAに返還しなかった、⑦Aが対象弁護士の成年後見業務を問いたすために提起した2件の訴訟において、準備書面にAを侮辱する記載をした、⑧Aから受任したAのCに対する貸金返還請求控訴事件において、和解について委任を受けていなかったにもかかわらず、Aに無断で和解を成立させたこと及びAとの間で合意がなかったにもかかわらず、上記和解によつてCから回収した9万円から弁護士料として4万円を取得したことについて、平成20年4月、慰謝料5万円の支払及び取得した4万円の返還を命じる判決を言い渡され、同判決が確定したにもかかわらず、平成23年4月まで支払及び返還をしなかったことを理由に所属弁護士会から平成25年3月26日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成25年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、所得税を免れようと企て、司法書士業務に係る収入の一部を除外するなどの方法により所得を秘匿した上、①平成19年分の実際総所得金額が4581万537円であったにもかかわらず、同年分の総所得金額が1249万7000円で、これに対する所得税額が正規の所得税額よりも1463万4800円過少の17万600円である旨の虚偽の所得税確定申告書を提出し、②平成20年分の実際総所得金額が7975万7993円であったにもかかわらず、同年分の総所得金額が1281万7480円で、これに対する所得税額が正規の所得税額よりも2790万7300円過少の27万6200円である旨の虚偽の所得税確定申告書を提出し、③平成21年分の実際総所得金額が3493万2911円であったにもかかわらず、同年分の総所得金額が1172万8440円で、これに対する所得税額が正規の所得税額よりも1010万5700円過少の25万100円である旨の虚偽の所得税確定申告書を提出し、もって所得税を免れた不正行為を行ったことを理由に地方務局長から平成24年10月1日付けで業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	いずれの契約についても1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、A社が賃借していたビルの賃貸人から明渡しを求められたことから、A社の顧問弁護士であった対象弁護士が、賃貸人との交渉事件をA社から受任し、その結果、明渡請求が断念されたところ、当時、A社と対象弁護士の間では、顧問料とは別個に弁護士費用を支払う旨の委任契約書が作成されておらず、対象弁護士からの着手金の請求等もなされていないにもかかわらず、対象弁護士は、かねてからの知り合いであるA社の取締役のBらが近々に取締役を解任されることが明らかでありながら、Bらから提供された合計510万円の金員を、かかる交渉事件の着手金等の名目で受領したこと等を理由に、所属弁護士会から平成24年11月12日付けで業務停止1か月の懲戒処分を受けたもの
平成25年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①国際弁護士がついているプロジェクトへの投資話の勧誘をAから受けたBと、平成21年12月29日にAと共に会い、A及びBから依頼を受け、当該プロジェクトに関する合意書を作成した上で、Bから額面2000万円の小切手を受領したが、その際に、プロジェクトの内容をAらに尋ねることはなく、また、小切手授受の趣旨も確認しなかった、②上記小切手を換金した2000万円の現金を受領した上で、そのうち1600万円をAに送金し、250万円余りをAに指示されるままに面識のない人物らに交付・送金したが、その余の149万6500円は用途不明であり、また、Aに送金した1600万円はほぼ全額消費された、③平成22年1月ころから、たびたびBから問い合わせを受けたが、電話に出ることはほとんどなく、2000万円の用途などについて説明をしなかったことを理由に所属弁護士会から平成25年7月11日付けで業務停止4月の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①宗教法人Aの檀徒であるBから離壇改宗等を巡る紛争事件の処理を受任したところ、Aの代理人であるC弁護士から、代理人同士の話し合いの申出を受けたにもかかわらず、それを無視し、その後実施された、A寺院で開催された彼岸法要行事にBとともに出席し、直接A代表役員に対して話し合いを求めるなどして、正当な理由なく、相手方本人と直接交渉をした、②平成24年6月16日午前7時50分ころ、D(61歳)に対し、その顔を十数回殴打する等の暴行を加え、全治1週間を要する顔面打撲等の傷害を負わせ逮捕された、③同年8月21日午後11時ころ、自宅において妻(36歳)に対し、その顔面や腕をこぶしで殴る等の暴行を加え、全治16日を要する顔面打撲等の傷害を負わせ、罰金30万円の略式命令を受けたことを理由に所属弁護士会から平成25年4月22日付けで業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、依頼者Aから遺言無効確認請求及び養子縁組無効確認請求事件を受任し、着手金を受領したが、芳しい進展が見られなかったことから、Aから事件処理の遅滞等を理由として懲戒請求及び紛議調停申立てを受け、Aと対象弁護士が話し合い、「対象弁護士がAに対し、連絡の不備や打ち合わせ時間の不足などにより両者間の意思疎通が十分図れなかったことや、本件事件の訴訟提起が遅れたことを謝罪すること、今後は連絡を密にし打ち合わせ時間を十分確保して十分な意思疎通を図ることを前提として、Aが対象弁護士に対して引き続き別訴事件及び本件事件を依頼すること、対象弁護士は、証拠資料を十分調査した上で速やかに訴訟提起を行うこと。」が合意されたにもかかわらず、対象弁護士は、訴え提起に至らず放置したばかりでなく、委任契約書を作成しなかったことを理由に、所属弁護士会から平成25年5月20日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成25年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①依頼者Aから任意整理事件を受任し、債権者4社から過払金合計1497万3796円を受領しながら、これをAに返還せず、自己の借金返済などに費消した、②被相続人Bの受遺者兼遺言執行者であるC及びDから遺言執行事務等の委任を受け、B名義の預金を解約するなどして合計1億1371万2944円を預かったが、このうちC及びDのために支払及び一部返金をした額を差し引いた4473万4694円をC及びDに返還せず、自己の事務所内装工事費、事務所経費及び借金返済などに費消した、③依頼者E及び同人が代表取締役を務める会社の破産申立事件を受任し、Eから予納金及び配当金等として、合計1722万456円を預かったが、このうち事件処理に要した費用を差し引いた残額606万1544円をE及び上記会社に返還せず、自己の事務所内装工事費、事務所経費及び借金返済などに費消したことを理由に所属弁護士会から平成25年3月19日付けで除名の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、依頼者Aから交通事故訴訟の提起を受任したところ、Aが加入していた弁護士特約付きの自動車事故保険から着手金を受領したにもかかわらず、1年以上にわたり事件処理を放置し、また、放置している間、その事実を隠蔽するために、訴訟進行がなされているかの如き虚偽の報告を再三にわたって保険会社等に行い、さらに捏造した虚偽の事件番号まで記載した報告書を作成し、数回にわたりAに送付したことを理由に、所属弁護士会から平成25年7月12日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの
平成25年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、 第一 ①Aから、平成19年11月頃、同人が有する土地及び建物（以下「本件各不動産」という。）の根抵当権の抹消及び担保権の設定の登記を依頼されたところ（以下「本件依頼」という。）、Aの承諾を得ることなく、売買を原因として本件各不動産の所有権をB社に移転する旨の所有権移転登記を申請し、それを完了させた、②その際に、申請書に添付した登記原因証明情報及び対象司法書士に対する委任状の作成に当たり、A及び同人の妻に対し、「私がB社からお金を借りますので、私の名義に変えます。私に任せて下さい。」と説明するにとどめてAに署名させただけであり、当該登記原因証明情報に関して、当該説明時には登記権利者を対象司法書士と記載していたにもかかわらず、同説明後に無断で登記権利者をB社に訂正し、さらに、本件各不動産の売買代金の支払い完了時に所有権が移転することの特約、B社がAに売買代金を支払い、これをAが受領したこと、買主の地位をB社に譲渡し、Aがこれを承諾した旨を無断で加筆した、③平成21年8月20日頃まで、本件依頼に関する事件簿を調製していなかった、 第二 ①C社の代表取締役であったところ、D社の融資担当者からC社に対する融資の申込みの勧誘を受けたが、自らが代表取締役に就任していると信用調査機関の審査が行われて融資がされないと考えて、知人の紹介で知り合ったEが経営する会社の社員Fを代表取締役に就任させようとして、株主総会及び取締役会が開催されていないにもかかわらず、開催された旨並びにFが取締役及び代表取締役に就任した旨の株主総会議事録及び取締役会議事録を作成し、Fの意思を確認せずに、Fの印鑑証明書及び委任状等を添付して、代理人として、Fの取締役及び代表取締役に就任並びに自らの辞任に関する役員変更の登記を申請し、それを完了させた、②その後、再度、自らが代表取締役に就任することを企て、C社の取締役会が開催されていないにもかかわらず、開催された旨及び自らが代表取締役に選定された旨の取締役会議事録を作成し、Fに無断でFの印を押印し、自らが代表取締役に就任する旨の登記申請をし、それを完了させた、③代表取締役を辞任した後、代表権がないにもかかわらず、C社の代表取締役としてGから土地を4筆買い受ける旨の売買契約を締結した、ことなどを理由に、地方法務局長から平成25年7月5日付けで業務停止1年6か月の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成18年7月、依頼者Aから借地上の車庫を借りようとする地主と交渉することを依頼され、これを受任し、着手金30万円を受領したにもかかわらず、事件処理に着手せず、Aからの度々の問い合わせの電話にも一切応答せず、6年近くもの長期間、事件処理に着手しないまま放置したことを理由に、所属弁護士会から平成25年6月25日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、依頼者Aから2件の貸金返還請求事件を受任し着手金を受領したにもかかわらず、約3年間にわたり事件に着手せず、Aから催促されても報告を行わず、その後、Aが申し立てた紛議調停事件において、対象弁護士が上記事件を処理する旨の調停条項が成立したことに従い、訴訟提起を行ったものの、いずれも期日に出頭しなかったため、事件が休止ないし取下げ擬制となったことを理由に、所属弁護士会から平成25年8月5日付けで業務停止4月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成25年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①依頼者Aから受任した貸金返還請求訴訟事件につき、和解成立までに直接Aに面談するなどして和解に至る経緯や和解内容を報告・説明せず、Aと協議しないまま和解を成立させた、②同事件において相手方から支払われた対象弁護士の預り金口座への和解金の入金とAへの和解金送金の管理を、事務職員Bに一任してその監督を怠り、もってAに対して支払われるべき和解金合計1000万円がAに支払われない事態を招いた、③依頼者Cから受任した貸金返還請求訴訟事件につき、成立した和解に基づき相手方から支払われた対象弁護士の預り金口座への和解金の入金とCらへの和解金送金の管理を、事務職員Bに一任してその監督を怠り、もってCらに対して支払われるべき和解金合計1200万円がCらに支払われない事態を招いた、④綱紀委員会から求められた預り金口座の取引履歴の開示に正当な理由なく応じなかったことを理由に、所属弁護士会から平成25年7月23日付けで業務停止1か月の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成25年1月22日午前1時10分ころ、普通乗用自動車を酒気帯び運転し、赤信号で停止中の車両に自車を衝突させた事故により罰金50万円の略式命令を受けたことを理由に、所属弁護士会から平成25年7月22日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成25年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、成年被後見人Aの成年後見人に選任され、Aの財産管理のための預金口座を管理していたところ、平成22年5月31日から平成24年6月28日までの間に9回にわたり、合計1460万円を出金して、これに対象弁護士の債務の弁済、生活費等に費消したことを理由に、所属弁護士会から平成25年8月6日付けで業務停止1年10月の懲戒処分を受けたもの
平成25年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約並びに日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとる、一般国選弁護士契約及び一般国選付添人契約については、2年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、依頼者Aから平成20年12月19日に確定した無罪判決に関する国家賠償請求訴訟及び虚偽供述者に対する不法行為に基づく損害賠償請求訴訟事件について、平成21年4月29日ころ、事件を受任して着手金50万円のうち10万円を受領し、同年7月31日に着手金の残金40万円を受領したが、事件の処理を怠り、その結果、平成23年12月19日、上記国家賠償請求権及び損害賠償請求権を消滅時効にかからせたことを理由に、所属弁護士会から平成25年8月30日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①依頼者Aから平成22年3月28日ころ、Aを被告とする不当利得返還請求事件を受任したが平成23年3月24日以降、Aに対し、上記事件について何ら報告及び連絡をしなかった、②A及びB会社から、A及びB会社を原告とする慰謝料請求事件を受任したが、着手しなかったことを理由に、所属弁護士会から平成25年10月9日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、債務整理の斡旋を業とし、かつ非弁護士の法律事務の取扱い等の禁止を定める弁護士法72条に違反することが疑われるNPO法人から、平成23年3月ころ及び同年8月ころに債務整理事件の斡旋を受け、非弁提携行為に及び、かつその所為が多数に上り、相当期間にわたって継続したことを理由に、所属弁護士会から平成25年12月4日付けで業務停止10月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、依頼者Aから破産申立事件を受任したところ、①Aの自宅の土地建物には金融機関の担保権が設定されており、既に競売手続が開始されていた状況の下で、任意売却をすることを前提に同金融機関から競売手続の取下書を受領していたにもかかわらず、任意売却に伴う決済手続に立ち会った際に、買主とその融資先機関から融資実行の条件として競売手続の取下書の交付を求められたにもかかわらず、これを拒絶し、さらにはAが土下座までして交付を懇願したにもかかわらず、これを無視し、30分前後にわたり店舗のフロア内に響き渡るほどの大声で融資の実行を迫ったことが原因で、融資は実行されず決済手続は中止となったこと、②Aが対象弁護士との委任契約を解約したところ、対象弁護士に重大な責任がある場合であるから、本来ならば、対象弁護士は、受領済みの弁護士費用を返還すべきであるにもかかわらず、これを返還しない上に、成功報酬に加えて、委任契約を締結していない売主代理人としての担保権抹消受戻交渉の報酬につき損害賠償請求をしたことを理由に、所属弁護士会から平成25年4月1日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、センターの代理援助開始決定を平成15年に1件、平成17年に4件、平成18年に2件、平成19年に3件、平成21年に1件、受け、合計11件の依頼者から自己破産申立事件又は任意整理事件を受任したものの、平成26年1月16日の時点においても事件処理が終了した旨の報告がなされないばかりでなく、一切の連絡が取れない状況になっているもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。 (措置の対象となる契約) 日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約	本件は、対象弁護士が、少年Aの傷害保護事件において、①少年保護事件付添援助利用申込書の少年の署名・指印欄に自らが署名・指印して、センターに対して援助利用申込みを行った、②実際には被害者側と示談交渉を行っていないにもかかわらず、センターに提出した最終報告書には示談交渉を行った旨の虚偽の記載をしたもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aから依頼され、平成21年5月26日、Aの遺産の6分の5をAの孫であるBに相続させること、Aが株式の大半を有していたC株式会社及びその関連会社の経営をBが円満に引き継ぐようにすること、対象弁護士を遺言執行者及び遺産分割協議書の指定権者として指定する旨の遺言を作成したところ、①Bに対し、同年6月26日、報酬の内容を説明することなく3150万円の支払いを請求し、これを受領した、②Bに対して、自らの知人D及び定職に就いていなかった自らの息子Eをそれぞれ不相当に高額な給与でC株式会社において雇用するよう強要したことを理由に、所属弁護士会から平成25年10月23日付けで業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成13年1月21日以後、死亡したBに対する貸金をBの相続人から回収することをAから受任したところ、受任中に、Aに対し、立替金等の名目で多数回にわたり約4000万円を貸し付けた、②Aの代理人として、同人の貸金に関し、極度額300万円の根抵当権が設定されていた相続財産である不動産について、被担保債権1163万2327円をもって担保権実行として競売を申し立てたところ、Bの相続人らが相続放棄をしたため、Aの代理人として相続財産管理人選任の申立てを行い、競売の結果、相続財産管理人Cから上記競売事件の剰余金306万0765円を受領したが、Aに対してこれを引き渡さず、その使途、精算についての説明もしなかった、③上記②の行為に対する懲戒手続の審尋期日の前に、Aと面談して、Cから上記剰余金を受け取った旨の陳述をするよう依頼し、その謝礼として306万円を支払う旨の念書を作成してAに交付したことを理由に、所属弁護士会から平成25年7月2日付けで業務停止5月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成7年から平成18年までの間、弁護士会法律相談センターから57件の事件のあっせんを受け受任したが、弁護士会の規則で定められた弁護士会法律相談運営委員会に対する報告を全く行わず、3回にわたり報告書の提出を求められても、何ら報告しなかった、②平成17年から平成19年ごろに同センターからあっせんを受けた債務整理事件4件について、事件処理を著しく遅滞した、③平成18年または平成19年に同センターからあっせんを受けた債務整理事件について、弁護士会の規則で定められた納付金を支払わなかったことを理由に、所属弁護士会から平成25年2月24日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	センター相談登録契約及び受任予定者契約については1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、普通国選弁護士契約については1年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成21年10月25日、被相続人の子であるA及びB並びに受遺者Cから、遺言執行者選任の申立てを受任すると同時に、遺産分割協議書の作成を受任したところ、対象弁護士は、同年12月26日の時点で、Cが被相続人の存命中から死亡後にかけて被相続人の預金から約1億4000万円を引き出していることが判明したことから、A及びBとCとの間に利害対立の可能性が生じたにもかかわらず、平成22年3月13日にAから解任されるまで、遺言執行者選任の申立てを行わず、依頼者全員の代理人として遺産分割手続を進めたことを理由に、所属弁護士会から平成24年11月21日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成20年1月8日、平成18年に死亡したA弁護士の法律事務所と同じ執務場所に同じ事務所名で法律事務所を設け、平成20年4月23日には、対象弁護士のみを社員として上記事務所名を使用したB弁護士法人を設立し、対象弁護士の法律事務所及びその後のB弁護士法人において、A弁護士の妻であり弁護士資格を有しないCが代表取締役を務める株式会社Dから、高額な転借料で上記執務場所を転借して、D社の従業員に債務整理事件を行わせ、その売上げの多くをD社に取得させるなど、法律事務所における経営、法律事務処理等の主導権をD社に与え、もって、D社に自己の名義やB弁護士法人の名称を使用させたことを理由に、所属弁護士会から平成25年12月5日付けで業務停止4月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、①依頼者Aから破産申立てにかかる書類作成業務の依頼を受けたところ、Aにはセンターの法律扶助制度を利用する意思がなく、書類作成援助契約書（以下「契約書」という。）への署名捺印も拒否したにもかかわらず、Aに無断で契約書を作成してセンターに提出し、センターから立替金として10万1000円を受領した、②Aに対し、必要経費や報酬額に関する算定の方法等につき十分な説明をしなかった、③Aから費用の一部として10万円を受領した際に領収証を作成しなかった、④実質的に2か所に事務所を置いて司法書士業務を行った、⑤事務員を雇用して司法書士業務の補助をさせたが、司法書士会に対して補助者を置いた旨の届出を怠ったことなどを理由に、平成25年1月29日付けで地方法務局長から業務停止1か月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	いずれの契約についても3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成19年2月に援助開始決定を受けた自己破産申立事件について、約4年3か月を経過した平成23年5月末までの間に、破産手続開始申立てをしていなかった、②平成19年10月に援助開始決定を受けた自己破産申立事件について、約3年10か月を経過した平成23年8月末までの間に、破産手続開始申立てをしていなかった、③そのほかにもセンターから援助開始決定を受けた自己破産申立事件について、少なくとも約1年10か月にわたり破産手続開始申立てをせず、また、センターから援助開始決定を受けたその他の事件についても、少なくとも約2年にわたり事件処理に着手していない可能性があるものと認められるもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成26年度	<p>センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約並びに日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約、一括国選弁護士契約）については、3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、依頼者Aから平成23年ころ、破産・免責申立事件を受任したところ、平成25年5月から7月ころ、平成25年5月24日付地方裁判所裁判官作成名義の破産開始・破産手続廃止の決定書及び平成25年6月28日付同裁判官作成名義の免責決定書をそれぞれ偽造した上、平成25年7月ころ、Aに対してその写しを交付したことを理由に、所属弁護士会から平成26年2月20日付けで除名の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成26年度	<p>センター相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約並びに日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）及び一般国選付添人契約並びに国選被害者参加弁護士契約については、3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、①平成20年10月、AがBを連帯保証人として、Cから3000万円を借り受ける際の金銭消費貸借契約に、Aらの要請により作成した「連帯保証人Bが不動産、有価証券、預貯金等約116億円の資産を有しているが、地方裁判所及び同高等裁判所における離婚訴訟が一審、二審共にBが勝訴し、現在上告審の最高裁に係属中のところ、Bの資産は相手方の仮差押により凍結されているが、上告事件の勝訴確定後に現金化して借受金の返済に充てる」旨の「別紙」を添付すると共に、同契約書に「別紙」の内容に間違いのないことを保証するとの文言を記載したうえで、立会人として記名捺印をしたため、Cはこれを信用できるとの判断の下に、2回にわたり合計9000万円をAに対して貸し渡したが、弁済期限に返済がされず、Cが調査をしたところ、「別紙」記載のBの裁判は架空のものであり、Bの財産も存在せず、Bなる人物の実在すら疑わしいことが判明し、また、Cの抗議を受けた対象弁護士自ら上記貸付金を支払う旨を約束しては破ることを繰り返し、全く支払いをしていない、②D社がE社から10億円を借り受けるにつき、E社代理人である対象弁護士において、D社とE社が金銭消費貸借契約の締結に至らなかった場合には返還することを約して、D社から対象弁護士の名義の口座に当該貸付けの証拠金として2500万円の送金を受けた後、結局、上記金銭消費貸借契約が締結されなかったにもかかわらず、同金銭を返還しなかったことを理由に、所属弁護士会から平成26年2月27日付けで除名の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成26年度	<p>2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、平成14年11月から平成19年6月の間に15件の自己破産申立てあるいは個人再生申立て手続を受任し、貸金業者に受任通知を出しておきながら、貸金業者の事件の進捗状況に関する問い合わせにも、遅延している事情を説明するなどの誠実な対応をなさず、これを放置して長期間にわたり破産申立て等の手続をなさなかったことを理由に、所属弁護士会から平成26年3月31日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの</p>
平成26年度	<p>1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、平成23年8月12日午前0時30分ころ、普通乗用自動車酒気帯び運転し走行中、路上において右カーブを曲がり切れず、街灯に衝突させる事故を起こしたことを理由に、所属弁護士会から平成24年9月24日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成26年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約及び一般国選付添人契約については3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成17年2月、Aの成年後見人に選任され、同人の財産管理業務に従事していたところ、平成17年12月26日から平成22年7月23日までの間、合計10回にわたり合計372万円を、平成23年8月10日から平成25年2月18日までの間、合計6回にわたり合計371万円の預金を、管理対象の銀行口座から引き出し、事務所経費などに私的に流用したことを理由に、所属弁護士会から平成26年3月24日付けで業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①Aから旧遺言書を変更して新たな内容の遺言書を作成したいとの意向を受け、遺言信託を提案し、B信託銀行担当者Cと協議したものの、遺言信託に関する契約締結には至らず、Aの希望どおりに新遺言書を作成した経緯に関して、上記Cとの協議を契約締結交渉と認めることは困難であるにもかかわらず、平成23年9月、約131万円の遺言作成手数料とは別個に、契約交渉手数料93万円を受領し、②Aの新遺言書の有効性を巡る法的紛争が発生しておらず、その有効性を巡って関係者との交渉の対応を必要とする業務が発生する蓋然性は極めて低かったにもかかわらず、Aから遺産の処分方法に関する法律事務の着手金として、平成23年9月から平成24年6月までの間に合計2197万1988円を受領し、③平成24年9月、Aと財産管理に関する委任契約を締結し、同月及び同年11月に銀行口座から払い戻した合計90万円の預り金を保管しながら、その状況の記録をしていなかったことを理由に、所属弁護士会から平成26年3月14日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	6月の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成25年3月、被相続人Aの相続手続に関し、被相続人の有する預貯金の受遺者兼遺言執行者であるBからAの預貯金の解約手続を行政書士として受任したところ、上記解約手続の前提として遺留分を算定するに当たり、被相続人名義及びその亡夫名義の不動産について、土地家屋償却資産課税（補充）台帳（以下「名寄帳」という。）に記載される固定資産評価額情報を入力する必要から、自らの資格を司法書士とした委任状に請求内容及び被相続人の相続人であるCの住所・氏名を記入するとともに、同人所有ではない印章を使用した委任状を不正に作成し、当該委任状等を使用して名寄帳を不正に取得したことを理由に、地方法務局長から平成26年2月3日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成21年10月から平成23年4月までの間に合計9件の自己破産申立事件と民事再生申立事件を援助事件として受任しながら、うち7件について、長期間、申立をしないまま終結決定に至らせ、残る2件についても、長期間、申立てをしていないこと、②対象弁護士の在籍していた法律事務所を主宰していた弁護士が弁護士登録を取消した経緯の中で、平成23年5月以降、Aが対象弁護士に自己破産申立事件を依頼したと考えていることを認識していたにもかかわらず、約1年4か月もの間、事件を受任するか否かについて明確な回答を行わなかったことを理由に、所属弁護士会から平成26年5月22日付けで業務停止4月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、（1）平成13年3月15日の交通事故によって負傷したAから、平成15年5月ころ、後遺障害を含む自動車損害賠償責任保険（以下「自賠償保険」という。）の請求手続の委任を受け症状固定の診断書を受領していたところ、自賠償保険の請求手続を直ちにとらず、関係書類を紛失し、事件処理を放置して、平成18年4月、加害者に対する損害賠償請求権を時効消滅させた、（2）その結果、後遺障害等級について「併合7級10」と主張するAの後遺障害等級を確定できなくしたことにより、仮に、A主張のとおり後遺障害等級が認定されてAの過失割合が7割未満程度（自賠償保険の支払基準で減額されない範囲）であった場合の当時の保険金額が1051万円とされていたのに対し、加害者から傷害分の既払金のほか、内容が判然としない180万円の支払をAが受けることによる示談に依り得るを得なくなった、（3）以上により、後遺障害が認定された場合の相当額の損害賠償を受けることの権利、少なくともその期待権を失わせたことを理由に、日本弁護士連合会から平成22年12月22日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成20年11月、依頼者Aとその妻の債務整理手続（債権者11社）を受任したにもかかわらず、取引履歴の開示を受けた全債権者のうち一部の債権者につき利息制限法による引き直し計算をしただけで、その余の債権者についてはせず、債権者Bに関して70万円の過払い金が発生していたのに、その後の交渉や回収手続をせず、平成25年5月までの4年半の間、債権者1社以外の他の債権者らへの交渉などせずに事件を放置し、Aからの再三にわたる問い合わせに対し、電話で数回対応しただけで、事件の進捗状況を説明せず、過払い金が発生していた債権者Bの処理に関しては、過払い金は存在しない旨虚偽の報告をしたことを理由に、所属弁護士会から平成26年3月10日付けで業務停止2月の懲戒処分を受け、②平成20年1月、依頼者Cから受任した債務整理事件について、債権者Dとの間で成立した分割弁済の合意に基づき、同年2月分から平成24年8月分までの分割金を預り金口座に振込ませて受領していたところ、そのうち一部の分割金しか債権者D社に弁済せず、残余の預り金合計15万8413円を、弁済目的以外に費消し不正に流用したことを理由に、所属弁護士会から平成26年5月1日付けで業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成21年9月、Aから受任した過払金返還請求事件について、同年11月に複数の業者と和解して合計160万円を受領したことをAに報告せず、委任契約を解除したAに合計110万3000円を分割して支払っただけで、残金49万7000円を返還していないこと、②平成21年4月に代理援助事件として受任した被援助者Bの損害賠償請求事件について、速やかに事件に着手せずにBの請求債権を時効にかからせ、センターへの報告を怠り、最終決定（解任）で全額の返還が定められた弁護士費用14万6000円の返還をしていないこと、③平成21年5月、代理援助事件として受任した被援助者Cの慰謝料請求事件について、平成23年9月、訴訟上の和解により対象弁護士の預り金口座に解決金300万円の振込送金を受け、センターから報酬金を31万5000円と定める決定を受けながら、上記解決金の精算をせず、その後、Cから提起された預り金返還請求訴訟で対象弁護士に236万7500円及び遅延損害金の支払いを命じる判決が確定しても、預り金の返還をしていないこと、④平成20年ころ、Dから受任した未払残業代請求事件について、事件を速やかに遂行せずに放置して債権を消滅時効にかからせ、Dから対象弁護士に対して提起された訴訟事件の和解で解決金300万円を分割して支払う旨を約しながら、うち合計169万円を支払っただけで、残金の支払いをしていないことを理由に、所属弁護士会から平成26年4月15日付けで業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、司法書士法第3条第2項第2号の法務大臣の認定を受けておらず、簡裁訴訟代理等関係業務を行う資格を有していないにもかかわらず、平成19年から平成24年までの間、（1）依頼者161人と委任契約を締結して債務整理事件396件を受託した上で、（2）受任通知書兼取引履歴請求書を作成して債権者に送付したこと、（3）債権者からの取引履歴書に基づいて引き直し計算をし、依頼者の指示に従って過払金返還請求書を作成して債権者に送付したこと、（4）債権者からの和解金額の提示の連絡を受け、その内容を依頼者に伝え、その返事を債権者に伝えたこと、（5）裁判外の和解に係る和解契約書を作成したこと、（6）裁判外の和解に係る和解契約書に依頼者の代理人として署名、押印したこと、（7）裁判外の和解交渉の経緯、依頼者の本人訴訟の事件記録、期日のやり取りを傍聴した内容等をも踏まえて訴状、準備書面等を作成したことが、弁護士法第72条に抵触し、司法書士法及び所属司法書士会則に違反する行為であり、また、（8）依頼者と債権者との間において裁判外で成立した和解に係る和解契約書を依頼者に返還しないことが司法書士法及び上記会則に違反する行為であることを理由に、地方法務局長から、平成26年2月13日付けで業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①依頼者Aらの住宅ローン債務につき銀行により申し立てられた自宅の競売に関し、係属裁判所から競売関係書類を受領していたにもかかわらず、Aらに対して競売事件の進行状況等について報告を怠った、②依頼者Bから過払金返還請求事件を受任し、着手金等合計15万1000円を受領したが、事件処理を行わず、預り金等の清算を行わないまま、平成24年9月下旬に失踪した、③平成24年9月当時、債務整理事件を中心とする30件余りの事件を受任していたが、同月下旬、依頼者に何ら連絡をせず、預り金等合計約350万円の清算を行わないまま、事件処理を放棄して失踪した、④平成24年6月分から同25年1月分までの所属弁護士会等の会費合計28万1600円を滞納したことを理由に所属弁護士会から平成25年3月19日付けで退会命令の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成25年5月10日及び12日、女性3名に対し、バッグ内に隠したビデオカメラをスカートの下に差し入れてその映像を記録し、同年8月23日、条例違反により罰金50万円の刑に処せられたことを理由に、所属弁護士会から平成26年3月18日付けで業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、成年後見人として被後見人Aの預貯金の管理等の業務を行っていたところ、平成24年2月16日から同年9月28日までの間に、前後10回にわたり、A名義の銀行口座から現金297万9000円の払戻しを受け、Aのために業務上預かり保管中であった現金7万7790円と合わせた現金305万6790円のうち、現金255万6790円を自己のために費消したことを理由に、所属地方務局長から平成25年2月6日付けで業務の禁止の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	1年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、①行政書士であるAがブログに書き込んだB社に関する記事につき、B社から削除請求と損害賠償請求の依頼を受け、Aに対して記事の削除等を請求したが、Aが拒否したことから紛争となり、対象弁護士のブログに、Aの事務所名をもじった「かなめくじ」という架空の害虫キャラクターを登場させ、「かなめくじ大量発生、一匹残らず殲滅せよ!!!」と記載し、さらに「かなめくじ」の特徴として「じめじめとして陰湿で陰険で、ストーカーのように粘着質」「所詮地べたを這い回るのがお似合いの、劣悪で下等な生物」「善良な市民に害悪を及ぼすことしかしない、害虫のなかの害虫」「自分の生存こそが正しいとでも言わんばかりの増長した思い上がりで行動」などとAの事務所を架空の害虫になぞらえて、Aを貶める目的の記述を掲載したことにより、Aの名誉感情を著しく侵害したこと、②犯罪被害の届け出により、投資詐欺の疑いが持たれていたB社名義の預貯金口座が、いわゆる振り込み詐欺救済法に基づき、犯罪利用預金口座の疑いがある口座として凍結され、複数の金融機関から取引停止措置をとられ、順次預金債権消滅手続がなされていたことが預金保険機構のホームページに記載されており、B社についてブログへの記載を行うときには、その内容が事実と反することがないよう、また万が一にも、誤った情報により一般市民が被害を受けることがないよう、十分な調査を行ったうえで記事の掲載を行う注意義務があったにもかかわらず、対象弁護士のブログに、「この記事は、C有名ブログが、大した調査もせずに単なる憶測と思い込みで誹謗中傷記事を掲載していることを明らかにするという公益目的から記載するものである」などと前書きをしたうえで、「(B社の口座は)犯罪利用預金口座等でないことが明らかになるなどして、預金等に係る債権の消滅手続が終了した旨が(預金保険機構のホームページに)記載されて」いるなどと記載し、更に「今回の件については、権利行使の届け出がなされていないだけでなく、現時点では、訴訟や告訴等も提起されていません。すなわち現時点で、公に、正式な手続きにおいて、詐欺の被害者と名乗り出ている人物は皆無なのですよ」などと明らかに事実と反する記載をしたことを理由に、所属弁護士会から平成26年8月10日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	事務所相談登録契約及び受任予定者契約については2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約(普通国選弁護士契約)については2年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、成年被後見人Aの成年後見人に選任されていたところ、①平成21年7月、Aが受取人になっている保険会社からの高度障害保険金2億5987万4940円を、成年後見人名義の預金口座ではなく、対象弁護士名義の預り金口座に振り込ませたこと、②平成22年4月7日及び同年6月30日にも同様にAのための金員合計355万円を対象弁護士名義の預り金口座に振り込ませたこと、③上記①②の事実について、平成24年12月までの長期間、後見事務を監督する家庭裁判所への報告を怠ったこと、④上記①の対象弁護士名義の預り金口座に入金された保険金の中から、平成22年12月6日までの間に複数回にわたり、合計4663万3312円を支出し、これらの支出について家庭裁判所への報告を怠ったこと、⑤Aがマンションを所有していることを認識しながらこれを家庭裁判所に報告しなかったこと、⑥さらに平成22年3月8日、同マンションの持分2分の1をAの親族Bに対する債務の代物弁済としてBに譲渡し、これを家庭裁判所に報告しなかったことを理由に所属弁護士会から平成26年5月26日付けで業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成26年度	いずれの契約についても3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が国選弁護士として、被告人Aから被害者への示談金や保釈保証金等にあてるために同人名義の預金のキャッシュカードを預託されて合計428万円を引き出し、ここから28万円を被害者に治療費として支払ったが、示談も保釈もできなかったことから、Aから残額の400万円の返還を求められたところ、200万円を返還しただけで、残りの200万円についてはAからの度重なる返還要請に応じず、さらにAから民事調停を起こされた結果、200万円の分割払いを命ずる調停に代わる決定が出されたにもかかわらず、この決定にも従わなかったことを理由に所属弁護士会から平成25年7月11日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成13年2月ころから平成23年の約11年間にわたり、Aより年間約120件の権利に関する登記及び表示に関する登記申請事件（以下、「登記申請事件」という。）のあっせんをうけていたところ、Aが非司法書士行為を行ったとして所属司法書士会から告発され、平成23年12月に罰金50万円の略式命令（平成24年113日確定）を受けた事実を知らながら、以後も継続してAから年間約10件の登記申請事件のあっせんを受け、その間の平成13年から同14年の間、月約9件から15件程度の登記申請事件、また、平成17年及び同18年ころの登記申請事件に対し、建物の表示登記に係る報酬の30パーセントに相当する金銭を紹介料としてAに支払っていたことを理由に、地方法務局長から平成26年5月22日付けで業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成23年9月、依頼者Aから亡Bの遺産分割に際し養子縁組と遺言をいづれも無効とすること等の依頼を受けて受任したが、方針の変更についてAと協議せずに、事件の相手方に対し、養子縁組と遺言の無効を問わない内容の通知書を発送するなどしたこと、②依頼者Cが提起した損害賠償請求事件を平成23年11月に受任したが、Cの承諾を得ずに訴えの全部取下書を提出して、準備書面を提出せず、口頭弁論期日にも出頭しなかったところ、訴えの取下げに被告が同意せず、Cが自ら証人尋問及び和解協議に対応したこと、③平成23年10月、依頼者Dから依頼を受け、自ら作成し、または事務員に作成させ十分な確認をせずに、法律的な内容を記載した文書としての体をなしていない通告書2通を発送したこと、④平成23年から同24年にかけて、事務所には常勤弁護士2名しかいないなど十分な対応をとれなかったにもかかわらず、1万0500円を支払えば1年間はいつでも何度でも弁護士の相談を受けられる旨広告宣伝したことを理由に平成26年7月9日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、覚せい剤取締法違反被告事件の共同被告人AB両名の弁護人に就任したところ、第1回公判期日において公判事実を全面否認して接見禁止決定が付されていたAから、一部を認めて一部否認して接見禁止命令が付されていたBに対する手紙を接見時に見せる、あるいは差し入れることの依頼を受け、対象弁護士の事務所事務職員に送付を指示してBに郵送したことについて、（1）Aの手紙には、Bが犯罪の成否という審理の根幹に関することに關して、従前の主張を変える可能性がある中で主張を維持するようにAがあからさまに求める内容や脅迫文言と受け取れる内容が記載されていたこと、（2）Aの手紙について対象弁護士は、Bが従前の主張を変える可能性がある中で主張を維持するよう求める内容であることを認識していたこと、（3）にもかかわらず、対象弁護士がAの手紙をそのままBに送付して閲読させた行為は、刑事弁護活動において許される情報伝達の範囲、程度を超え、接見禁止の趣旨を逸脱し、接見交通権を濫用したものであることなどを理由に、所属弁護士会から平成26年7月10日付けで業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	1年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成24年12月分から平成26年5月分まで18か月にわたって所属弁護士会の会費及び日本弁護士連合会の会費合計68万7795円を滞納したことを理由に所属弁護士会から平成26年7月15日付けで業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成26年度	1年間の契約停止措置をとることが相当である。 (措置の対象となる契約) ①民事法律扶助業務 センター相談登録契約、事務所 相談登録契約、受任予定者契 約、受託予定者契約	本件は、対象弁護士が、①Aの同一の相談について、民事法律扶助の代理援助申込書と日本弁護士連合会委託法律援助である犯罪被害者の法律相談申込書・実施報告書の2通を平成25年12月から平成26年1月にかけて提出した行為が法律相談料の二重請求と疑われること、また、上記援助申込書の相談者署名欄を相談者自らが署名するのではなく、対象弁護士が記入し、その記入について相談者の了解を取っておらず、実際の相談場所とは異なった相談場所が記載されていること、②平成25年12月に被援助者をBとする代理援助申込書を提出した後、これを撤回し、平成26年1月に再度、援助申込書を提出したことについて、不適切な申込手続が行われた疑念があることから、措置の対象となる事案。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成24年3月24日、所属していた事務所内で、デジタルカメラを使用して事務職員のスカートの内部を無断で撮影したことを理由に、平成26年10月20日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、Aから、AがBに対し解決金300万円を支払うこと等を内容とする訴訟上の和解が成立した事件について、上記解決金の取戻しを相談され、勝訴の見込みがなかったにもかかわらず、あたかも勝訴の見込みが多少はあるかのようにAを誤解させ、事件の見通しについて適切な説明をせず、平成23年9月、上記解決金を取り戻すこと等を内容とする不当利得返還等請求訴訟を着手金35万円を受任し、同年10月に提起した同訴訟において、上記解決金の受領は不当利得に当たると主張したのみで、和解の効力が否定されるべき理由その他不当利得の根拠について、何ら主張及び立証をしなかったことを理由に、平成26年10月21日付けで日本弁護士連合会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、①対象弁護士との連絡がつかない旨の苦情が平成23年4月ころから所属弁護士会に複数寄せられるようになり、同弁護士会からの連絡にも応じなくなったところ、平成24年8月によりやく面談に応じ、対応が必要な対象弁護士の未処理案件が複数に及ぶことが把握されたために、同弁護士会が対象弁護士を支援して受任事件の一部について処理を進める体制をとったが、平成25年1月ころ、再び、依頼者等から対象弁護士と連絡がとれない旨の苦情が多数寄せられ、同年2月、同弁護士会が対象弁護士に連絡を取ろうとしたものの、約束した面談期日に現れないなど直接の応答が得られず、同年3月、同弁護士会から対象弁護士に対し、指定の期限までに連絡がなければ厳正な措置をとるとの警告をしたにもかかわらず、上記期限までに連絡をせず、その後も連絡をしなかったこと、②対象弁護士において、依頼者A及びBから同人らが相続人として成立させた亡Cの相続財産に関する遺産分割協議書に基づき、退職金、退職年金、生命保険金、預金等の各支払請求をし、これらの支払金をA及びBに分配する事件処理の委任を受けたが、生命保険金及び預金について、対象弁護士名義の口座に入金を受けた分配金の支払をBが求めたにもかかわらず放置し、やむなくBが分配金の残金の支払を求めて提訴した訴訟の答弁書において全額の支払いを約束するも、残金100万円の支払いをせず、100万円及び遅延損害金の支払いを命じる判決が確定したことを理由に、同弁護士会から平成26年3月24日付けで業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。 (措置の対象となるべき契約) センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約	本件は、対象弁護士が、平成13年6月、被援助者2名の自己破産申立事件の受任者となり、同年10月、被援助者2名の自己破産申立事件の受任者となっていたところ、平成25年1月に至っても、破産手続等の申立が行われず、事件処理を放置した結果、被援助者各自の資産状況などに変動が生じて申立手続が困難となったこと、被援助者のうち1名より平成25年2月に債権者から訴訟を提起された旨の苦情の申出が行われたことなどが認められる事案である。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、(1)平成24年6月14日、未成年者であるAの被疑事件に関し国選弁護人に選任されたが、Aが家庭裁判所送致となった同月22日までの間、接見を行わず、その後、Aの付添人に選任されたが、審判期日である同年7月18日までの間、面会をしなかったこと、(2)Aの事件に関し、事務員に対して、少年鑑別所で身柄拘束されているAと面会して事件を調査したりAに付添人選任届を作成させるよう指示し、同年6月29日、少年鑑別所にて職員との立会いなくAと面会させたこと、(3)平成24年7月17日、被疑者Bの国選弁護人に選任されたが、公判請求された同月26日までの間、接見を行わなかったことを理由に、平成26年10月8日付けで、所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成25年7月9日、電車内において、乗客の女性のスカート内を盗撮する目的で、動画撮影機能付きのデジタルカメラを、同女の背後からスカートの斜め下に差し入れた行為が条例違反に該当するとして簡易裁判所に起訴され、同年7月11日、条例違反により罰金30万円に処する旨の略式命令を受けたことなどを理由に、所属地方司法書士会から平成25年10月29日付けで業務停止3か月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成21年6月、Aから債権者7社に対する債務整理事件を受任したところ、うち2社からは過払金を回収してAに報告したものの、過払金が発生している他の債権者との交渉が進展していないことをAに報告せず、平成23年12月に解任されるまで過払金返還請求訴訟を提起しなかった結果、過払金返還請求権の時効消滅などにより、Aに約195万円の損害が発生したことを理由に、所属弁護士会から平成26年10月17日付けで業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成22年11月分から平成25年1月分まで27か月にわたって所属弁護士会の会費及び日本弁護士連合会からの会費合計182万9400円を滞納したことを理由に、所属弁護士会から平成25年10月3日付けで退会命令の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	6か月の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、①平成22年9月頃、亡Aの共同相続人の一部であるB及びC（以下「Bら」という。）から生前亡Aが負っていた債務及びB自身が負っている債務についての債務整理を受任するにあたり、Bらにその委任の具体的な内容及び報酬・費用に関する十分な説明をしていなかったこと、Bらから亡Aの死亡の事実を聞いていたものの、亡Aの死亡及び同人の相続人につき戸籍謄本等の調査・確認を行わないまま債務整理を開始し、そのために、亡AのBら以外の共同相続人であるDにつき本人確認及び委任内容の意思確認をしていないこと、亡Aに係る債務整理において、平成22年11月及び平成23年3月、各債権者との間で過払い金に係る裁判外の和解をするに当たり、それぞれの和解契約書に和解の当事者として亡Aの氏名又は住所・氏名を記載した上、対象司法書士を亡Aの代理人として記名・押印して契約を締結したこと、また、②平成19年11月頃、Eから同人の債務整理を受任するに当たり、債務整理の具体的な内容及び報酬・費用に関する十分な説明をしていなかったことを理由に、平成26年10月15日付けで地方司法書士会から業務停止2週間の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、①自己の法律事務所の事務員ではないAに対し100枚綴りの戸籍謄本等職務上請求書1冊を交付し、平成20年頃Aが上記請求書を利用して書類を取り寄せていることを承知しながら黙認し、平成22年7月まで使用させたこと、②上記Aから紹介を受けた依頼者Bから、平成20年6月28日に亡Cの相続財産の処理に関する一連の法的手続を受任するに当たり、Bに対し遺言書の検認の手続が必要であることを説明したのみで、事件の見通し及び処理方法並びに費用に関する説明をせず、委任契約書を作成しなかったこと、③その後Cの遺言についてBがなした遺言執行者選任申立てにより遺言執行者に選任されて業務を行ったが、業務遂行状況等についてBに説明及び報告をしなかったこと、④Bに相談も報告もせず、上記受任業務の終了時の清算として、預かり保管中の約2億円を全てAに交付し、報酬額についてBと一切協議せず提示もしないまま、平成21年2月3日、Aから報酬として2200万円を受領したこと、⑤平成25年4月22日まで、上記報酬に係る所得税等の申告及び納付をしなかったことを理由に、平成26年7月30日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、①Aから受任した4筆の土地の所有権移転登記及び地役権の抹消登記等の手続を放置し、平成24年6月頃、Aに対して登記手続が完了したと虚偽の報告をしていたところ、平成24年9月頃、Aから、当該登記手続が完了した内容の登記事項証明書を求められたため、平成25年8月下旬頃、前記各不動産に関する「○法務局登記官印」の押印のある全部事項証明書の写し5通を偽造し、A宛てにファックスで送信等することにより、登記が完了していると誤信させたこと、②Bから受任した7筆の土地の所有権移転登記手続を放置していたところ、Bから催促されたため、前記各不動産に関する「○法務局登記官印」の押印のある登記識別情報通知8通を偽造してBに手交し、登記が完了していると誤信させたこと、③成年後見人として成年被後見人Cの現金及び預貯金の出納・管理等の業務に従事していたところ、Cのために預かり保管していた現金について、平成26年4月9日に1133万円、平成26年5月23日に100万円を、自己の用途に費消するため、横領し、平成26年8月28日から平成26年9月4日までの間、Cの成年後見人名義の銀行口座から、自己の用途に費消するため、合計810万円を、他の口座に送金して横領したこと、④平成26年10月、上記①について有印公文書偽造・同行使の罪で、同年11月、上記②及び③について有印公文書偽造・同行使、業務上横領の罪で起訴されたことなどを理由に、平成26年12月17日付けで地方法務局長から業務禁止の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成27年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者に関する契約については3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、普通国選弁護士契約及び一括国選弁護士契約については3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、①平成22年8月6日に死亡した被相続人Aの遺言執行者に就任しながら、相続財産の目録を作成せず、包括受遺者B及びAの相続人らに対し相続財産の目録の交付及び報告をせず、Bからの照会に対しても、遺言執行者として遂行した業務の報告をしなかったこと、②平成22年10月から平成23年1月までの間に、A名義の複数の預貯金を解約して合計約1192万円の払い戻しを受けて預かり保管しながら、Bに無断で、うち1174万1871円を他の業務等のために費消したこと、③平成18年9月から平成22年3月までの短期間に合計4回の戒告の懲戒処分を受けていることを理由に、所属弁護士会から平成26年2月9日付けで除名の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 平成16年4月に後見が開始されたAの成年後見人Bと同人の妻C（BとCとを併せて、以下「B夫妻」という。）から、平成17年7月ごろまでの間、10回以上にわたって、Aが所有又は持分を有する複数の土地及び区分建物に係る信託契約の効果などの相談を受け、さらに、平成17年1月から2月、Cから、当該各不動産を、他の推定相続人を排除して、自由に利用・処分したい旨の相談を受け、</p> <p>2 これに対し、対象司法書士は、Aの成年後見人Bとの間でCを受託者とする当該各不動産の信託契約を締結し、期間を8年間と定め、Aの死亡後も存続する内容とすれば、その期間中は、Aの相続人が遺産分割もできず、B夫妻が自由に利用し続けることができること、管理処分権を有するCは、好きなように売ったり贈与することもできることなどを教示し、</p> <p>3 対象司法書士において、BがAの成年後見人の地位を悪用してCとの間で信託契約を締結することが、Aを害し、B夫妻の利益追求を図る違法な行為であることを承知し、また、その契約締結を助言・指導することも、違法な行為となることを認識しながら、同年7月頃、委託者及び受益者をA、受託者をCとして、上記2の信託契約期間などを定めた当該各不動産の不動産管理処分信託契約書を作成して信託契約を締結させ、</p> <p>4 同年8月、B夫妻から委任を受け、対象司法書士において、同年7月1日信託を原因として当該各不動産の所有権又は持分全部移転及び信託登記申請を行い、登記を完了させ、</p> <p>第2 平成21年8月、建物抵当権登記の抹消登記手続を登記権利者の1人であるDから受任し、登記権利者は、D、E及びFの3名であったところ、Fの本人確認及び登記申請意思確認を行わないまま、無断で同人の委任状を自ら作成の上、抹消登記申請を行い、登記を完了させ、以上の理由により、平成27年1月29日付けで地方法務局長から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、亡Aの遺言執行者に就任し、平成25年3月21日から同年9月24日までの間に、遺産である預貯金等の金融資産を順次換金して、合計6538万5736円を対象弁護士の預り金口座に入金する方法により預かり、同年3月21日から同年8月23日までの間に、上記預り金のうち合計4692万2683円を事務所経費、生活費等に流用したことを理由に、平成26年12月9日付けで所属弁護士会から業務停止1年4月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成27年度	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は対象弁護士が、①Aから過払金返還請求事件を受任し、平成22年9月27日頃、B株式会社に対し、過払金元金218万5779円等の支払を求める不当利得返還請求訴訟を提起し、上記事件の受任後、Aに直接意思確認することなく、同年11月26日、B社がAに対して一括して120万円を支払うという内容の訴訟上の和解を成立させたこと、②平成23年4月4日、B社から上記和解に基づき120万円の支払を受けて預かり、同日、Aのために預り金を受領する正当な権限のないCに弁護士報酬等を控除した84万5000円を交付し、AがCから30万円の引渡しを受けた後に預り金の返還を求めて申し立てた紛議調停手続を経ても、上記預り金の残額である54万5000円を返還しなかったことを理由に、平成27年3月9日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成27年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）については、3年間の契約締結拒絶期間を設定し、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は対象弁護士が、平成24年9月に死亡したAの相続人Bらから、Aの生前、同人の成年後見人に就任していたC弁護士からの相続財産の引継ぎや、遺産分割協議書の作成並びに同協議書に従った相続財産の引渡等の業務を受託し、平成24年11月、C弁護士から2326万3441円の送金及び3通の定期預金証書（額面合計500万円）等の引渡しを受け、また、平成25年3月までに前記各定期預金の解約等を行い、最終的に合計2894万2358円をBらのために預かり保管すべきこととなったにもかかわらず、C弁護士から対象弁護士の預り金口座に対し送金された2326万3441円を平成24年末までに全額出金し、上記各解約金については対象弁護士の預り金口座において保管することもせず、上記2894万2358円を全て事務所の経費等に流用し消費したことを理由に、平成27年3月10日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成27年度	2年間の契約の効力の停止措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成19年から平成25年にかけて書類作成援助の受託者となった40件の自己破産申立事件に関し、センターの立替金とは別に、各被援助者に対し、合計395万3696円の報酬金を請求し、直接受領していたことから、措置の対象となる事案。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①依頼者A及びBのために開設した預金口座に預託していた預金から、平成24年1月25日から同年11月19日にかけて、A及びBの承諾を得ることなく、11回にわたり、合計1157万0470円を払い戻し、自己の用途に費消したこと、②綱紀委員会の調査期日において、上記預金の無断払い戻しが綱紀委員会に知れることを回避する目的で、平成25年8月16日頃、A及びBに対して、「預り金の中から1000万円位借りたいとの対象弁護士の申し込みを受け、A及びBが予めこれを承諾していた」という虚偽の事実を記載した書面の作成を依頼し、同書面を自ら綱紀委員会の調査期日において書証として提出し、また、Bをして虚偽の内容を記載した書面を綱紀委員会に提出させたことを理由に、平成27年3月23日付けで所属弁護士会から業務停止5ヶ月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱に関する契約については1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約、普通国選弁護士契約、一般国選付添人契約及び国選被害者参加弁護士契約については1年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、公設事務所の所長として業務を行っていたところ、平成17年から平成19年にかけて、計18名の依頼者から、それぞれ債務整理事件を受任したが、そのうち、①1名については、受任時、破産及び免責の申立ての方法があること並びに時効待ちの不利益及びリスクについて説明しないまま、時効待ちの方針で受任し、11名については、途中から時効待ちの手法をとるに当たり、依頼者らに、時効待ちの不利益及びリスク並びに他の選択肢について説明せず、又は協議を行わず、時効待ちの手法をとり、15名については、十分な説明なく又は時効待ちをすべき事案でないにもかかわらず時効待ちの手法をとって、事件の処理を遅滞したこと、また、②4名については、同弁護士が公設事務所の弁護士であり、依頼者らが、法律扶助の要件を満たし、かつ当初弁護士費用を自ら分割弁済で支払う条件で依頼したが、後に支払えなくなり、その旨同弁護士に報告した等の事情があるにもかかわらず、法律扶助について説明せず、法律扶助を利用しなかったこと、さらに、③10名については、委任契約書を作成しなかったこと、④1名については、預り金1万3362円について、返還すると生活保護が打ち切られるかもしれない等の説明をして返還しなかったことを理由に、平成27年2月9日付けで所属弁護士会から業務停止1ヶ月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、傷害事件で逮捕されたAの国選弁護人に選任され、Aが書いた手紙を被害者方に郵送し、被害者との示談交渉により被害届の取り下げ、不起訴処分を得たい旨の要請を受け、手紙3通（以下「本件手紙」という。）の宅下げを受けたが、本件手紙には、被害届の取り下げがなされなかったら絶対に許さない、自分の周囲も被害者とその妻を絶対に許さない、被害届を出していることが周囲に知れたら周囲の者が被害者方に押し寄せる等の記載が含まれており、また、対象弁護士がAの依頼により、接見の際に撮影した写真には、Aの腹部に3か所の傷と絆創膏を貼り付けた様子が写っていたところ（以下「本件写真」という。）、平成26年5月21日、対象弁護士は、本件手紙の内容を確認することなく、本件手紙及び本件写真を被害者方に発送し、被害者らは、同月23日頃に本件手紙及び本件写真を受け取り、不安・困惑の念を抱き、札幌地方検察庁に届け出、Aは、証人威迫罪で追起訴され、有罪判決を受けたことを理由に、平成27年5月21日付けで所属弁護士会から業務停止1ヶ月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、司法書士法第3条第1項第6号ないし8号に規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）を行う法務大臣の認定を受けた者であるところ、①平成22年10月、Aから7件の過払金返還請求に関する債務整理事件（以下「本件債務整理事件」という。）の依頼を受けて受任し、甲に対する過払金が約240万円、乙に対する過払金が約320万円、丙に対する過払金が約827万円、丁に対する過払金が約222万円であることを認識し、司法書士法第3条第1項第7号に基づく簡裁訴訟代理等関係業務の範囲外であるにもかかわらず、甲及び丁について、Aの代理人として裁判外の和解契約を締結し、乙及び丙について、Aの使者という名目で、裁判外の和解契約書を作成するなど、実質的な代理人としての関与をしたこと、②平成22年から平成24年の約3年間に受任した234件の債務整理事件（ただし、本件債務整理事件の7件を除く）のうち、簡裁訴訟代理等関係業務の範囲外であるにもかかわらず、4件について、依頼者の代理人として裁判外の和解契約を締結し、15件について、依頼者の使者という名目で、和解契約書を作成するなど、実質的な代理人としての関与をしたことを理由に、平成27年7月6日付けで地方法務局長から業務停止3か月間の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	2年間の契約の効力の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、民事法律扶助の援助案件について、センターの地方事務所長が事件の進行状況に関する報告書を求めたにもかかわらず、報告書を提出しないことから、センターとの契約上の義務を怠ったもの。
平成27年度	2年間の契約の効力の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、民事法律扶助の援助案件について、センターの地方事務所長が事件の進行状況に関する報告書を求めたにもかかわらず、報告書を提出しないことから、センターとの契約上の義務を怠ったもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①Aから訴訟事件を受任していたが、平成24年7月頃、Aに対し、事業資金の提供を依頼し、遅くとも同年10月5日までに、対象弁護士を代表者とする実体のない株式会社Bを借主として、C株式会社から5億円を借り入れるに際し、Aを代表者とし、Aと一体の存在と考えられる株式会社Dを物上保証人として等を合意し、この合意に基づき、D社の保有する不動産に抵当権が設定されたこと、②上記借入金の返済を遅滞したため、平成25年7月31日に合計4億5610万3204円をC社に代位弁済したAから、その支払等を求められたが、これを支払わず、また、Aとの間で支払方法についての協議等も行わなかったことを理由に、平成27年5月20日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 A株式会社（以下「A社」という。）と株式会社B社（以下「B社」という。）が平成23年9月14日に不動産の売買契約を締結するに当たり、A社の社長室長を名のるCから説明を受け、当該売買契約の内容が不当に高額な代金でA社が不動産を買い取り、その差益からA社にキックバックすることを目的とする不法な要素を持つことを認識しながら、A社との間で受任契約書を作成しないまま、B社に対し、A社の代理人名義で、虚偽の事実を内容とする購入意向表明書を差し入れて、当該売買契約の締結に関与したこと、また、当該売買契約の締結後、A社から、CはA社の社長室長ではなく、対象弁護士に代理権を付与した事実はないとして当該売買契約締結の経緯について釈明を求められたこと等からA社からの代理権の付与の事実について疑問を持つのが当然であったにもかかわらず、当該売買契約締結の経緯やその後の事情についてA社らに対して回答せず、今後の対応等について、A社らと協議しなかったこと、 第2 平成23年12月15日、A社と株式会社D社（以下「D社」という。）が不動産の売買契約を締結するに当たり、Cから説明を受け、当該売買契約をめぐって違法な行為が行われていることを十分に認識しながら、当該売買契約の立会人となったこと、また、上記第1の売買契約締結後の事情から自己の代理権について疑念を有するのが通常であるのに、A社らに対して何らの確認等をせず、A社の代理人として売買契約の決済に関する2通の要望書を送り、それをA社らに直接報告しなかった上、Cから名目の明確でない報酬を受領したこと、などを理由に、平成27年4月28日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	2年間の契約の効力の停止措置をとることが相当である。 (措置の対象となる契約) ①民事法律扶助業務 センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約	本件は対象弁護士が、民事法律扶助の援助案件について、センターの地方事務所長が事件の進行状況に関する報告書を求めたにもかかわらず、報告書を提出しないことから、センターとの契約上の義務を怠ったもの。
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成21年4月の審判により、成年被後見人Aの成年後見人に選任されていたところ、同年末頃からAの定期預金を数回に分けて解約し、事務所経費並びに競艇及び飲食等の遊興費として私的に流用するようになり、Aの預金約4000万円のほとんどを横領し消費するに至り、また、A名義の預金を解約した事実を隠蔽するために、平成23年に金融機関等と根抵当権設定契約を締結し融資を受け、A名義の定期預金を回復したが、当該根抵当権にかかる借入金の返済が困難になったことから、結局、回復した定期預金を全て解約し再び消費するに至り、家庭裁判所への報告については、預金通帳等の写しの数字の改ざん及び虚偽の報告書を作成することにより発覚を免れていたことを理由に、平成27年7月30日付けで地方司法書士会から業務禁止の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	受任予定者契約及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、普通国選弁護士契約及び一括国選弁護士契約については2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は対象弁護士が、平成20年12月頃、Aから破産申立事件を受任し、Aの債権者であるBに対して、自己破産の申立てを期限を付して約束したり、その旨の書面に職印を押して交付しながら、6年以上にわたって申立てをせず、Bに対して申立てをしない理由について説明しなかったこと、客観的にみても長期間申立てをすることができない合理的理由が認められないことなどを理由に、平成27年5月20日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成27年度	2年間の契約の効力の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成19年3月28日付けの援助開始決定に基づき、被援助者Aの任意整理事件の受任者となり、また、同日付けの援助開始決定に基づき、被援助者Bの自己破産申立事件（書類作成援助）の受託者となっていたところ、A、Bに対し、センターの立替金とは別に、報酬金等を請求し、合計46万6250円を直接受領していたことから、措置の対象となる事案。
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成25年11月17日、大型商業施設の食品売場において、女子大学生のスカートの中を手鏡でのぞき見たことから、県条例違反に該当するとして現行犯逮捕され、罰金50万円に処されたことを理由に、平成27年10月5日付けで地方法務局長から業務停止3か月の懲戒処分を受けたもの
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成18年11月頃から平成20年2月頃まで、A司法書士が所長であるB司法書士事務所に勤務していた期間中、①業務で使用する対象司法書士名義の銀行口座の通帳及びキャッシュカードをA司法書士に預け、同口座を全く管理せず、入出金の経緯についても全く把握していなかったばかりか、簡易裁判所訴訟代理権を持たないA司法書士及び非司法書士であるB司法書士事務所の職員2名に債務整理業務を任せきりにしてこれを怠り、同人らが対象司法書士の名義を利用して簡易裁判所訴訟代理業務を行うことを放任、黙認していたこと、②B司法書士事務所の職員2名を補助者として登録すべきところ、これを怠ったこと、③領収書を作成せず、事件簿の調整も行っていなかったことを理由に、平成26年2月4日付けで地方法務局長から業務停止1年3か月の懲戒処分を受けたもの
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は対象弁護士が、平成11年12月頃、A及びその妻から損害賠償請求事件を受任し、その後、訴訟を提起したが、平成23年5月24日、Aらに無断で訴えを取り下げたこと、Aらに対し、平成25年5月頃まで訴えの取下げの事実を秘匿し、上記訴訟を進行しているかのように装ったことを理由に、平成27年8月6日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの
平成27年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約、普通国選弁護士契約及び一括国選弁護士契約については1年間の契約締結拒絶期間を設定し、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は対象弁護士が、平成20年12月頃、Aから破産申立事件を受任し、Aの債権者であるBに対して、自己破産の申立てを期限を付して約束したり、その旨の書面に職印を押して交付しながら、6年以上にわたって申立てをせず、Bに対して申立てをしない理由について説明しなかったこと、客観的にみても長期間申立てをすることができない合理的理由が認められないことなどを理由に、平成27年5月20日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成27年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約、一括国選弁護士契約）、一般国選付添人契約及び国選被害者参加弁護士契約については3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成24年12月19日頃所在不明となり、受任していた合計60件の事件を放置し、その結果、依頼者に上訴の機会を喪失させたり、請求権の消滅時効を経過させたりする等の不利益が生じた、②平成25年2月分から平成26年3月分までの14か月分の所属弁護士会費及び日本弁護士連合会の会費を滞納したことを理由に所属弁護士会から平成26年4月9日付けで除名の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成14年11月29日、成年被後見人Aの成年後見人に選任され、財産管理等の業務に従事し、平成17年12月14日にAが死亡した後、相続財産を相続人または相続財産管理人に引き継ぐまでの間、引き続きAの相続財産の管理等の業務に従事していたものであるところ、平成18年10月31日ころから平成22年8月23日ころまでの間、A名義の2つの預貯金口座の預貯金をAの相続人等のために業務上預かり保管中、当該2口座から、合計26回にわたり、自己の用途に費消する目的で、合計637万4000円を払い戻しの上、着服して横領した業務上横領罪で起訴され、神戸地方裁判所における第1回公判期日において、かかる犯罪事実を認めたことを理由に、地方法務局長から平成25年12月16日付けで業務禁止の懲戒処分を受けたもの。
平成27年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①A弁護士からBを依頼者とする訴訟事件を引き継いで受任するに当たり、弁護士報酬についての説明等をせず、平成18年6月頃、A弁護士がBから預かり保管中の38万円余りを引き継ぎ、同年10月5日、Bから対象弁護士の預り金口座に7万円の振込みを受けたが、7万円の趣旨及び用途を明確に示さず、Bが平成23年12月8日頃に対象弁護士を解任し、その後預り金その他の金銭の用途等について度々説明を求めても明確な説明をせず、預り金を清算しなかったこと、②Cから、Cの計画する事業の資金作りや協力者集めの依頼を受け、自己が弁護人を務める刑事事件の被告人であるDを紹介し、Dに対し、Cへの融資について自己が保証人となることを承諾し、この結果、Dは、平成24年8月から同年12月までの間に、Cに3200万円を融資したこと、③平成24年12月、Dから、上記②の刑事事件の控訴審を受任し、着手金として50万円を受領したところ、後に、上記②の融資に関するDとのやり取りで信頼関係が失われたとして弁護人を辞任することを決めたが、Dに弁護人を辞任する意思を直接伝えず、裁判所にも弁護士辞任届を提出しなかったこと、対象弁護士は、控訴趣意書を作成せず、特段の弁護活動を行わなかったが、平成25年9月27日、Dが上記着手金の返還等を求めて紛議調停を申し立てた後も上記着手金を清算しなかったことを理由に、平成27年11月6日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	注意の措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成27年6月20日（土）午前11時25分ころ、道路において、指定速度が時速50キロメートルのところを時速83キロメートルで走行した道路交通法違反の罪で同年9月11日に罰金6万円の略式命令を受け、また、同年7月17日に運転免許停止処分を受けたもの。
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。 (措置の対象となる契約) ①民事法律扶助業務 センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約	本件は、対象弁護士が、①平成17年5月27日付けの援助開始決定に基づき受任者となった被援助者Aの自己破産申立事件について、長期間、申立てを行わず、平成26年12月、Aから、利息が膨らんで元金を上回るほど債務が増えてしまっていた等の苦情が申し立てられるまで、事件を放置していたこと、②平成22年4月28日付けの援助開始決定に基づき受任者となった被援助者Bの任意整理事件について、債権者3社から過払金を回収し、平成25年6月14日、その回収にかかる預り金から報酬と立替残金を清算した残金90万1232円の扱いについて対象弁護士とBとの間で協議する旨を定めたセンターの決定を受けながら、Bと連絡をとることなく、平成26年10月にBが委任した弁護士宛てに上記残金を送金するまでの間、Bとの協議等を行わなかったことから、措置の対象となる事案

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を得ていたところ、第1 ①平成22年3月頃、Aから受任した債務整理事件について、受任契約及びその後のAへの連絡等を専ら補助者に行わせ、補助者が、司法書士法第3条第1項第6号イの代理権の範囲を越える過払金203万8297円とする裁判外和解申入書及び和解書を作成して、対象司法書士を代理人として記載し、和解を成立させたこと、②平成20年1月から平成22年12月までの間に受任した債務整理事件で、代理権の範囲外であるにもかかわらず、対象司法書士を代理人として和解申入書の作成を行った事案又は和解契約を締結した事案が33件確認されたこと、</p> <p>第2 平成20年8月、Bの兄Cが所有者となっているB自宅の敷地（以下「本件土地」という。）について、Bへの相続による所有権移転登記の申請を受任したが、BはCの相続人には該当せず、他に複数の相続人が存在するところ、相続人らの協力が得られないことから、時効取得の訴訟を提起するほかない旨を補助者に指示し、平成21年6月、Bが本件土地を時効取得するための訴訟提起（以下「本件訴訟」という。）を受任して、補助者が作成した本件訴訟に関する訴状を確認し、補助者に訴状の修正を指示したものの、その後は、本件訴訟の事務処理に関して指導及び監督をしなかったこと、平成23年夏頃、補助者が相当な手続を行うことなく、偽造した登記識別情報通知をBの関係者に手交した行為をBの関係者から指摘される平成24年12月まで、補助者から全く報告がないことを理由として認知していなかったこと、</p> <p>第3 平成20年5月頃、Dから小規模個人再生事件を受任し、担当補助者を定め、事件処理に当たさせた後、補助者から事件処理に関する相談を受けたことはあったが、進捗状況について確認することはなく、補助者は、相当な手続を行わず、平成23年2月、小規模個人再生計画不認可決定書を偽造して金融機関に提出し、対象司法書士は、平成24年12月、担当補助者が警察に出頭した際に小規模個人再生計画不認可決定書の偽造を認知するに至ったこと</p> <p>などを理由に、平成27年7月21日付けで地方法務局長から2か月間の業務停止の懲戒処分を受けたもの</p>
平成28年度	3か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、①平成24年4月、権利者A及びB（以下「Aら」という。）と、義務者甲株式会社（以下「甲」という。）の登記申請代理人として、9筆の土地について、Aらの持分に対する根抵当権の変更の登記を申請し、登記を完了させたところ、Aらからは過去に数十件程度の登記申請事件の依頼を受けており、約10年ほど前から顔見知りであったものの、同登記の申請に際して、Aらと直接会って登記原因証明情報の内容及び登記申請意思の確認を行っていないほか、電話その他の方法による意思確認も行っていないにもかかわらず、登記原因証明情報の変更後の極度額を修正し、また、事務所に保管していた印鑑をもって自らAらの委任状を作成したこと、②平成24年4月、権利者Aらほか4名、義務者甲の登記申請代理人として、8筆の土地について、根抵当権の変更の登記を申請し、登記を完了させたところ、同登記の申請に際して、Aらと直接会って登記原因証明情報の内容及び登記申請意思の確認を行っていないほか、事務所に保管していた印鑑をもって自らAらの委任状を作成したこと、Aら以外の権利者4名についても登記原因証明情報の内容及び登記申請意思の確認を行っていないことを理由に、平成27年9月7日付けで地方法務局長から業務停止3週間の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、①平成19年10月、有限会社Aの代表者Bを債務整理事務の担当者として雇用し、A社又はBから依頼者の紹介を受け、同月から平成20年3月頃まで、毎月500万円以上の金員を、その中からBが紹介者に紹介料として支払うことを認識しながら、広告宣伝費の名目でA社に送金したことを理由に、平成26年12月11日付けで所属弁護士会から業務停止4月の懲戒処分を受け、また、②株式会社Cの訴訟事件の代理人であり、かつ、顧問弁護士でもあったところ、平成25年2月5日、C社から1000万円を借り入れ、所属弁護士会の綱紀委員会及び懲戒委員会に対して再三にわたり返済の見込みがなかった等と上申したにもかかわらず、平成27年5月末日に至っても返済していないことを理由に、平成27年7月15日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士法人が、</p> <p>第1 ①平成22年3月頃、代表社員であり簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を得ていた司法書士A（以下「A司法書士」という。）がBから受任した債務整理事件について、受任契約及びその後のBへの連絡等を専ら補助者に行わせ、補助者が、司法書士法第3条第1項第6号イの代理権の範囲を越える過払金203万8297円とする裁判外和解申入書及び和解書を作成して、A司法書士を代理人として記載し、和解を成立させたこと、②平成20年1月から平成22年12月までの間にA司法書士が受任した債務整理事件で、代理権の範囲外であるにもかかわらず、A司法書士を代理人として和解申入書の作成を行った事案又は和解契約を締結した事案が33件確認されたこと、</p> <p>第2 平成20年8月、A司法書士は、Cの兄Dが所有者となっているC自宅の敷地（以下「本件土地」という。）について、Cへの相続による所有権移転登記の申請を受任したが、CはDの相続人には該当せず、他に複数の相続人が存在するところ、相続人らの協力が得られないことから、時効取得の訴訟を提起するほかない旨を補助者に指示し、平成21年6月、Cが本件土地を時効取得するための訴訟提起（以下「本件訴訟」という。）を受任して、補助者が作成した本件訴訟に関する訴状を確認し、補助者に訴状の修正を指示したものの、その後は、本件訴訟の事務処理に関して指導及び監督をしなかったこと、平成23年夏頃、補助者が相当な手続を行うことなく、偽造した登記識別情報通知をCの関係者に手交した行為をCの関係者から指摘される平成24年12月まで、補助者から全く報告がないことを理由として認知していなかったこと、</p> <p>第3 平成20年5月頃、A司法書士は、Eから小規模個人再生事件を受任し、担当補助者を定め、事件処理に当たさせた後、補助者から事件処理に関する相談を受けたことはあったが、進捗状況について確認することはなく、補助者は、相当な手続を行わず、平成23年2月、小規模個人再生計画不認可決定書を偽造して金融機関に提出し、A司法書士は、平成24年12月、担当補助者が警察に出頭した際に小規模個人再生計画不認可決定書の偽造を認知するに至ったこと</p> <p>などを理由に、平成27年7月21日付けで地方法務局長から2か月間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約、普通国選弁護士契約及び一括国選弁護士契約については2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成5年1月、家庭裁判所から後見人をAとする禁治産者Bの後見監督人に選任されたが、2回にわたる後見監督処分手続において家庭裁判所調査官からAの財産管理面の問題が指摘され、また、Aから某県に居ることを聞いたことがあったにもかかわらず、Aが市内から某県へ転居した平成13年6月以降、平成25年8月23日に上記家庭裁判所から「後見等事務についての照会書」を受けるまでの間、Aの正確な転居先を確認したり、後見監督事務履行のための面会要請等もすることなく、Aによる財産管理状態を把握しないまま放置して後見監督人としての義務を怠り、結果としてAにより多額の金銭が横領等されたことを理由に、平成27年6月26日付けで所属弁護士会から業務停止10月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、①平成23年10月初旬、報酬を得ることを目的として、法律事務の周旋を業とする弁護士または弁護士法人ではない特定非営利法人A（以下「法人A」という。）から、Bの債務整理事件の周旋を受けたこと、②平成23年11月14日、法人AからCの債務整理事件の周旋を受け、また、同人と面談することなく金融業者5社の任意整理事件を受任したこと、③平成24年3月21日、法人AからDの債務整理事件の周旋を受け、また、同人と面談することなく金融業者3社の任意整理事件を受任したことを理由に、平成27年8月19日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成28年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成24年2月以降二度にわたり、テレビ局のディレクターから詐欺被害事件をテーマとした番組に出演する被害者を紹介するよう依頼を受けたが、その際、真実の被害者ではない者2名を紹介し、自ら被ったわけではない被害事実をテレビ番組で話させるとともに、自らもテレビ出演し、あたかも真実の被害者がインタビューに答えているかのごとく装い、詐欺事件に関する弁護士としてのコメントを述べたことを理由に、平成27年7月15日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当であると思料する。	本件は、対象司法書士が、平成21年2月頃、Aの甥にあたるB及びC（以下「Bら」という。）から、Aの配偶者であるDを登記名義人とする土地及び建物（以下「本件土地及び本件建物」という。）について、Dが死亡したため、Dの自筆証書遺言に基づく、Aを登記権利者とした遺贈の原因とする所有権移転登記手続（以下「本件登記手続」という。）の依頼を受け、また、同年8月、Aの成年後見人に選任されたところ、①本件登記手続を依頼されてから、3年ほど経過しても本件登記手続を放置し、その間、Bらから何度も本件登記手続の催促を受けていたため、その不履行を隠蔽することを企て、平成24年8月頃、本件土地及び本件建物の全部事項証明書各写しに、その「権利部（甲区）（所有権に関する事項）」欄の「順位番号」欄に「2」、「登記の目的」欄に「所有権移転」、「権利者その他の事項」欄に「原因 平成21年1月0日相続 所有者 ○市○区○丁目○番○号 A 順位6番の登記を移記」などと印字した紙片を貼り付けるなどした上、これらを複合機により複写する方法により、「○法務局○出張所登記官之印」の押印のある同出張所登記官E作成名義の全部事項証明書の写し2通を偽造した上、ほぼ同時期に、Bらに対し、偽造した前記全部事項証明書の写し2通をいずれも真正に成立したもののよう装って交付し、登記が完了していると誤信させたこと、②株式会社甲銀行に開設されたA成年後見人名義の通常貯金口座の貯金をAのために業務上預かり保管中、いずれも自己の用途に費消する目的で、平成24年11月から平成25年8月までの間、29回にわたり、同口座から現金合計758万円を払い戻し、横領したこと、③Aの株式会社乙銀行の預金口座からも1000万円以上を払い出し、甲銀行分を含めて、合計約1900万円を横領したこと、④上記①について有印公文書偽造及び同行使、上記②について業務上横領の罪で起訴されたことなどを理由に、平成28年1月8日付けで地方法務局長から業務禁止の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、B株式会社の代表取締役であったAが、C信用組合に対する自らの借入金債務及びB社の借入金に対する連帯保証債務の合計約18億円に及ぶ債務を負ったまま死亡し、その後、C信用組合は、株式会社Dに対し、前記各債務を譲渡し、Aの相続人であった同人の子らは、相続財産が大幅な債務超過となっていたため、いずれも相続を放棄し、同人の兄弟姉妹も、E及びFを除き、対象弁護士を代理人として相続を放棄したところ、 第1 G株式会社がAから買い受けたとする建物の明渡し遅滞により損害を被ったことを理由に、同人の相続により権利義務を承継したものの行方不明となっているE及びFに対し訴訟を提起する必要があるとして、対象弁護士を管理人候補者とする不在者財産管理人選任の申立てを行い、対象弁護士がE及びFの不在者財産管理人に選任され、その頃、対象弁護士は、Eの死亡及びFの朝鮮民主主義人民共和国での生存を聞かされたが、それらの事実を家庭裁判所に報告しなかったこと、 第2 その後、G社は、E及びFに対し、前記遅延損害金に係る損害賠償請求訴訟を提起したが、法定代理人であった対象弁護士はほとんど争わず、G社の請求を認容する判決が言い渡されて確定した訴訟経過について家庭裁判所に報告しなかったこと、AとG社との間には以前から争いがあり、G社からの請求内容も過大であるにもかかわらず、対象弁護士が和解を検討することなく敗訴判決を受けたことは、Aの債務を相続した不在者の財産管理人として適正に職務を執行したとはいえないこと、 第3 対象弁護士は、死亡していることを知っていたEについても不在者財産管理人の選任取消しを請求せず、死亡したEができないはずの相続放棄を前記第2の訴訟係属中に行っており、他方、Aの妹であるHを通じ、Fから対象弁護士に対する依頼書、委任状等を取付したが、家庭裁判所に対し、同人に係る不在者財産管理人選任の取消しを請求せず、Aの相続財産が極端な債務超過であることが明らかであるとして、Fについても他の兄弟姉妹と同様、相続放棄により既存の債務を免れることが客観的利益であると認識し得る状況にあったが、相続放棄をせず、これによりFは単独で既存の債務に加えG社に対する債務を負う結果となり、相続放棄をしないことにより莫大な債務を相続したことは明らかに不在者財産管理人制度の趣旨に反する行為であること、 第4 Aの遺産であるマンションの賃借人から対象弁護士名義の口座に振り込まれた673万円余りを、また、不在者財産管理人としてマンションの賃借人から受領した金員の中から合計3121万円余りを、いずれも家庭裁判所の許可を得ることなく、Hに交付し、その対価として、不在者財産管理人として受領できるものではない報酬110万円をHから受領したこと、 第5 対象弁護士の預り金口座に振り込まれたマンション賃料に関する和解金3934万円余りのうち、○○○万円を借入金返還金として、○○○万円を現金で現金、借入金返還金の合計が借入金に前記

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
		ら、2900万円を保証小切手で、1000万円を現金で出金し、保証小切手をG社が提起した前記第2の訴訟の解決金としてG社に、当時G社の代表取締役であったIに資産価値のないB社の株券代金として現金をそれぞれ支払い、Iから500万円の保証小切手を報酬として受領して、これらの不在者財産管理人の権限を超える行為を、家庭裁判所の許可を得ずに行ったこと、第6 Dが、対象弁護士に対し、7789万円余りの支払を求める損害賠償請求訴訟を提起し、D社の請求を一部認容する控訴審判決が確定したが、対象弁護士は、D社の被った損害に対し、何らの支払もしていないことなどを理由に、平成27年10月26日付けで日本弁護士連合会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約については、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、普通国選弁護士契約については3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、①Aらと共謀して、平成23年1月31日、独立行政法人Bを売主、有限会社Cを買主、対象弁護士を立会人とし、独立行政法人Bの偽造された印鑑が押印された不動産売買に関する契約書を示すなどして、某都道府県所在の土地（あ）を購入できるとC社を誤信させ、同日、C社から売買代金名下に5000万円を詐取したこと、②Aらと共謀して、平成23年8月19日、独立行政法人Bを売主、Dが代表取締役を務める株式会社Eを買主とし、独立行政法人Bの偽造された印鑑が押印された不動産売買に関する契約書に立会人として押印するなどして、某都道府県所在の土地（い）を購入できるとE社を誤信させ、同日、E社から売買代金名下に3500万円を詐取したこと、③Aらと共謀して、平成24年10月19日、独立行政法人Bを売主、株式会社F及び株式会社Gを買主とし、独立行政法人Bの偽造された印鑑が押印された不動産売買に関する契約書に立会人として押印するなどして、某都道府県所在の土地（う）を購入できるとF社及びG社を誤信させ、同日、F社及びG社から売買代金名下に3000万円を詐取したことを理由に、平成27年7月22日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成25年2月、ホテルの客室において、Aの意思に反して性行為に及んだことを理由に、平成28年2月22日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成13年12月頃に破綻した株式会社A銀行の増資に関して損害を受けたとする多数の依頼者らから、A銀行に対する損害賠償請求訴訟事件をB弁護士と共に受任し、平成25年4月24日、勝訴判決が確定したが、B弁護士との間で弁護士報酬を折半して分配することを合意していたにもかかわらず、3億円を超える弁護士報酬を独占し、B弁護士からの分配請求に応じなかったことを理由に、平成28年2月23日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	1年6月の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	対象弁護士は、被疑者Aの窃盗被疑事件の国選弁護人であった者であるが、実際には平成26年8月18日及び同月27日に被疑者Aと接見をしていないにもかかわらず、センターに対しては、接見をした旨の報告をして、上記両日の接見にかかる報酬を請求したもの。
平成28年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成21年3月6日、センターにおいて援助開始決定を得た依頼者から自己破産申立事件を受任し、同月頃、書類の委託を受け、債権者に受任通知を発送したが、その後事件の処理を4年以上行わず、新たにA弁護士に自己破産申立てを委任した依頼者から平成26年3月5日付け書面により預託した書類の返還を求められた後も書類を返還しなかったことを理由に、平成28年2月16日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成28年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、普通国選弁護士契約及び一括国選弁護士契約については2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成25年7月11日、Aと訪れたカラオケ店において、Aの意に反して、身体に触る等のわいせつ行為を行ったことを理由に、平成28年4月8日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成27年10月某日午前8時15分頃、酒気を帯びた状態で自家用車を運転して走行中、前方の安全を十分に確認することなく、同車を渋滞のために停車中の軽乗用車に衝突させ、当該軽乗用車に乗車していたAに加療約10日間を要する頸椎捻挫等の傷害を負わせた道路交通法違反及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条過失運転致傷の罪で罰金50万円の略式命令を受けたなどを理由に、平成28年3月23日付けで地方法務局長から業務停止3か月の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、医療法人A及びその代表者であったBの破産手続開始申立事件等について、C行政書士がBから依頼を受け、申立書類及び添付資料の作成その他関連する事務一切を全て行っていきなり、平成23年12月、C行政書士からBを紹介され、A法人及びBとの間で、同月23日付け委任契約書を各作成し、平成24年1月24日、A法人の代理人として破産手続を申し立て、同年3月、C行政書士がD司法書士の名義で既に申立てを行っていたBの破産手続開始及び免責許可申立事件の申立代理人に就任し、合計200万円の弁護士報酬を得たことを理由に、平成28年4月28日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 Aから依頼を受けた損害賠償請求事件において、平成24年7月、相手方から示談金312万6190円を受領し事件が終了したにもかかわらず、そのうち41万2890円は返金したが、残金271万3300円は預り金口座で保管せず、平成26年7月11日まで約2年間清算しなかったこと、 第2 平成23年1月頃、B及びその妻Cから債務整理事件を受任したが、債務整理の交渉及び示談後の分割金の支払等をDに任せ、示談の内容及び示談後の支払経過を全く把握せず、結果として、B及びCは、対象弁護士の事務所宛てに毎月4万円を送金していたが、上記分割金が債権者に支払われず貸金返還請求訴訟を提起されたことを理由に、平成28年3月29日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	3か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、平成17年4月、Aの依頼により、土地及び建物（以下「本件不動産」という。）について、登記権利者をA、登記義務者をBとする代物弁済を原因とする所有権移転登記の代理申請を行って、同登記を完了させ、平成19年3月、Aの依頼により、本件不動産について、登記権利者をB、登記義務者をAとし、売買を原因とする所有権移転登記の代理申請を行って、同登記を完了させたが、平成21年2月頃、Aから本件不動産に係る上記の売買に基づく所有権移転登記について、売買代金の支払いがないことから債務不履行に基づく解除を原因とする所有権抹消登記（以下「本件登記」という。）申請をしてもらいたい旨依頼を受けて、これを受任し、Aから聴取した内容のみに基づき作成した委任状及び登記原因証明情報をAに手交し、当該各書面に登記義務者であるBから署名・押印をもらうよう依頼をして、Aから提出されたBの署名・押印がされた委任状及び登記原因証明情報を当然にB自らが署名・押印したのとして受領し、同時に登記識別情報もAから受領したが、登記義務者であるBの本人確認及び登記申請意思確認をすることなく、Bが所有する本件不動産について、平成21年3月、解除を登記原因とする本件登記を申請し、これを完了させたことを理由に、平成28年3月2日付けで地方法務局長から業務停止2週間の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成28年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成22年7月16日、Aの上告審の国選弁護人に選任され、上告趣意書の提出期限を同年9月2日と指定されたにもかかわらず、①同年8月25日付け上告趣意書を提出したものの、高等裁判所が証人を呼ばなかったことは憲法第37条第2項に違反する旨記載するのみで、なぜ憲法に違反するかの説明を行わず、また、原判決には判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認があるとしながら、事実誤認の詳細については、Aが同弁護士に宛てた手紙3通を添付しただけで弁護人としての主張を行わなかったこと、②Aに対して事実誤認の詳細について自分で上告趣意書を作成することを勧め、Aがどこまでうまくできるかに運命がかかっているなどと申し述べて、上告趣意書作成の責任をAに転嫁したこと、③上告趣意書の提出期限後の同年9月16日に別途上告趣意書を提出し、同月21日にも上告趣意書を提出したものの、それらの提出に際して、上告趣意書提出期間の延長の申立ても、やむを得ない遅延についての上申も行わなかったことを理由に、平成27年12月3日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 1 平成16年12月21日、家庭裁判所によりAの不在者財産管理人に選任されたが、家庭裁判所から報告書、財産目録等の提出を繰り返し求められたにもかかわらず、これらを提出しなかったこと、また、Aの不動産共有持分を売却し、平成18年7月30日に744万6667円を、平成19年6月26日に174万円を受領したにもかかわらず、これを自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で管理しなかったこと、さらに、平成25年7月2日に不在者財産管理人を解任されたが、後任の不在者財産管理人から上記売買代金の引継ぎを求められたにもかかわらず、同年8月9日から同月29日にかけて利息相当額を含む合計927万4389円を借入金によって引き継ぐまでこれを行わなかったこと、</p> <p>2 複数の依頼者から交通事故に係る損害賠償請求訴訟事件を受任し、平成25年7月30日から同年9月19日にかけて、いずれも裁判上の和解を成立させたが、和解するに当たって、依頼者らに和解することを告げず、和解内容について必要な説明及び協議をせず、依頼者らの同意を得なかったこと、また、和解成立後においても、速やかに和解内容を報告して、その内容を説明しなかったこと、さらに、各事件に係る和解金として、対象弁護士の預り金口座に、同年8月5日から同年10月4日にかけて合計1045万円の振込送金を受けたが、和解金の入金について速やかに依頼者らに報告せず、同年11月12日及び同月21日に依頼者らに和解金を送金するまで、これを返還しなかったこと</p> <p>を理由に、平成26年11月13日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受け、</p> <p>第2 1 平成24年4月頃、Bから離婚等請求事件を受任し、同年9月末までに、反訴提起の依頼を受けたにもかかわらず、弁論が終結した平成26年2月25日までに、反訴を提起しなかったこと、平成26年4月に解任されるまでの間、Bに対し、上記事件に関し、反訴提起をしていないこと、和解交渉の経過等について適切な説明を行わなかったこと、</p> <p>2 平成24年12月頃、Bから婚姻費用分担請求事件を受任したが、Bに対し、審判になった場合の見通しを説明せず、平成25年12月10日にBが婚姻費用を支払う内容の審判が出されたことを報告せず、Bが平成26年3月28日に家庭裁判所から受け取った履行勧告書について説明を行わなかったこと、</p> <p>3 Bに対し、上記2の事件について178万円の損害賠償を行うことを約束し、紛議調停手続においても上記金員を平成26年9末日までに準備する旨の書面を作成したが、その支払を行わなかったこと</p> <p>を理由に平成27年4月26日付けで所属弁護士会から業務停止4月の懲戒処分を受け、</p> <p>第3 1 平成20年5月19日、依頼者Cから1230万円を預かったが、Cのために支出した金員を控除した残金約1000万円について、Cに返還しなかったこと、</p> <p>2 所属弁護士会が平成26年10月3日付けで行った預り金等の保管状況等に関する照会に対し、回答しなかったこと、</p> <p>を理由に平成27年11月1日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 平成17年8月、Aから自己破産申立書類の作成及び付随事務に関する債務整理の依頼を受任し、平成21年1月までの間に、債権者の甲に債権調査票の返送や取引履歴の開示を求める書面を、複数回送付して、甲から元金額65万円、利息、遅延損害金を記載した書面の返送を受けるなどしたが、同年1月以降、Aの債務整理について、何らの手続を執らず、平成22年10月、甲からの進捗状況の照会に対して、Aとの連絡不通を理由に方針未定及び辞任予定と回答したものの、辞任することもなく、平成24年9月、甲がAに対して上記債権の支払督促を申立て、訴訟への移行後、同年12月、甲の請求を全部認容し、Aの消滅時効の援用を信義則に反するとして退ける判決が言い渡されて、確定し、これにより、同年9月までの確定遅延損害金が90万9963円となった過程において、Aの上記訴訟の訴訟代理人となることはなく、特段の対応を執らなかったこと、</p> <p>第2 平成20年3月、Bから債務整理の依頼を受任したが、Bに対し、報酬等に関して「報酬規定債務整理」と題する書面を送付したのみであり、面談の上、報酬基準を明示することなく、終始し、業務の経過報告もしなかったこと、平成25年7月、Bが所属司法書士会に対し、対象司法書士に委任した債務整理の報酬と業務の経過報告がないことに関して紛議調停を請求し、これを受けた同会が出頭を求めたが、正当な理由なく出頭しなかったこと、</p> <p>第3 ①平成19年8月、Cから債務整理の依頼を受任し、平成20年5月、債権者の乙に提示した和解案が乙から拒絶された後、乙との間で債務整理に関する交渉を行うことを拒否する一方、法的整理に着手するなど、債務整理に向けた手段を執らず、平成22年4月、乙がCに対して貸金返還請求事件を提訴し、同年6月、乙の請求を全部認容する判決が言い渡されて、確定したが、同訴訟に対して全く対応せず、答弁書の提出を手配することもしなかったこと、②上記の判決確定後、乙からの請求に対して、支払を拒むだけに終始し、法的整理にも着手せず、Cから受任した債務整理をそのまま放置したこと、③平成25年8月、乙が所属司法書士会に対し紛議調停を請求し、これを受けた同会が出頭を求めたが、正当な理由なく出頭しなかったこと</p> <p>などを理由に、平成27年10月13日付けで地方法務局長から業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、①A及びBから、Aら名義の預金口座からの過去の不明な払戻金に関する調査の依頼を受け、銀行等に対する弁護士会照会の申出を行っていたが、平成26年11月27日に照会申出を行った8件については、同一の銀行に対するAの預金口座に関し、照会理由がほぼ同一であり、その照会事項も一本化することにより1件の照会申出として行うことが十分可能で、所属弁護士会からその旨の指摘と補正依頼があったにもかかわらず、その補正を拒否し、合理的な理由なくあえて8件とし、1件で処理すればAらの負担は合計5万9000円で済んだところ、実費及び弁護士報酬として合計47万2000円を受領し、また、戸籍謄本等計4本の職務上請求に関して、その報酬として合計21万6000円を受領したこと、②同年12月9日、依頼者であるBから1000万円を借り受けたことを理由に、平成28年3月23日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	1年6か月の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、①平成23年1月3日、同月9日及び同月10日に、インターネットの掲示板サイトである2ちゃんねる（以下「2ちゃんねる掲示板」という。）上に特定の個人を誹謗中傷する書き込みを行い、上記行為により、同年11月28日、名誉棄損罪で簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を言い渡されたこと、②2ちゃんねる掲示板に掲載された記事の削除依頼を受任し、平成23年9月25日、2ちゃんねる掲示板の削除ガイドラインに沿い、2ちゃんねる掲示板内の削除要請板に、対象司法書士の事務所名義で、削除依頼を受任した書き込みについて、地方裁判所の削除を命ずる仮処分決定に基づき削除するよう求める旨の文面を掲載した行為が、簡裁訴訟代理等関係業務の範囲外の法律事務であることを理由に、平成28年5月25日付けで地方法務局長から業務停止2か月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、亡Aの相続人の一人であるBから、遺産分割に係る交渉及び相続放棄の申述期間延長の申立てを受任したところ、Bに対して着手金の説明をする際に準拠した旧日弁連報酬等基準規程では、遺産分割に係る交渉事件の着手金として受け取ることができるのは約42万円程度であり、これに相続放棄の申述期間延長申立ての分を若干上乘せることができただけであるにもかかわらず、平成25年12月12日付け委任契約書において着手金を500万円と取り決めたことを理由に、平成28年3月19日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成28年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 平成26年1月14日、所属弁護士会に入会したが、入会金10万円を支払わず、同年1月分の日本弁護士連合会の会費並びに同年2月分から5月分まで、同年7月分から11月分まで及び平成27年1月分の10か月分の所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会費合計65万4500円を滞納したことを理由に、平成27年10月28日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受け、</p> <p>第2 Aから、遺留分減殺請求事件を受任し、平成22年12月2日に着手金30万円を受領し、平成23年2月14日にB弁護士の補助が必要として委任契約書を作成せずに追加の着手金30万円を更に受領等したが、Aからの問合せに対して着手すると言いつつ法的手続を行わず、平成26年10月27日頃にAと電話で話したのを最後に連絡がとれない状態となったこと、また、Aから平成24年3月頃、株式会社CのAに対する保証債務履行請求に係る訴訟事件を受任したが、委任契約書を作成しなかったことを理由に、平成28年1月26日付けで所属弁護士会から業務停止4月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、A株式会社の顧問弁護士であったところ、A社から、子会社である株式会社Bが、C合資会社に対して割賦販売し、後に契約を解除して返還を求めていた漁網の回収について相談を受け、A社の従業員が漁網の回収のためにC社のもとに行くことに同意し、平成25年3月16日、A社の従業員が予告なくC社の管理地へ無断で立ち入って、上記管理地内の漁網の回収作業をするのに同行し、同日、A社の別の従業員が海上においてC社が所有するロープを切断するなどして漁網を回収するに当たり、中止するよう指示できたのに指示せず、A社の自力救済行為に荷担したことを理由に、平成28年5月11日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 平成23年11月頃、Aから、確定裁判に表示されたAのBに対する元本400万円とこれに対する遅延損害金等を請求債権とするBがCに対して有する遺産分割協議に基づく351万円の代償金請求権（以下「Cに対する債権」という。）の差押手続を依頼され、裁判書類作成業務としてこれを受任したところ、既にAの知人であるDによる差押えの際、その存在が確認されていたCに対する債権のみを差し押えるより、AとBとの間の訴訟に際してBの訴訟代理人が提出した準備書面等により、BがEに対しても遺産分割協議に基づく約250万円の代償金請求権（以下「Eに対する債権」という。）を有している可能性があり、これを差し押えれば、多額の債権を回収できると考え、①上記差押債権の選択に伴う利害得失についての判断を怠り、Eに対する債権が不存在の場合の危険に思い至らないまま、Cに対する債権とEに対する債権の双方を差し押さえることを勧め、的確な法的判断に基づく説明及び助言をせず、それぞれの選択に伴う利害得失を踏まえてAがどのように判断するかを確認しないまま、平成23年12月頃までに、Eに対する債権を250万円の範囲で、Cに対する債権を194万5506円の範囲で差し押さえる旨のA名義の債権差押命令申立書を作成し、②同申立書をAに示さず、その内容がAの意思に沿って作成されていることを確認しないまま、自ら同申立書にAの氏名を記載し、自らの保管する印章を押捺して同書面を完成させた上、平成23年12月頃、これを裁判所に提出したこと、</p> <p>第2 簡易裁判所における不当利得返還請求事件の原告代理人であったところ、平成24年9月に指定された第一回口頭弁論期日への出頭が困難となったことから、対象司法書士の事務所勤務する認定司法書士ではあるが上記事件の訴訟代理権を有しないFに指示して同期日に出廷させ、対象司法書士の氏名を用いて訴状の陳述をさせたことを理由に、平成28年4月15日付けで地方法務局長から1か月間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	2年6か月の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、株式会社A、その代表取締役会長B及び代表取締役社長Cが起訴された刑事事件に関して受任し、平成23年6月、A社からB及びCの保釈保証金等として合計500万円を預かり、B及びCの保釈保証金として合計450万円を納付して、同年8月に上記刑事事件の判決が言い渡された後、上記保釈保証金の還付を受け、合計500万円を保管していたが、事務所の経費等に流用し、同年12月以降、返還が困難な状況となり、A社から度々の督促を受け、訴訟提起、敗訴判決、強制執行を受けるに至っても返還せず、平成26年1月30日に和解をするまで返還しなかったことを理由に、平成28年7月7日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成28年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成19年9月13日、Aから債務整理事件を受任し、同年10月、債権者7社に「受任通知並びに取引履歴開示請求」を发出して、その1か月前後で全ての債権者から債権届を受領したところ、平成20年4月以降、債権者のうちの1社であるBからの再三の問合せに対して、あたかも近々破産申立てをするかのようなあいまいな発言を何度も繰り返し、平成23年8月、Bから貸金請求訴訟が提起された際、破産申立てをすることとしていることを理由に代理人として特に対応を行わず、結局、債務整理を終えないまま平成26年2月2日に辞任したことなどを理由に、平成27年11月6日付けで地方法務局長から業務停止1か月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成28年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①接見禁止決定がなされている被疑者Aと警察署の接見室において弁護士として接見した際、自身の所持していた携帯電話を接見室の亚克力板の前に置く方法で、複数回、被疑事件と何らかの関係があることが容易に推測できる弁護士以外の外部者BとAを直接会話させたこと、②接見禁止決定がなされている被疑者Cと警察署の接見室において弁護士として接見した際、自身の所持していた携帯電話を接見室の亚克力板の前に置く方法で、弁護士以外の外部者らとCを直接会話させたこと、③接見禁止決定がなされているCと弁護士として接見した際、Cの依頼を受け、BがCの被疑事実の対象となっている事業に関与しているとの認識を有していたにもかかわらず、いまだ逮捕されていないBに対し、Cの「気をつけろ」という言葉を伝えたこと、④Cの弁護人を辞任後、再度Cの弁護人に選任される意思がなく、Cも対象弁護士を弁護人に選任する可能性がなかったにもかかわらず、弁護士となろうとする者として接見禁止決定がなされているCに複数回接見し、Cが弁護士以外の外部者に宛てた手紙等を宅下げ又は郵便により受領し、上記外部者に交付したこと、⑤接見禁止決定がなされている被疑者Dの弁護人に選任される意思がなく、Dも対象弁護士を弁護人に選任する可能性はなかったにもかかわらず、弁護士となろうとする者としてDに複数回接見し、共犯被疑者からの伝言をDに伝えたことを理由に、平成28年5月25日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、女子児童Aが18歳に満たない児童であることを知りながら、①平成27年12月30日、Aをして、その性器等を露出した姿勢をとらせ、これをAのカメラ機能付きスマートフォンで静止画として撮影させた上、その画像データを同スマートフォンからアプリケーションソフトを使用して国内に設置されたインターネットサービス会社が管理するサーバコンピュータに送信させて記録・保存させることにより児童ポルノを製造したこと、②平成28年1月5日、ホテルの一室において、児童買春を行ったことを理由に、平成28年8月15日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成28年度	日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び受託予定者契約並びに震災法律援助契約については3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①少額訴訟による損害賠償請求事件の被告であるAから訴訟対応を受任し通常訴訟への移行の申述を行ったが、答弁書及び準備書面を提出せず、通常訴訟移行後の平成26年12月9日に開催された口頭弁論期日にも出頭しなかったため、原告の請求を全面的に認容する判決がなされ、②Aに対し、原告被告双方とも敗訴の判決がなされたとの虚偽の説明を行い、上記判決が平成27年1月6日頃に確定するまで判決内容を報告しなかった上、③Aに対し、同年2月19日付け内容証明郵便および同年3月11日付け内容証明郵便により上記事件に対する着手金2万9337円及び成功報酬4万8895円を請求したことを理由に、平成28年7月7日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	受任予定者契約については措置をとらず、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約について、1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成22年10月初旬、依頼者Aより元配偶者に対する養育費請求事件を受任し、Aとの間で、受任に際して着手金17万8500円（消費税込み）の他に、事件終結までの毎月の顧問料2万1000円（消費税込み）の支払いを約していたが、Aの求めに応じてセンターの代理援助制度を利用して、同年11月、センターの決定を受けてセンターから着手金10万5000円と実費2万円を受領した以外に、Aから合意していたとして着手金残金7万3500円及び委任関係終了までの数か月分の顧問料を受領したこと、A及びセンターからその返還を求められたが、平成23年10月31日に所属弁護士会の理事者からの説得に応じて不当に受領した着手金7万3500円と顧問料10万5000円の合計17万8500円をAに対して返還するまで、この返還を拒絶したことを理由に、平成28年8月2日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成24年8月20日頃、窃盗等の容疑により逮捕されたA、B及びCの弁護人に就任したが、①Aから刑事事件を受任するに当たり、委任契約書を作成せず、また、上記各刑事事件においては、弁護士報酬のみならず、事務所所在地から他の都道府県へ向くことから日当が問題となり、実費として交通費、宿泊費、記録謄写代、通訳費用等が考えられるにもかかわらず、これらについて適切な説明をしなかったこと、②上記各刑事事件において、その請求する弁護士報酬等の計算及び依頼者からの徴収等の金銭の処理が極めて杜撰であったこと、③上記各刑事事件において、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らし、適正かつ妥当な弁護士報酬とは言い難いにもかかわらず、Aら一人当たり着手金として105万円を請求して充当し、また、弁護士報酬及び費用として総額50万83938円を受領したことを理由に、平成28年10月18日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートからの推薦を受けて、平成21年7月付けで家庭裁判所からAの成年後見人に選任され、同人の財産管理等の業務に従事していたが、B銀行に開設されたA名義の通常預金口座等をAのため業務上預かり保管中、平成23年12月から平成25年2月までの間、B銀行の支店他1か所において、自己の用途に費消する目的で、ほしいままに、同口座から、8回にわたり、現金合計104万円を払い戻して、着服し横領したことを理由に、平成28年8月16日付けで地方司法書局長より業務禁止の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 平成20年頃、Aから相続登記申請を受任し、登記手続費用の一部として、同年に8万円、平成26年に28万円を受領したが手続を進めず、平成27年5月にAから催促されたが、その後も登記申請を完了させず、同年7月に書士会から早急に登記申請をし、Aへ説明するよう指導を受けたが、このときも登記申請をせず、Aへの説明も行わず、同年9月の神戸地方司法書局長の調査において、「明日提出する。」と供述したにも関わらず、同年10月まで、登記申請をしなかったこと、</p> <p>第2 平成23年11月、Bから所有権の移転の登記申請を受任し、登記手続費用として少なくとも15万円を受領したが、Bから催促されたにもかかわらず、正当な理由もなく、平成26年1月頃まで受任事件を放置したこと、</p> <p>第3 平成23年12月頃、Cから所有権の移転の登記申請を受任し、平成24年10月、登記手続費用として45万円を受領したが、Cから催促されたにもかかわらず、正当な理由もなく、平成25年6月頃まで受任事件を放置したこと、さらに、一部の物件については、オンライン申請を3回にわたり取り下げたことにより、平成25年8月時点で完了させていなかったこと、</p> <p>第4 平成24年10月頃、Dから抵当権の抹消の登記申請及び帰化申請を受任し、手続費用として7万円を受領したが、1年以上、正当な理由もなく受任事件を完了させないまま、平成26年2月頃、Dの請求により書類一式及び手続費用をDへ返還したこと、</p> <p>第5 平成26年2月末頃、株式会社Eから、有限会社F及び株式会社Gの役員の変更の登記申請を受任したが、正当な理由もなく当該登記申請を放置し、Eの担当者が、連絡したにもかかわらず、少なくとも同年6月まで受任事件を放置したこと、</p> <p>第6 平成27年1月頃、H株式会社代表取締役Iから、成年後見人選任手続を受託し、Iに対し、同年3月末までに申立てを完了する旨を約束して、Iから申立費用として10万円を受領したが、同年9月17日現在、受任事件を完了させておらず、また、受領した申立費用を精算していないこと、</p> <p>第7 平成27年6月中旬頃、有限会社J取締役Kから、所有権の移転の登記申請を受任し、同年7月、Jから登記手続費用として少なくとも10万円を受領し、同日、オンラインで申請したが、添付書類の送付、登録免許税の納付をせず、同申請は、同月に却下となり、その後、J及び書士会からの連絡に対応しなかったため、同月、Jが警察署へ相談し、同警察署を経由して、登記申請関係書類をJへ返還したが、同年9月現在、登記手続費用を精算していないこと、さらに、同年7月に書士会で事情聴取を行う予定であったところ、体調不良を理由に欠席したため、書士会から、後日事情聴取を受けることを強く伝えられていたにもかかわらず、同年9月現在、書士会への連絡をせず、事情聴取を受けていないこと、</p> <p>第8 平成25年4月から少なくとも2年以上にわたり、会費を一度も規定どおりに納入せず、平成27年9月現在、5か月分を滞納していたことを理由に、平成28年8月30日付けで地方司法書局長から業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	<p>3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。</p> <p>(措置の対象となる契約)</p> <p>①民事法律扶助業務センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約</p>	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 相談者Aが法律相談援助資力基準（以下「資力基準」という。業務方法書第15条第1号、同別表2）を満たさず法律相談援助を受ける意思がない旨を述べていたにもかかわらず、対象弁護士の事務所における無料相談の受付票であるとしてAに署名等を行わせた援助申込書の収入の欄に、対象弁護士自ら、Aが資力基準を満たす内容の記入を行い、平成27年2月8日、当該援助申込書と同年1月18日にAに法律相談援助を実施した旨を記載した法律相談票をセンターに提出して、法律相談費の請求を行ったこと、</p> <p>第2 平成27年12月11日、同月14日及び同月18日の合計3回、対象弁護士の事務所において、相談者Bの法律相談援助を実施した旨の虚偽の内容を記載した法律相談票合計3通を作成し、同年12月18日、当該3通の法律相談票をセンターに提出して、合計3回分の法律相談費の請求を行ったもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 Aから授権を裏付ける委任状又は委任に関する書面を受領した上で、土地等の資産の売却交渉に臨むべきところ、これらの書面を徴求することなく、Bとの間で、上記売却交渉に当たり、平成23年3月10日までに、上記資産の売却代金5億6000万円の内金として、Bが持参した合計2億6030万円を預かり、それも一因となって、上記売却が実現しなかった結果を招き、上記預かり金について、同年6月30日に弁済供託したが、Bが対象弁護士及びAを被告として提訴した損害賠償請求事件が係属中の平成26年6月13日に内金2億4635万8202円、同月23日に残金1394万1798円をそれぞれ取り戻し、Bの被害回復も困難な状況にしたこと、</p> <p>第2 損害賠償請求事件の被告であるCの代理人として訴訟活動を行い、平成24年10月19日、Cが原告に対し解決金を支払う等の内容で上記事件の和解が成立したが、①Cとは全く関係のない株式会社Dから受任した債務整理事件のために預かった合計金1060万円のうち1000万円を、同年11月1日、上記和解金の支払のため流用し、②Cから既に預かっていた2175万0327円を、上記和解金の支払のために使用しなければならなかったにもかかわらず、異なる目的のために流用し、③上記和解金の支払のためにCから同月6日に振込送金を受けた2824万9673円のうち2800万円について、同月14日から同年12月14日までの間にその大部分を対象弁護士の銀行口座から引き出し、異なる目的のために流用し、また、④依頼者からの求めに応じて状況報告や説明をすることができるように預り金を管理しておくべきところ、Cからの上記預り金等について、その管理を怠ったことを理由に、平成28年10月5日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成20年1月以降、Aから損害賠償請求事件等を受任していたが、事件の処理中であった平成25年11月から、複数回にわたりAに対し性的行為に及び、平成26年1月、Aから、メール等で上記性的行為に困惑している旨を伝えられ、対象弁護士は、上記性的行為がAを傷つけていたと謝罪したにもかかわらず、その後もAに対し性的行為に及んだことを理由に、平成28年3月14日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	2年6月の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を取得していたところ、平成23年5月、A株式会社を相手方とする債務整理事件について、同事件が簡裁訴訟代理等関係業務の範囲外となることが判明した際、弁護士との共同受任事件とし、同年12月までに報酬計33万3322円を受領した外、平成23年及び平成24年の2年間で、受任した債務整理事件が簡裁訴訟代理等関係業務の範囲外となることが判明した際、弁護士との共同受任事件とし、前後45回にわたり、報酬約1800万円を受領するなど、報酬を得る目的で法律事件の周旋を繰り返し、もって、司法書士の業務外の事務を行ったことを理由に、平成28年11月1日付けで地方法務局長から業務停止2か月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、簡裁訴訟代理等関係業務を行う法務大臣の認定を取得していたところ、遅くとも平成22年4月頃に依頼者から委任された過払金についての債務整理及び相手方貸金業者との和解契約締結を処理するに当たり、同貸金業者に対し、過払金が301万4062円になるとして同額の支払いを請求したり、144万円での和解案を提案するなどの和解協議を行い、同年6月28日頃には、同貸金業者との間で、同貸金業者が依頼者に対し過払金144万円を支払う旨合意して、同過払金を同年8月3日限り対象司法書士名義預金口座に振り込むとする和解書を作成した上、同月2日、前記和解についての報酬等として30万2400円を依頼者から受領し、同月25日頃、過払金返還収入144万円、成功報酬（過払）支出28万8000円などと記載した債務整理清算書を依頼者に送付するなどし、もって民事に関する紛争の目的の価額が140万円を超えるものについて相談に応じ、裁判外の和解について代理したことを理由に、平成28年12月1日付けで地方法務局長から業務停止1か月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 Aから、賃借人に対する未払賃料の請求等につき相談を受け、平成19年7月頃、賃借人に対し、Aの代理人として未払賃料の支払を請求し、同月、対象司法書士名義の銀行口座に未払賃料42万円の振込送金を受けた上、同年8月頃、同賃借人に対する建物明渡し等請求訴訟の裁判関係書類作成及び訴訟援助に関し、Aから着手金等15万4140円の支払を受けたものの、同月中に、Aから前記訴訟の取り止めと金銭の清算を求められたのに、同年10月12日頃まで清算を行わず、もって受任した事件が終了したのに遅滞なく金銭の清算をしなかったこと、</p> <p>第2 平成15年7月頃、Bから依頼された債務整理事件について、平成16年11月から平成20年8月頃まで、相手方金融業者3社と交渉するなどの適切な対応をとらずに事件を放置したうえ、平成21年1月末頃から同年2月上旬頃までの間、Bから上記債務整理事件の進捗状況等の報告を求められたのに、報告しなかったこと、</p> <p>第3 平成18年3月頃、Cから依頼された債務整理事件について、同年7月21日から平成21年2月19日まで、相手方金融業者と交渉するなどの適切な対応を取らずに事件を放置したこと、</p> <p>第4 平成17年9月5日、Dから依頼された債務整理事件について、平成22年10月頃、Dらに自己破産申立に必要な書類について郵送するよう指示した他は、平成20年6月30日頃から平成24年4月4日頃にした自己破産申立の準備に着手するまで、Dのための活動は何ら行わず、適切な対応を取らないまま事件を放置したこと</p> <p>第5 平成15年11月20日頃、Eから依頼された自己破産申立書の作成について、平成19年11月頃まで同書面を作成しなかった上、同月7日頃、Eから依頼された個人民事再生申立書作成について、平成23年9月27日頃まで、同申立書面を作成せず、事件を放置したほか、Eから、自己破産申立て実費及び報酬として21万9000円、民事再生申立書作成報酬及び予納前払金として40万円の合計61万9000円の支払を受けて預かっていたところ、同日頃、Eから契約を解除され、預り金の清算を求められたのに、同年12月5日まで預り金の清算をしなかったことを理由に、平成28年12月15日付けで地方法務局長から業務停止4か月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>対象弁護士は、平成25年7月21日、Aの母であるBから、同人が医療法人Cから受けた診療における法的責任の有無の判断のための医療調査を受任し、同月22日、着手金21万円及び実費5万円を受領したが、Aが対象弁護士に解任通知を送付した平成27年11月までの間、受任当時に預かったBの転院先の病院の診療記録を検討したこと及び受任から2年近く経過した同年6月頃にC法人に診療行為の内容等を書面で照会したこと以外には認めるべき活動をせず、同年7月に上記照会に対する回答の書面がC法人から届いても、BないしAにそのことを伝えなかったこと、同月に法律事務所の住所及び電話番号を変更したにもかかわらず、BないしAにそのことを伝えなかったことを理由に、平成28年12月28日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、①平成24年1月、Aから債務整理の事件を受任し、金融機関に開設した対象司法書士名義の普通預金口座に、平成24年8月から平成25年8月までの間に債権者3社と和解した過払金合計94万円をAのため業務上預かり保管中、そのうち少なくとも44万円を自己の用途に費消する目的で横領したこと、②平成25年7月、家庭裁判所からBの成年後見人に選任され、Bの預貯金の管理等に従事していたところ、金融機関に開設したB名義の普通預金口座の預金をBのため業務上預かり保管中、平成26年10月から平成27年3月までの間、5回にわたり、前記口座から合計201万円を払い戻し、そのうち少なくとも138万円を自己の用途に費消する目的で横領したことを理由に、平成28年8月22日付けで地方法務局長より業務禁止の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>①平成24年初夏頃、Aから、同人が専務理事を務める医療法人Bの持分の譲渡について相談を受け、譲渡益に対する課税を免れるため、対象弁護士が香港に設立し代表者を務める会社Cへ医療法人Bの持分を譲渡し、その後第三者へ転売するというスキームを考案し、実行していたところ、その過程において、平成25年11月、C社がAから預かっていた2億円を、同じく対象弁護士が代表者を務めるものの、現実には対象弁護士のビジネスパートナーであったDが資金の管理、運用をしていた会社Eに対し、Aの了承を得て運用目的、無担保で貸し付けたが、その後E社がC社に対し貸付金を返済しないためC社はAらに対し2億円を返還せず、E社の代表者である対象弁護士が責任を持ってくれるとのAの信頼を裏切り、Aらに多大な経済的損失を与えたこと</p> <p>②上記スキームを実行していた平成26年2月頃、Aが代表取締役を務めるF株式会社がマンションを購入するに当たり、F社の代理人として上記マンションの取得、代金減額交渉を行ったが、F社から受任する際に委任契約書を作成せず、また、上記マンション価格の減額分の40%相当額の1500万円の報酬を、受任時における十分な説明なく、上記スキームによる持分譲渡の譲渡代金と相殺して受領したこと</p> <p>を理由に、平成28年11月10日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約、一括国選弁護士契約）については、2年間の契約締結拒絶期間を設定し、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	対象弁護士が、Aを被告人とする刑事事件の控訴審の国選弁護人に選任されたところ、上記事件は、一番で無罪判決が下され、検察官がこれを争って新証拠の取調べを請求した事案であり、新証拠の取調べが判決の帰趨を決する可能性が高いことからすれば、新証拠の取調べに対する判断は、謄写された新証拠に基づいてAと十分に打合せをした上で、より慎重になされるべきであったにもかかわらず、Aと電話で話をしたのが2回、面会したのが第1回公判期日の直前に1回であり、新証拠の具体的な内容や提出の意味、証拠価値、取調べ請求に同意する意味などをAに理解させ、同人の判断を求めるなどの十分な打合せを行わないまま、新証拠の取調べに同意したことを理由に平成28年12月27日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成20年11月17日、有限会社Aらの破産申立事件を受任し、平成21年1月11日、B株式会社を含む債権者らに受任通知を発送したが、その後平成27年6月12日までA社の破産申立手続を行わなかったことを理由に、平成28年5月2日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	民事法律扶助業務（センター相談登録契約、受任予定者契約）及び一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）、一般国選付添人契約については、1年間の契約締結拒絶期間を設定し、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①所得税法違反事件で逮捕されたAから、国税局との交渉や納税等の事務等を受任し、Aの通帳等を預かったが、委任事務終了後、対象弁護士が預かる以前からAの通帳等を預かっていたとは認められないBに対し、Aの承諾なく、通帳等を引き渡したことで、②Aの通帳等の引渡しを受けたBが横領し、Aから損害賠償請求を受けた際、対象弁護士が、Bの代理人として示談交渉し、調停期日に出張したこと等を理由に、平成28年12月17日付けで日本弁護士連合会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 ①平成26年4月9日、Aの息子Bと同人の勤務先の代表者Cが共犯であった傷害致死被告事件について、BとCが共犯であることを認識していながら、Cから、共犯であることを秘し自己の単独犯として処理しようとするBの刑事弁護人となることを要請され、同月10日、Bと接見した後、Bの刑事弁護人を受任したこと、②Bが事件を起こした経緯やCがどのように事件に関与していたのか詳しく事実関係を聞くことせず、さらに、共犯者が存在する場合、共犯者との主従関係やその他の事情により、Bの量刑を判断する情状に有利となることなどがあることなどの説明をしたり、Cが共犯者であったことを隠すことによって生ずるBの利益、不利益につき、Bと協議をしたりすることをせず、Bに対して翻意するよう促すことをせず、途中から加わった共同弁護人2名に対してCが共犯であることについては話さず、Bの単独犯として進められている捜査及び裁判手続を黙認したことを理由に、平成28年11月30日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 平成25年12月19日にAの道路交通法違反被告事件の上告審の国選弁護人に選任されたが、上告趣意書を提出するに当たり、Aの意思を確認しなかったこと</p> <p>第2 平成25年11月12日にBの建造物侵入、非現住建造物等放火及び道路交通法違反被告事件の上告審の国選弁護人に選任されたが、Bが6件の公訴事実のうち4件の放火事件について無罪を主張しており、また、Bから上告趣意書の作成に当たっての明確な要望を内容とする書面等の送付を受けていたにもかかわらず、上告趣意書を提出するに当たり、Bの意思を確認しなかったことを理由に、平成28年12月19日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成26年10月23日、スーパーマーケット駐車場において、女性Aに対し、その背後から、持っていた動画撮影機能付き小型カメラをAのスカートの下方に差し出してスカート内の大腿部等を動画撮影したこと、</p> <p>(2) 平成27年12月10日、バス停留所において、女性Bに対し、その背後から、持っていた動画撮影機能付き小型カメラをBのスカートの下方に差し出して下着等を動画撮影したこと、</p> <p>(3) 平成28年4月30日、駅の上りエスカレーターにおいて、女性Cに対し、その背後から、持っていた動画撮影機能付き小型カメラをCのスカートの下方に差し出して下着等を撮影できる状態にしたこと</p> <p>を理由に、平成29年2月21日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	<p>3年間の契約締結拒絶期間を設定する措置をとることが相当である。</p> <p>(措置の対象となるべき契約) ②国選弁護業務 一般国選弁護人契約（普通国選弁護人契約）</p>	<p>国選弁護人の事務に関する契約約款本則第14条及び同約款別紙算定基準第12条第2項第1号は、接見回数に応じた報酬額を定め、同条第3項第1号は「同一の日の午前に複数回の接見を行ったとき及び同一の日の午後複数回の接見を行ったときは接見の回数1回と算定する。」と定めており、同約款本則第14条及び同約款別紙算定基準第27条第1項第1号は、遠距離移動の回数に応じた報酬額を、同約款別紙算定基準第32条第2項第1号は、遠距離移動に要した費用を支給すると定めているところ、本件は、対象弁護士が、国選弁護人の報酬、費用の請求に関し、虚偽の報告を行い過大な請求をしたことから、措置の対象となる事案。</p> <p>(1) 対象弁護士は、被疑者A外2件の各被疑者国選弁護事件の国選弁護人として、平成27年8月から10月までの間の合計7日間における午後の複数回の接見について、各日それぞれ午前1回の接見を行い、午後1回の接見を行った旨を記載した被疑者国選弁護報告書をセンターに提出し、虚偽の報告を行い過大な報酬を請求したもの。</p> <p>(2) 対象弁護士は、被疑者Cの被疑者国選弁護事件の国選弁護人として、①平成27年10月17日の実際の接見回数が1回であったにもかかわらず、同日に2回の接見を行った旨を記載した被疑者国選弁護報告書をセンターに提出し、②同月20日、21日、22日に接見をした事実が存在しないにもかかわらず、接見を行った旨を記載した被疑者国選弁護報告書をセンターに提出して、虚偽の報告を行い過大な報酬を請求したもの。</p> <p>(3) 対象弁護士は、被疑者Bの被疑者国選弁護事件の国選弁護人として、平成27年10月7日、8日、9日、11日の各日、それぞれ1回ずつの遠距離移動しか行っていないにもかかわらず、それぞれ複数回の遠距離移動を行った旨を記載した被疑者国選弁護報告書をセンターに提出し、虚偽の報告を行い過大な報酬及び費用を請求したもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	<p>3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。</p> <p>(措置の対象となるべき契約) ②国選弁護業務 一般国選弁護人契約(普通国選弁護人契約、一括国選弁護人契約)</p>	<p>本件は、対象弁護士が、被告人Aの国選弁護人として、国選弁護人の報酬、費用の請求に関し、次のとおり、虚偽の報告を行い過大な請求をしたことから、措置の対象となる事案。</p> <p>(1) 対象弁護士は、平成25年12月9日、平成26年1月22日及び同年3月5日、簡易裁判所の公判期日へ出頭し、また、拘留所におけるAとの接見を行うための、対象弁護士の事務所からの往復移動を、それぞれ実際には1日に1回行っただけであったにもかかわらず、1日に2回の往復移動を行った旨を記載した被告人国選弁護報告書を提出して、センターに対し、虚偽の報告を行い、過大な遠距離接見等加算報酬及び遠距離接見等交通費を請求したものの。</p> <p>(2) 対象弁護士は、Aと、平成25年12月10日に準接見を行い、平成26年2月16日に接見を行った旨を記載した被告人国選弁護報告書を提出し、センターに対し、虚偽の報告を行い、過大な遠距離接見等加算報酬及び遠距離接見等交通費を請求したものの。</p> <p>(3) 対象弁護士は、平成26年3月17日に記録の閲覧・謄写のため簡易裁判所に出張した事実が存在しないにもかかわらず、これを行った旨を記載した被告人国選弁護報告書をセンターに提出し、虚偽の報告を行い、過大な遠距離接見等加算報酬及び遠距離接見等交通費を請求したものの。</p>
平成29年度	<p>3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、平成24年10月30日から平成25年4月24日にかけて、依頼者の預り金388万5052円を自己の生活費や事務所経費等に目的外に使用したことを理由に、平成28年12月6日付けで所属弁護士会から業務停止1年6月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	<p>6か月の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。</p>	<p>本件は、対象司法書士が、依頼者からの受任に基づき、貸金業者2社(以下「前者」という。)との間で過払金受領の和解契約を、他の貸金業者2社(以下「後者」という。)との間で残債務の分割返済の和解契約をそれぞれ成立させたところ、</p> <p>(1) 依頼者が司法書士会に苦情を申し出るまで、依頼者に対し前者及び後者の和解契約書の交付を含む必要な経過報告を怠っていたこと、</p> <p>(2) 前者から過払金を受領したことを依頼者に報告せず、自己の報酬の一部に充当したとするが、依頼者に領収書を交付しなかったこと、</p> <p>(3) 依頼者から受任した後者に対する分割返済金の支払いを代行する事務(以下「支払代行事務」という。)について、依頼者から分割返済金を預かっていながら約定返済日までに債権者に送金せず、約定日を1か月又は2か月以上経過後に分割返済金を支払うなど、誠実に履行しなかったほか、依頼者からの送金が停止したと認識したにもかかわらず、依頼者に督促することなく、これを放置し、後者のうち1社からの問合わせに対し、依頼者との委任契約が継続しているにもかかわらず、同契約は終了していると告げたこと、</p> <p>(4) 支払代行事務の遂行に際し、依頼者から受領した金銭の保管記録を作成していないほか、郵送による送金については領収書も作成していないなど、その管理を怠り、自己の金銭と明確に区別していないこと</p> <p>を理由に、平成29年4月11日付けで地方務局長から業務停止2週間の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	<p>3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、平成25年5月頃から、債務整理及び過払金事件について株式会社Aが行う受任、消費者金融業者との交渉、和解契約の締結、過払金の受領等の非弁活動又はその疑いが濃厚な行為に自己の名義を使用させ、また、同月頃から平成26年3月頃までの間、依頼者から要望がなされない限り、依頼者との面談を行わず、事件の処理方針、報酬や実費の取決め、清算方法等について依頼者に説明を行わず、和解の可否、内容等について依頼者の意思を確認せず、依頼者から開示請求がなされない限り、依頼者に対し、和解契約締結の事実、その内容を説明せず、消費者金融業者から返金された過払金を依頼者に返還しないまま、A社の利得とすることを黙認したことを理由に、平成28年12月7日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 預り金口座における預り金の保管状況についての記録の記載が不適切で、自己資金と預り金の区別がつかない状態で預り金を保管し、平成26年4月までに、預り金を目的外に使用したこと、 第2 平成27年9月分から平成28年3月分までの7か月分及び同年6月分から平成29年2月分までの9か月分の合計16か月分の会費等合計92万2900円を滞納したこと、 を理由に、平成29年3月24日付けで所属弁護士会から業務停止10月の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 依頼者Aの代理人として、業務上管理している弁護士法人名義の預り金口座から、平成27年3月ころから同年9月まで、約20回にわたり、合計105万円を引き出して着服し、 第2 B家庭裁判所から選任された成年後見人として業務上管理している被後見人名義の口座から、平成27年5月8日から同年11月27日まで、38回にわたり、合計305万6000円を引き出して着服し、 第3 C家庭裁判所から選任された保佐人として業務上管理している被保佐人名義の口座から金105万円を引き出したほか、平成27年12月7日から平成28年2月1日まで、9回にわたり、合計156万6000円を引き出して着服し、 もってそれぞれ横領したことを理由に、平成29年1月23日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約・一括国選弁護士契約）については、3年間の契約締結拒絶期間を設定し、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、株式会社A又はその代表者Bから、損害賠償請求事件、公正証書遺言無効確認等請求事件等合計4件を受任したが、これらの事件について訴訟提起等していないにもかかわらず、これを隠蔽し、訴訟提起等したと見せ掛ける目的で、平成25年12月18日頃から平成27年2月10日頃にかけて、4回にわたり、判決正本、決定書等の公文書を合計4通偽造した上、偽造後間もなく、A社又はBに対し、真正に成立したもののよう装って、上記各偽造公文書の写しを交付し、又はファクシミリ送信したことを理由に、平成28年4月26日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①Aから、損害賠償請求反訴事件における強制執行停止の申立てのための供託金として、平成21年10月19日及び同月21日、自己の預り金口座に合計2億2416万8716円の振込送金を受け、これをAのために業務上預かり保管中、同月19日から同年11月17日までの間、23回にわたり合計約1999万円を着服して横領したこと、②Aから、損害賠償請求反訴事件における強制執行停止の申立てのための追加供託金名目で、平成21年12月3日、自己の預り金口座に1000万円の振込送金を受け、これをAのために業務上預かり保管中、同日から同月28日までの間、19回にわたり合計約975万円を着服して横領したこと、③Aから、損害賠償請求反訴事件における強制執行停止の申立てのための追加供託金名目で、平成22年11月22日、自己の預り金口座に2億2000万円の振込送金を受け、これをAのために業務上預かり保管中、同日から平成23年4月25日までの間、86回にわたり合計約2億1872万円を着服して横領したこと、④強制執行停止のための供託金としてB法務局に供託されていた1億5000万円について、裁判所の担保取消決定により、平成23年9月12日、B法務局からB法務局振出しに係る額面1億5006万6000円の小切手の交付を受け、上記小切手を自己の預り金口座に入金してこれをAのために業務上預かり保管中、同月14日から同年12月16日までの間、59回にわたり合計約1億4777万円を着服して横領したことを理由に、平成28年7月6日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 平成22年6月頃、Aから債務整理事件を受任したが、Bに対し受任通知を送った後、上記事件の処理を進めなかったこと、 第2 平成26年1月分から平成28年2月分までの26か月分の所属弁護士会の会費並びに日本弁護士連合会の会費及び特別会費並びに所属弁護士会の臨時会費合計101万2500円を滞納したこと、 第3 平成26年1月、所属弁護士会に登録換えをしたにもかかわらず、登録地の都道府県内に法律事務所を設けなかったこと を理由に、平成29年2月23日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）及び一般国選付添人契約については1年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 平成24年8月から平成26年6月までの間、税理士資格を有しないAが作成した税務申告書類等に署名押印し、又は対象弁護士が代表を務める弁護士法人の社員であったB弁護士に署名押印させる方法により、税理士としての名義貸し行為を行ったこと、 第2 税理士業務に関して税理士法第41条で作成が義務付けられている税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載した帳簿を作成しなかったことを理由に、平成29年5月29日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 24件の破産申立事件又は個人再生申立事件を受任し、Aを担当事務職員として、平成16年8月19日以降債権者に受任通知を発送したが、その後、Aが上記各事件について申立てをした等の虚偽の報告等をしてきたこと等に気付かず、長期間にわたり事件処理を怠ったこと 第2 B及びCから破産申立事件を受任し、Aを担当事務職員として、Bについて平成19年1月9日、Cについて平成21年3月11日、債権者に受任通知を発送したが、その後、Aが上記各事件について破産申立てをした等の虚偽の報告をしてきたこと等に気付かず、長期間にわたり事件処理を怠ったこと 第3 預り金の管理について十分な管理態勢の構築を怠り、Aに前記預り金の管理を委ねていたところ、Aが、上記第1の事件の依頼者の一人であるDから受任した事件の処理の遅滞のために競落されたDの自宅不動産を買い戻すための費用等に充てるため、平成23年4月4日から同年7月19日までの間、対象弁護士の預り金口座又は預り現金から合計720万円を流用するという重大な違法行為の発生を許したことを理由に、平成29年4月27日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、 第1 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート支部からの推薦を受けて、平成19年1月付けで家庭裁判所支部から被保佐人Aの保佐人に選任され、同人の財産管理等の業務に従事していたところ、平成26年ころから平成28年2月までの間、被保佐人の普通預金口座3口座及び定期預金口座1口座から現金を引き出して着服し、使途不明となっている261万円余りのほとんどを自己の用途に費消したこと、 第2 同様に、平成23年7月付けで家庭裁判所支部から被保佐人Bの保佐人に選任され、同人の財産管理等の業務に従事していたところ、平成26年ころから平成28年2月までの間、被保佐人の普通預金口座2口座から現金を引き出して着服し、使途不明となっている233万円余りのほとんどを自己の用途に費消したこと、 第3 同様に、平成27年4月付けで家庭裁判所支部から成年被後見人Cの成年後見人に選任され、同人の財産管理等の業務に従事していたところ、成年後見人の就任当時から平成28年2月までの間、成年被後見人の普通預金口座、定期積立口座及び定期預金口座を解約し、また、これとは別の普通預金口座から現金を引き出すなどして着服し、使途不明となっている192万円余りのほとんどを自己の用途に費消したこと、 第4 同様に、平成27年4月付けで家庭裁判所支部から被保佐人Dの保佐人に選任され、同人の財産管理等の業務に従事していたところ、保佐人の就任当時から平成28年2月までの間、被保佐人の普通預金口座3口座の内1口座を解約し、また、2口座から現金を引き出すなどして着服し、使途不明となっている219万円余りのほとんどを自己の用途に費消したことを理由に、平成29年3月24日付けで地方務局長から業務禁止の懲戒処分を受けたもの。
平成29年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、株式会社Aの顧問弁護士であったところ、A社との法律顧問契約の履行に関し、A社の業務執行を実質的に決定することのできる機関においてA社が公募増資を行うことを実質的に決定した旨の重要事実を認識したにもかかわらず、法定の除外事由がないのに、上記重要事実の公表前である平成25年11月15日、自己が保有するA社の株式合計2000株を売り付け、金融商品取引法に違反するインサイダー取引を行ったことを理由に、平成29年5月29日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 家庭裁判所から亡Aの相続財産管理人に選任され、平成22年11月8日に相続財産管理用銀行口座を開設し、保管すべき金員を上記口座に入金して保管していたが、平成24年3月22日及び同年8月3日、上記口座から合計669万円の金員を合理的な理由もなく順次引き出し、上記口座において保管せず、また上記裁判所に対しては、上記口座で管理しているかのように虚偽の報告をしたこと、</p> <p>第2 家庭裁判所から亡Bの相続財産管理人に選任され、平成25年1月31日に相続財産管理用銀行口座を開設し、保管すべき金員を上記口座に入金して保管していたが、同年4月22日から同年10月16日にかけて、5回にわたり、合計1189万2150円の金員を合理的な理由もなく順次引き出し、上記口座において保管しなかったこと、</p> <p>第3 弁護士法第72条に違反すると疑うに足りる相当な理由のあるCから、交通事故の被害者であり上記事故により財産管理能力に疑問のあるDの内縁の妻であるEの紹介を受け、平成25年7月、上記交通事故により発生したトラブルの解決に関する相談に応じたところ、Eが、Dの親族への対応、上記交通事故の処理、Dの民事再生手続の処理等を望んでいることを認識しながら、依頼事項についての依頼の諾否の通知をせず、D及びEに対し、受任した事件について、受任の際の説明をせず、委任契約書を作成せず、事件処理の報告及び協議を怠ったこと、また、同年12月25日、D名義の預金通帳、印鑑、キャッシュカードを預かり、平成26年1月30日、Dに上記預金から600万円を出金させた上、Cへ240万円を支払い、自らも現金149万1801円を預かり、同年3月25日、D及びEの承諾を得ず、意思確認を怠ったまま、上記預り金からCへ50万5000円を支払ったことを理由に、平成29年3月28日付けで所属弁護士会から業務停止2年の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	3か月間の契約の効力の停止措置をとることが相当である。 (措置の対象となる契約) ①民事法律扶助業務センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約	<p>本件は、対象弁護士が、平成26年8月、Aの元夫に対する慰謝料・財産分与等請求調停事件の代理援助契約を締結し、平成27年10月の調停成立まで同援助事件の受任者となっていたところ、同年11月、Aから、対象弁護士は、受任後速やかに前記調停の申立手続に着手せず、第1回調停期日までに1年余りの時間を要し、この間、Aに対して何の説明も助言等も行わなかったため、長期間不安な状態に置かれた等の苦情の申出がなされた事案。</p>
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、所属弁護士会からの再三の督促・請求にもかかわらず、平成26年4月分から平成28年2月分まで23ヶ月分の弁護士会費、日本弁護士連合会会費、同特別会費合計86万4700円を長期間、滞納し、所属弁護士会の綱紀委員会及び懲戒委員会の調査にも全く応じなかったことを理由に、平成29年1月3日付けで同会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士法人がA弁護士が代表者である弁護士法人であるところ、(1) A弁護士は、対象弁護士法人又はA弁護士が受任した複数の破産申立事件において、依頼者との間において故意に報酬と預り金の区別に関する取決めをせず、又は曖昧にし、破産申立てに先立ち、報酬として相当と考えられる金額を超える金額の金員は破産財団を構成するための預り金となる旨を依頼者に明確に説示せず、さらに、破産申立ての準備のための財産保全に取り組んだ様子も、債務者側に方針変更があった形跡もうかがえなかったにもかかわらず、受任後、破産申立てまで1年から2年を要する処理をしたこと、(2) 対象弁護士法人において、A弁護士は、対象弁護士法人名義の預り金口座から1661万0664円を引き出し、これらのほとんどを、漫然と、対象弁護士法人の経費やA弁護士の個人的使用に充てたことを理由に、平成29年8月31日付けで所属弁護士会から業務停止1年6月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成29年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が弁護士法人Aの代表者であるところ、(1) 弁護士法人A又は対象弁護士が受任した複数の破産申立事件において、依頼者との間において故意に報酬と預り金の区別に関する取決めをせず、又は曖昧にし、破産申立てに先立ち、報酬として相当と考えられる金額を超える金額の金員は破産財団を構成するための預り金となる旨を依頼者に明確に説示せず、さらに、破産申立ての準備のための財産保全に取り組んだ様子も、債務者側に方針変更があった形跡もうかがえなかったにもかかわらず、受任後、破産申立てまで1年から2年を要する処理をしたこと、(2) 弁護士法人A名義の預り金口座から1661万0664円を引き出し、これらのほとんどを漫然と、弁護士法人Aの経費や対象弁護士の個人的使用に充てたことを理由に、平成29年8月31日付けで所属弁護士会から業務停止1年6月の懲戒処分を受けたもの。
平成30年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 長年、共同経営者としてAと一緒に仕事をしてきたという間柄にあったBの言に従い、Aの意思を確認することなく、Bが作成したものと知りながら、A、同人が代表理事を務めるC協同組合及び同人が代表取締役を務める株式会社Dの各委任状を取得し、平成26年2月3日、Aらの代理人として、Aらの債権者に対し、Aらの破産手続開始の申立てを準備中である等の旨の介入通知書を発送したこと、 第2 Bらが、Aが心臓発作で倒れたことを契機として、Aに無断で上記介入通知書を送付させ、その結果、C協同組合の従業員とD社所有の建物をそのまま引き継いで、上記介入通知書の発送時にBが代表取締役を務めていた株式会社EがC協同組合及びD社の業務を全て継承することを計画していたことについて、僅かな注意を払えば知り得たはずであったのにその注意を怠って認識せず、Aの意思を何ら確認することなく、上記計画の実現に結果的に寄与したことを理由に、平成29年8月25日付けで、日本弁護士連合会から、平成29年5月25日付けの所属弁護士会の告知による懲戒処分が変更された業務停止2月の裁決を受けたもの。
平成30年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、弁護士法人Aの出資持分を約95%有し、その重要な業務執行の決定を行うことができる権限を有しているところ、弁護士法人Aに指示ないし承認を与えて、債務整理、過払金返還請求について、約1か月の期間限定で過払金返還請求の着金が無料又は値引きするとの内容の広告を平成22年10月6日から平成25年7月31日まで反復継続して弁護士法人Aのウェブサイトに表示させ、その後、同日までの広告内容に、約1か月間の期間限定で借入金の返済中は過払金診断が無料となるとの内容を加えた広告を同年8月1日から平成26年11月3日まで反復継続して上記ウェブサイトに表示させ、さらに、同日までの広告内容に、約1か月間の期間限定でその期間内において債務整理、過払金返還請求を申し込んだ場合に限り、契約から90日以内に契約の解除をした場合に着手を全額返還するとの内容を加えた広告を、同年11月4日から平成27年8月12日まで反復継続して上記ウェブサイトに表示させ、弁護士法人Aに有利誤認表示を行わせたことを理由に、平成30年3月13日付けで、日本弁護士連合会から、平成29年10月11日付けの所属弁護士会の告知による懲戒処分が変更された業務停止2月の裁決を受けたもの。
平成30年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士法人が、対象弁護士法人の出資持分を約95%有し、その重要な業務執行の決定を行うことができる権限を有しているA弁護士の指示ないし承認を受けて、債務整理、過払金返還請求について、約1か月の期間限定で過払金返還請求の着金が無料又は値引きするとの内容の広告を平成22年10月6日から平成25年7月31日まで反復継続して対象弁護士法人のウェブサイトに表示し、その後、同日までの広告内容に、約1か月間の期間限定で借入金の返済中は過払金診断が無料となるとの内容を加えた広告を同年8月1日から平成26年11月3日まで反復継続して上記ウェブサイトに表示し、さらに、同日までの広告内容に、約1か月間の期間限定でその期間内において債務整理、過払金返還請求を申し込んだ場合に限り、契約から90日以内に契約の解除をした場合に着金を全額返還するとの内容を加えた広告を、同年11月4日から平成27年8月12日まで反復継続して上記ウェブサイトに表示し、有利誤認表示を行ったことを理由に、平成29年10月11日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 平成23年10月頃、所属弁護士が対象弁護士のみである弁護士法人Aの社員であったところ、弁護士法人AがBから電話による申し入れを受けて受任した債務整理事件について、受任に際し、自ら面談をして事情聴取や説明等を行わない特段の事情があるとは認められないにもかかわらず、Bと面談をして事情聴取をせず、Bに対し、事件処理方針等及び不利益事項について説明をせず、また、上記事件の相手方である貸金業者との間で同年12月28日に和解書に調印したところ、調印までの間に、Bに対し、過払金の計算結果の報告をせず、和解をすることや和解条件について説明をして協議をしなかったこと、</p> <p>第2 過払金請求を含む13案件の債務整理事件を受任したが、事件受任に当たり、当事者と面談や電話をして、委任意思を確認したり、弁護士報酬、事件処理の見通し、事件処理の方法についての説明を行わず、その後、上記13案件についてC株式会社に対する過払金請求訴訟を提起したが、このうち11案件について、当事者に対し訴訟を提起することについての説明をせず、上記13案件のうち9案件について、和解をするかどうか、和解をする場合その条件をどの程度にするかについて、説明をして打合せをせず、上記13案件のうち9案件について、裁判結果について報告をしなかったことを理由に、平成28年12月11日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、Aが申し立てた子Bらの引渡しを求める間接強制申立事件等においてAの夫Cの代理人であったが、Cが、上記事件につき間接強制決定がなされた平成26年3月31日以降もBらを引き渡すことを拒否し続け、上記決定に基づく間接強制金の支払義務を負っていたところ、同年10月頃、Cに対し、Aによる強制執行を困難ならしめる目的で、Cが所有する資産を信託譲渡する詐欺性の強いスキームを提案して主導的に実行し、同年12月20日、自宅土地建物、現預金5000万円等のCの資産のほぼ全てについて、受益者を対象弁護士及びBらとして、Cから信託譲渡を受けたことなどを理由に、平成30年1月19日付けで、日本弁護士連合会から、平成29年7月10日付けの所属弁護士会の告知による懲戒処分が変更された業務停止9月の裁決を受けたもの。</p>
平成30年度	6月間の契約の効力の停止措置をとることが相当である。 (措置の対象となるべき契約) ①民事法律扶助業務 センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約	<p>本件は、対象弁護士が、平成28年6月22日付けの援助開始決定に基づき、被援助者Aの示談交渉事件の受任者となっていたところ、センター立替金とは別に、Aから、内容証明郵便の郵送料、住民票の取寄費用等として1万5000円を直接受領していた事実が同年10月27日付けの最終報告書の記載で判明したことから、措置の対象となる事案。</p>
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成23年ころ、Aから、B社を相手方とする損害賠償請求、行政処分の申立及び刑事告訴を委任事項とする委任契約を締結し、その後、着手金25万円と実費預り金5000円を受領したところ、体調不良のため執務時間が大幅に減少したりした経緯から、起案したB社に対する通知書を発送することがなく、その他にも交渉のために連絡などをすることがなく、平成26年10月、Aから紛議調停の申し立てを受け、平成27年5月12日に改めて委任契約書を作成して上記の委任契約を継続することになったにもかかわらず、同年9月以降、Aから問い合わせがあってもこれに対応せず、面談の約束も反故にし、平成28年12月20日に至るまでの約1年7ヶ月以上、委任事務になんら着手しておらず、Aに全く連絡をとっていないことを理由に、平成29年8月29日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 平成27年9月1日に代理援助契約書を提出した被援助者Aの自己破産申立事件について、平成28年2月、Aが相談した別の弁護士より債権者から訴訟が提起された旨がセンターに連絡され、同年3月、センターの地方事務所長が解任の決定を行うまでの間、破産申立をしなかったこと、</p> <p>第2 平成27年3月24日に代理援助契約書を提出した被援助者Bの自己破産申立事件について、同日ころ、各債権者に受任通知を発送したものの、以降、平成28年8月にセンターの地方事務所長が解任の決定を行うまでの間、破産申立をしなかったこと、</p> <p>第3 被援助者Cの離婚等請求事件について、平成27年12月にCの離婚が成立し、平成28年1月に事件の相手方から財産分与金250万円の送金を受けながら、Cからの清算の依頼に対し、法テラスの審査が長引いている等と述べて、同年6月までの間、最終報告書を提出せず、結果、同年7月14日まで、上記預り金から立替金の償還残高等を除いた残金がCに交付されなかったことから、措置の対象となる事案。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 土地家屋調査士法人A（以下「A事務所」という。）の代表者等の求めに応じ、A事務所が受任した司法書士業務に協力・援助していたものであるが、</p> <p>1 A事務所が依頼者から受任し、対象司法書士の名義で処理した司法書士業務（以下「提携事件」という。）につき、各提携事件ごとに、対象司法書士とA事務所が受け取る司法書士報酬（以下「報酬」という。）の比率を定め分配し、ほとんどの報酬は、依頼者からA事務所に対して全額支払われ、対象司法書士は、A事務所から現金で自己の分配額を受け取り、</p> <p>2 提携事件において、A事務所、対象司法書士が支払うべき登録免許税納付のための収入印紙代金につき、多額の立替えを行わせ、</p> <p>3 提携事件において、登記申請の際、法務局に提出する書類の作成を、主にA事務所の職員に行わせていて、当該書類については、対象司法書士による内容の確認を経る前に、A事務所が依頼者に対し必要な署名・押印を求め、受け取ることがあり、</p> <p>4 提携事件の大半において、法務局から交付された登記識別情報通知書等の書類を、A事務所に渡し、A事務所は、対象司法書士から受け取った登記識別情報通知書にA事務所の事務所名が表示された表紙を付し依頼者に交付していたが、対象司法書士は、これを容認しており、</p> <p>もって、A事務所をして司法書士の業務を行わせたこと</p> <p>第2 株式会社B（以下「B」という。）又はその関係者（C（Bの代表取締役）及びD（Bの従業員であり対象司法書士の補助者として登録されている者））から、継続的に司法書士業務の紹介を受け、</p> <p>1 遅くとも平成26年7月頃から、B又はその関係者から司法書士業務の紹介を受け、平成26年8月以後、対価の支払を開始し、</p> <p>2 Cを経由しておよそ月10案件、Dを経由しておよそ月3案件の頻度で、司法書士業務の紹介を受け、</p> <p>3 Bから紹介された司法書士業務（以下「紹介業務」という。）につき、報酬の50パーセントに相当する額を、C及びDの「給与」等に相当するものであるとして、Bに対し、「事務委託費」の名目で支払い、</p> <p>4 平成26年9月から同年11月下旬頃までの約3か月間、補助者として登録していないCに指示し、登記申請書類の作成等、司法書士の補助業務をさせ、</p> <p>もって、不当な手段によって依頼を誘致したこと</p> <p>第3 本件に係る調査の過程において、所属司法書士会が文書による回答及び証拠資料の提出を求めた際、正当な事由を示すことなくこれに応じなかったことを理由に、平成30年1月17日付けで地方法務局長から業務停止10か月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、破産者A及び破産者有限会社Bから破産手続全般につき委任を受け、平成23年10月、Aに係る破産免責申立書及びBに係る破産手続開始申立書を裁判所に提出し、その後、Bの清算人でもあるA及びその妻であるCと共謀の上、平成24年2月頃、A及びBの破産管財人から、上記各申立書添付の預貯金目録に未記載のB名義の普通預金口座がある旨の指摘を受け、その理由等について書面で説明を求められた際、当該未記載口座から引き出された現金は、C名義の預金口座に預け入れられていたにもかかわらず、これを秘して、その現金は、借金の返済等に充てて費消済みである旨の虚偽の事実を記載した報告書を破産管財人に提出し、虚偽の説明を行い、この事実により、破産法違反の罪で、平成29年2月、罰金100万円の有罪判決を言い渡された（同年6月に判決確定）ことを理由に、平成29年12月27日付けで地方法務局長から2か月間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 A弁護士及びB弁護士が所属する法律事務所の事務員であったCが証人となったCの遺言公正証書について、Cの子Dから事実調査及び法的対処を依頼されたため、Bに対し、平成26年3月3日付け文書において上記公正証書の作成経緯等について回答を求め、Bから同月7日付け回答書により任意で一通りの回答を受けたにもかかわらず、上記回答書に対する同日付け文書、同月10日付け文書等において、Bが業務上横領の共謀共同正犯あるいは虚偽公文書作成の共謀共同正犯であるかのような文章を繰り返し記載し、また、客観的根拠がないにもかかわらず、Bが不誠実で不正直な人間であるかのように断定するとともに、平成27年2月7日付け文書において、「当職事務所に説明に来て下さい。その場合には代理人を同道せず、1人で来て下さい。何故ならば、貴殿代理人らは真実を明らかにする方針を取っておらず、虚偽の事実主張を貴殿に強要しようとしているらしいことが文面上明らかだからです。」等と記載し、法的に回答義務のないBに対し、Dの主張する内容に適合する回答を執拗に求め続けたこと、</p> <p>第2 Bの代理人E弁護士らから、平成26年3月18日付け文書により、E弁護士らがBの代理人になった旨及びBは既に必要かつ可能な範囲で誠実に回答しており、これ以上回答することはない旨明確な回答を受けたにもかかわらず、Bに対し、上記平成27年2月7日付け文書を直接送付したことを理由に、平成30年1月15日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成30年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成21年11月19日、家庭裁判所から亡Aの相続財産管理人に選任され、相続財産管理人口座で相続財産を管理していたが、平成23年2月25日から平成27年11月6日までの間、上記口座から31回にわたり合計2218万3340円を出金して、うち2166万円を領得し、また、平成26年11月20日に亡A名義の不動産売買に関し支払われた手付金39万円について上記口座を経由することなく領得したことを理由に、平成30年1月31日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。
平成30年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成14年9月頃、Aから、同年2月16日に死亡したAの父の死亡に関し医療過誤に基づく損害賠償請求事件について相談を受けたが、上記相談から平成18年2月5日に訴訟委任状を徴求するまでの3年余りの間、合理的理由なく訴訟提起等の法的手続を採らず、不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を完成させ、また、上記訴訟委任状の徴求から約6年間もの時間がありながら、何ら手続を進めることなく、債務不履行に基づく損害賠償請求権の消滅時効も完成させた。 対象弁護士は、上記事件について消滅時効を完成させたことを認識しながら、Aに対し一切説明せず、あたかも訴訟提起を行いそれが進行しているかのような、また、調停の申立てを行ったかのような虚偽の事実を説明し、Aが自ら調査した結果訴訟などが行われていないことが平成27年9月24日に発覚するまで、長期間にわたって、Aに対し、虚偽説明を繰り返したことを理由に、平成30年3月14日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
平成30年度	3か月間の契約の効力の停止措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成28年7月8日、Aの法律相談を1時間から1時間30分程度実施した際に、最初の30分間の相談を震災法律相談援助とする同日付けの援助申込書と法律相談票を提出してセンターから法律相談費5400円の支払いを受け、後の相談時間に関して、別途、Aから相談料5400円を直接受領していたことが、Aからの申告と対象弁護士の弁明で明らかとなった事案。
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当であると思料する。	本件は、対象弁護士が、(1)平成22年に所属弁護士会からの戒告の懲戒処分を受けたところ、その懲戒処分の手続において、懲戒事由を免れるため偽造した証拠を提出し、また、その作成年月日及び立証趣旨を偽ったこと、(2)平成23年6月18日付けで、Aのことでありと特定することが可能な情報とともに、弁護士としてAから相談を受けた事件の具体的な相談内容や証拠の内容についての文章を自身の事務所名で開設したホームページ上に掲載し、また、同年9月12日付けで、上記文章に加筆して、Aを誹謗中傷する内容の文章を掲載して、第三者が自由に検索、閲覧できる状態にしていたこと、(3)Aが虚偽の事実を申告して懲戒請求をしたことにより対象弁護士が上記(1)の懲戒処分を受け弁護士としての名誉、信用を棄損されたこと等を理由として、事後的、法律的根拠を欠いているにもかかわらず、平成23年10月5日、Aに対して不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起し、また、Aが虚偽の事実を主張して対象弁護士に対する2回目の懲戒請求をしたとして、事後的、法律的根拠を欠いているにもかかわらず、平成24年2月19日付け訴えの変更申立書によりAに対する不法行為に基づく損害賠償請求を追加し、請求を拡張したことを理由に、平成30年3月1日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象司法書士が、 第1 被援助者Aの自己破産申立事件の書類作成援助について、平成26年1月29日に個別契約を締結し受託者となりながら、解任による援助終結決定が行われた平成28年10月21日までの約2年9か月間、書類作成を行わず、Aから苦情の申出が行われたこと、 第2 被援助者Bの民事再生手続申立事件の書類作成援助について、平成24年10月26日に個別契約を締結し受託者となりながら、解任による援助終結決定が行われた平成29年10月5日までの約4年11か月間、書類作成を行わず、その間にBが一部の債権者から給与の差押えを受け、Bから苦情の申出が行われたことから、措置の対象となる事案。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成30年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 平成24年1月28日、Aから、夫Bに対する離婚請求等に関する事件を受任し、また、同年4月14日及び同月20日に、Bの浮気相手であるC及びDに対する慰謝料請求事件をそれぞれ受任したが、大幅な増額を認める正当化事由がないにもかかわらず、B及びCに対する事件については着手金及び報酬金の合計で対象弁護士が採用する事務所報酬基準の2.7倍強の、Dに対する事件については上記報酬基準の3.2倍強の加算を行い、不合理に高額の弁護士報酬を定める委任契約を締結し、また、法的知識や交渉能力等において劣っていると考えられるAに対して、上記各委任契約の弁護士報酬に関して、その納得が得られる程度の説明を果たさなかったこと、</p> <p>第2 平成24年5月28日にBに対する離婚等請求の調停を申し立て、同月29日にC及びDに対する慰謝料請求訴訟をそれぞれ提起し、その後、Bから、C及びDに対する請求額の全額である合計550万円を受領したことから、上記各訴訟を同年6月5日及び同月29日にそれぞれ取り下げ、かつ、Aの意向によりBに対する上記調停も同日取り下げたが、Aから上記550万円から費用や未払着手金等を控除した残金の返還を求められていたにもかかわらず、不当に返還請求に応じなかったこと、</p> <p>第3 Aが平成24年10月19日に預り金の返還を求めて紛議調停の申立てを行ったところ、その手続においてまずは紛争の解決を図るべきであるにもかかわらず、紛議調停を起されたことに反発して、敵対的な感情に任せて、紛議調停の第1回期日が開催される前の同年11月19日に、Aに対して弁護士報酬支払請求訴訟を提起したこと</p> <p>を理由に、平成28年11月10日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成26年10月17日、Aから、勤務先であった労働トラブルについて同僚等を刑事告訴することを受任し、着手金として64万8000円を受領したが、Aが対象弁護士に説明した上記トラブルのうち犯罪行為として告訴の対象となり得る行為については、他に時効の完成を妨げる事情がない限り受任時点で公訴時効が完成しており時効の問題が解決されていないにもかかわらず、受任時にAに何ら説明せず、また、受任するに際し、公訴時効が完成している点について適切な事実調査、法令調査を行わなかったことを理由に、平成30年3月26日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成20年4月頃から平成23年4月頃まで、任意債務整理事件を受任した際に、貸金業者に対し、利息制限法所定の利率に従って引き直し計算した過払い金の金額が140万円を超えるもの36件について、回答がない場合はやむを得ず訴訟上の請求に及ぶことを記載した過払金返還通知書を債務者の代理人として送付し、そのうち7件については、貸金業者との和解締結にあたり、和解書に対象司法書士が代理人として記名・押印し、過払い金を対象司法書士の口座に振り込ませるなど、過払い金返還請求について代理をしたことを理由に、平成30年4月12日付けで地方法務局長から業務停止1か月間の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 家庭裁判所により被後見人Aの成年後見開始の審判（平成13年9月確定）と同時に、Aの成年後見人に選任され、家裁による辞任許可の審判（平成26年2月確定）までの間、Aの成年後見人であったところ、</p> <p>1 平成20年11月頃、Aを代理して、有限会社Bとの間で、車椅子の賃貸借契約を締結したが、その当時、Aが補装具費支給制度の対象者であり、その使用する車椅子につき無償で提供を受けられる立場にあったにもかかわらず、Aの成年後見人に在任中、Aに無用な車椅子のレンタル料を負担させたこと</p> <p>2 平成20年7月、Aを代理して、有限会社Cとの間で食事サービスの提供契約を締結したが、Aが平成21年7月頃に胃ろうを造設したことから、以後同契約に基づく食事の提供が必要ないことを認識しながら、同契約を解除せず、Aの成年後見人に在任中、Aに必要なない食費を負担させたこと</p> <p>3 Aの成年後見人に在任中、Aを代理して、成年被後見人の障害基礎年金及び障害厚生年金の受給申請手続を行わなかったこと</p> <p>4 Aの成年後見人として監督機関である家庭裁判所に対する定期的な後見事務報告書の提出につき、平成20年頃には家庭裁判所から催促を受ける状態になり、平成24年から平成25年頃には、後見事務報告書の提出遅延を理由に、家事審判官による審問を2回うけたこと</p> <p>を理由に、平成30年1月22日付けで地方法務局長から3か月の業務停止の懲戒処分を受け</p> <p>第2 平成24年7月作成の公正証書遺言において、Dの遺言執行者として指定され、Dが平成26年に死亡したことから、民法第1011条に基づき、遅滞なく、相続財産の目録を作成して、相続人に交付しなければならないところ、これを怠り、Dの相続人Eの代理人弁護士Fから、再三にわたる相続財産の目録の交付請求を受けたにもかかわらず、少なくとも平成26年10月から平成30年1月の間、その交付を行わなかったこと</p> <p>を理由に、平成30年4月23日付けで地方法務局長から3か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、弁護士法人Aの社員であり代表弁護士であったところ、</p> <p>第1 平成25年9月5日、弁護士法人Aが、株式会社Bとの間で、B社が弁護士法人Aに預託する金員を対象弁護士名義で株式会社Cに貸し付け、C社からの返済に代えてC社の株式代物弁済を受けること等を内容とする業務委託契約を締結し、対象弁護士において、同日、B社について本人特定事項の確認を行わずに上記契約に基づきB社から1億5000万円の預託を受け、同月10日、上記1億5000万円をC社に貸し付けた後、B社から上記契約の進行状況や今後のスケジュールの見込み等の問い合わせを受けたが、平成27年5月に至っても、B社の関係者と付き合いがあったDに聞いてほしいという以外の報告をせず、B社から、同月21日付け通知書及び同年6月30日付け最終通知書により上記契約の履行状況について書面による回答を求められたが、対応しなかったこと</p> <p>第2 上記第1のとおり、C社に貸し付けた金員について、平成26年4月30日から平成27年7月1日までの間、C社から弁護士法人Aの預り金口座に4回に分けて合計1億8837万6227円の返還を受けたが、そのことをB社に通知せず、収支報告もせず、金銭の返還をせず、B社の承諾を得ることなく、Dの指示に従い、C社から返還を受けた金銭全額を、4回とも返還を受けた日のうちに、Dの関係会社とされるE社に振り込んだことを理由に、平成30年2月20日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	3年間の契約締結拒絶期間を設定する措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成26年7月分から平成29年8月分までの38か月分の所属弁護士会の会費並びに日本弁護士連合会の会費及び特別会費について、仮受金1100円を除いた合計金137万7400円を滞納したことを理由に、平成29年11月14日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 Aの母Bが建築し、賃貸借管理事務をAに委託していた賃貸アパートに関し、Aが上記アパートの賃借人から集金した平成26年7月分以降の賃料をBに支払うことを拒絶したため、同年7月18日、Bから、Aが賃借人から受領した賃料をBに支払うよう請求する仕事を受任し、Aが上記賃料を集金していた口座をめぐり、Bを被害者とする振り込み詐欺と同視することができるような詐欺行為が行われた事実を認めることができないにもかかわらず、C信用金庫に対し、同月31日付けで、上記口座に関して行われた犯罪の被害者をBと記入した振り込み詐欺等不正請求口座情報提供及び要請書を提出し、C信用金庫は、同日、上記口座について、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第3条第1項の取引停止の措置を実施したこと、</p> <p>第2 上記アパートの賃借人が従前どおり上記口座に賃料を入金し、Aがこれを管理したことをもって、詐欺であり、横領であると決めつけて非難を加えたことを理由に、平成29年7月10日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 平成24年7月3日、A及びAが代表取締役を務める法人から自己破産申立事件を受任したが、平成28年2月27日に委任契約を解除されるまで着手せず、Aから繰り返し要請されても放置し続けたこと、</p> <p>第2 上記第1の委任契約の解除後である平成28年3月9日、Aから上記委任契約に基づき支払った着手金等の費用及び慰謝料等合計195万円の支払を求める民事訴訟を提起され、同年6月8日、これを認める判決を受けたにもかかわらず、懲戒請求者に対する返金を一切行っていないことを理由に、平成29年12月5日付け所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。</p>
平成30年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当であると史料する。	<p>本件は、対象弁護士が、(1)平成27年6月頃から、Aが弁護士法第72条に違反する者であることを十分に認識した上で、Aがウェブサイトで集客した相談者について紹介を受けて弁護士として法律事務の処理をし、受任した事件の着手金等について、同月から同年10月にかけて毎月の入金額の20%相当額をAに分配し、その後もAとの関係を継続したこと、(2)上記行為と並行して、Aの依頼に基づき、住民票、戸籍謄本等の職務上請求を行い、Aに対してその対価として1通当たり1万8000円の請求をしていたことを理由に、平成29年9月7日付けで所属弁護士会から業務停止1年6月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成30年度	民事法律扶助業務（センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約）については、2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）については、2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、対象弁護士の法律事務所の運営、経営を支配し、対象弁護士の名前を利用して各種事件、手続を行う等していた元弁護士Aから依頼者の紹介を受け、Aを利用していたことを理由に、平成30年1月29日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。
平成30年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、（1）Aから破産申立事件を受任し、破産手続開始の申立て後に、B株式会社に対する過払金の発生を予想したが財産目録に記載することなく上記事件の手続を進め、平成25年2月27日にAの免責許可決定を得てAとの委任関係が終了していたところ、その後、Aから委任を受けていないにもかかわらず、Aから受領していたAが署名押印した上記事件のための予備の委任事項欄白紙の委任状1通を不当に補充し、B社をして、委任状が真正に成立したもので、対象弁護士はAから過払金返還の代理権を授与されたものと誤信させ、上記過払金についてB社と和解をし、平成26年3月7日に上記和解に基づき130万円を対象弁護士名義の預り金口座宛てに振込送金させて受け取り、これを流用したこと、（2）所属弁護士会から平成29年5月22日付け照会書で所属弁護士会の業務上の預り金の取扱いに関する規則第9条に基づき、上記口座の出入金についての照会を受けたが、期限までに回答をせず、その後も二度同様の照会を受けたが、期限内に回答しなかったことを理由に、平成30年6月2日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成30年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成29年3月1日、知人女性Aと一緒に食事をした際、Aが後ろを振り向いて窓の外を見ていた隙に、円筒容器に入れた媚薬とされる黒い液体をAのグラスに入れようとしたことを理由に、平成30年7月3日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。
平成30年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成29年11月6日午後11時25分頃、かなり酒に酔った状態で、走行中のタクシー内において、運転中の乗務員Aに対し、激昂して、「なめんなよ、てめえ。」などと怒鳴り、Aが座っている運転席シートの背面部及び上記シートの頭部付近に設置された防犯ボードを多数回足で蹴る暴行を加え、その足蹴りにより、防犯ボードを損壊し、また、上記タクシーから降車した後も、上記タクシーに向け所携のスマートフォンを投げ付けたことを理由に、平成30年5月18日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
平成30年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成26年5月14日、Aから離婚等請求事件を受任したが、特別の事情がないにもかかわらず、同年12月30日、依頼者であるAから100万円を借り入れたことを理由に、平成30年7月11日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成30年度	<p>民事法律扶助業務（センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約）については、3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士法人が、Aから受任した遺産分割調停事件に関し、平成26年10月22日に調停を成立させ、相手方の一人から相当額の支払を受けたが、Aに対し、1年以上も精算しようとしなかった上、その後返還を約した報酬等費用精算後の5332万2042円の支払すらしなかったことを理由に、平成29年10月11日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
平成30年度	1か月間の減給の措置をとることが相当である。	本件は、法テラスの勤務弁護士であった対象弁護士が、平成29年6月28日、相続財産管理人選任申立事件の依頼者Aから、封筒4袋に在中した現金合計82万9863円を預かったにもかかわらず、同年10月3日までに、うち現金29万1377円が在中していた封筒1袋を紛失したことから、措置の対象となる事案。
平成30年度	3年間の契約締結拒絶期間の設定をすることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 平成25年9月、Aから自己破産申立事件を受任し、着手金等合計28万7500円の支払を受けたが、平成28年2月24日にAが上記事件の委任契約を解除するまで、上記事件に着手しなかった上、上記契約を解除された後、Aから上記契約に基づき受領していた費用全額の速やかな返金を催促されたにもかかわらず、同年7月20日まで返金しなかったこと、 第2 預り金口座から合計2382万4036円を引き出して自己を相手方とする紛議調停事件の和解金支払のため私的に流用し、受任事件の相手方から上記口座へ入金された1500万円について、依頼者に対し精算又は引渡しをしないまま上記口座の残高を4万3918円まで減少させ、平成26年6月から平成28年3月までの間、上記口座から対象弁護士の法律事務所経費等を支出し、私的に流用し続けたこと 第3 Bが夫Cに対して申し立てた婚姻費用分担審判申立事件について平成27年10月30日になされた審判に基づき、Bの代理人としてCの預金口座に対する債権執行を行って332万8698円を回収し、平成28年3月7日、Bに対し、上記回収金から弁護士費用を控除した284万8046円を返金することなどを連絡したが、平成29年5月まで支払を完了しなかったこと、 第4 Dから交通事故に関する事件を受任し、平成27年12月18日、Dの代理人として、上記交通事故の加害者が加入する損害保険会社から示談金1700万円の支払を受け、平成28年2月9日、Dに対し、上記示談金から報酬金及び実費を控除した1539万9748円を返金することなどを連絡したが、支払を完了しなかったことを理由に、平成29年7月12日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。
令和元年度	6か月間の契約停止措置をとることが相当である。	1 本件は、対象弁護士が、平成28年10月25日付けの代理援助契約に基づき、被援助者Aの離婚等訴訟事件及び面会交流調停事件の受任者となっていたところ（離婚等請求事件の着手金及び基本実費は合計12万8000円、面会交流調停事件の着手金及び基本実費は合計7万4000円）、平成29年11月、Aから、対象弁護士に対する金銭の支払いについて苦情が申し出られたもの。
令和元年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、①平成25年3月、Aから、Aが勤務先会社に対し労働契約上の権利を有する地位にあることの確認を求める事件を受任し、着手金を受領したが、その後、Aから何度か経過報告を求められたにもかかわらず、上記受任時から平成26年12月に解任されるまでの1年8か月余りの間、Aに対し、上記事件の経過及び上記事件の帰趨に影響を及ぼす事項を報告せず、かつ、上記事件の処理についてAと速やかに協議をせず、上記事件を適切に処理しなかったこと、②上記解任による委任の終了に当たり、Aから経過報告を求められたにもかかわらず、Aに対し、上記事件の処理状況等の十分な説明をせずに事実と異なる報告をしていたこと等を理由に、平成30年4月16日付けで日本弁護士連合会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和元年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成30年5月30日午後7時頃から午後11時頃まで飲酒した後、酒気を帯びた状態で普通乗用自動車運転して自宅へ向かっていたところ、仮睡状態に陥り、同日午後11時55分頃、電信柱に衝突する事故を惹起し、電信柱及び事故現場付近に駐車していた車両2台を破損させたことを理由に、平成30年10月15日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和元年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>1 Aの当時の妻Bから、Aの不貞行為を理由に離婚及びA及びCに対する慰謝料請求の依頼を受け受任したところ、Aらの不貞の現場を押さえた後で最寄りのファミリーレストランで離婚等の交渉をすることをB及び探偵Dと決定し、平成27年12月3日午後7時前頃、Aらがホテルの駐車場で車から降りたところ、DがAらに付いて来るように申し向け、ファミリーレストランに移動し、Aらと対面する形で対象弁護士を挟んでB及びDが並んで座り、対象弁護士がAらに不貞行為を認めるか確認してAらがこれを認めると、対象弁護士は、Aに対し、離婚の申出にBが応じること、子供の親権者はBとすることを話し、養育費の金額を提示して後日の協議とし、また、Aらに対し慰謝料として2人で500万円の請求をし、合意できないと法的解決になることを伝えた上で再度協議することとして、Aらに、対象弁護士の作成した合意書にそれぞれ署名、押印等させたこと</p> <p>2 Eの夫Fから、Eの不貞行為を理由に離婚及び慰謝料等を請求する旨の依頼を受け受任したところ、Eの不貞の現場を押さえて離婚等の交渉にもっていくこと等をD及びFと決定し、(1)平成28年2月13日午後11時過ぎ頃、駐車中の車内でEとその不貞相手Gが密会していた現場にDとFの3人で臨み、ファミリーレストランに移動し、Eらと対面する形で、対象弁護士、F、Dが座り、Eらに不貞行為の慰謝料として800万円を請求する旨の話を持ち出し、1時間程度のやり取りの後、不貞行為の慰謝料としてEが500万円、Gが300万円をそれぞれ支払う旨の合意書に署名、押印等させ、(2)また、対象弁護士は、Gが退席した後、Eに対して離婚届の用紙を示し、署名、押印するよう求め、離婚に応じない場合には週明けには直ちに法的手続を採る旨告知し、同月14日曜日の午前4時前頃、Eに離婚届及び離婚協議書に署名、押印させたことを理由に、平成30年8月17日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和元年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	対象弁護士は、平成26年末頃から株式会社Aの委任を受けて、年会費が未払の会員に対する請求をA社作成に係る通知書に職印を押捺して行っていたところ、平成27年5月11日付けでBに対し未払年会費の請求をし、Bの代理人弁護士から同月27日付けで、今後の連絡は代理人に対して行うこと及び請求内容について詳細を説明することを求める内容の受任通知が送信されたにもかかわらず、何らの回答をすることもなく、その後、同年8月28日付け及び平成28年8月1日付けで、Bに対し直接請求を行い、各請求に対して代理人から抗議の通知を受けたが、さらに、同年12月21日付けで、Bに対し直接請求を行ったことを理由に、平成30年10月3日付けで所属弁護士会から1か月間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。
令和元年度	2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、 第1 平成10年12月29日、Aから、Aの葬儀費用として使用する目的で、Aが死亡した場合にAの配偶者の子であるB又はBの指定する者が返還を求めたときはその者に返還する旨の約定で、120万円の預託を受け、その後Aに30万円を返還していたところ、Aが平成27年2月13日に死亡したにもかかわらず、Bに対象弁護士が預託金の残金を預かっている事実を知らせず、Bが対象弁護士に対し、上記残金の返還を求める訴えを提起し、これを命ずる判決が確定しているにもかかわらず、返還をしなかったこと、 第2 Aが平成13年11月23日に作成した自筆証書遺言において、遺言執行者として指定され、Aの死亡後、遺言執行業務を開始したが、受遺者Cが遺贈を放棄する旨の意思を示していたにもかかわらず、Cに対する遺贈を原因とする所有権移転登記手続をしたこと、 第3 平成27年10月30日、上記第2の遺言書に記載がされていないにもかかわらず、遺言執行者名義の預金口座から80万円を出金し、Bに送金したこと、 第4 上記第2の遺言書には、遺言執行者の報酬についての定めがないにもかかわらず、家庭裁判所に遺言執行者の報酬額を定める審判を求めること等の手続を経ることなく、独断で報酬額を60万円と決定した上、平成27年11月12日、上記第3の口座から出金し、受領したこと、 を理由に、平成30年6月9日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。
令和元年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) Aが提起したBに対するAと株式会社Cとの間の土地の売買契約が虚偽表示で無効であり、転得者のBは善意の第三者ではないとして上記土地の所有権移転登記の抹消登記手続を求める訴訟につきBから受任し、上記売買契約は有効であり、仮に虚偽表示であったとしてもBは善意の第三者であるとして争い、第一審で敗訴した後、BからBの債権の回収を図るため情報提供を前提としたD株式会社との交渉を受任したところ、Bとの間で情報提供の目的、方法、対価等の具体的な条件を協議することなく平成26年2月12日にD社に対し無条件で上記訴訟に関する第一審判決書等の訴訟資料を送付したこと、 (2) 上記送付後もD社との間でBに支払う情報提供料について具体的な交渉をしなかったこと、 (3) 上記訴訟が上告審に係属していたにもかかわらず、D社からBらに対する上記売買契約は詐欺目的であるとして上記土地に係るBの所有権移転登記の抹消登記手続等を求める訴訟、及びこれを本案としてBを債務者とする上記土地の処分禁止の仮処分の訴訟委任状の申立てにつき受任したこと、 (4) D社が平成26年6月13日に提起した上記(3)の訴訟及び同年7月4日に申し立てた上記仮処分の申立てにおいて、これらが認められるとBは上記土地に関し何ら権利を有しないことになり、法的にD社に一定の利益を請求することができなくなるにもかかわらず、上記売買契約が詐欺行為であり、Bは詐欺行為につき悪意である旨を主張したこと、 を理由に、平成30年10月2日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和元年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、A及びAが代表取締役を務めていたB株式会社が被告として訴えられた訴訟において、Aに対する訴状の送達が就業場所であるB社本店所在地においてその従業員に交付する方法によって行われる等したため、Aは、自分を被告とする訴訟が提起されたことを知らなかったところ、第三者から平成23年10月11日付けのA名義の訴訟委任状の交付を受けて訴訟代理人となるに当たり、面談や電話その他方法のいかなを問わず、Aに対して直接訴訟委任の意思確認を行わずに訴訟代理人として訴訟行為を行い、Aに対して経過説明や訴訟進行について協議する等せず、その同意を得ずに平成24年5月17日に裁判上の和解を成立させたことを理由に、平成30年11月28日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和元年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成28年6月15日にAから破産手続開始等の申立てを受任したが、Aについて同年4月15日に離婚調停が成立した事実、Aが同年5月20日に離婚の届出をし、旧姓に復氏した事実及び上記調停における合意に基づき元夫Bから解決金100万円を受領した事実を知っていたにもかかわらず、これらの事実を秘匿したまま作成した申立書及び添付書類を同年7月16日に裁判所に対し提出したこと、その後、Cが提出した免責に対する意見書において上記復氏等の事実を指摘されたため、上記裁判所に対し上記離婚の事実、上記復氏の事実等を申告したが、上記解決金を受領した事実を申告しなかったことを理由に、平成30年9月3日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和元年度	1年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成28年3月から同年12月まで、様々な事件で裁判所に提出した異議申立書、裁判官忌避申立書、準備書面、控訴理由書等において裁判官や書記官等に対して、「やくざのような語調」、「転勤を控えての粗雑処理」、「エッセイのごとく自分自身の個人的な感想を書くのは、裁判官失格である」、「善良ながら無知愚鈍な国民を困らせるのである」、「裁判官と裁判所書記官が共謀して、調書を改ざんした」等、事案における訴訟行為としての有益性に欠け、かかる表現を使用する必要性も有用性も認められない記載を継続的に行ったことを理由に、平成30年12月26日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和元年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 平成21年2月12日にAからAが代表取締役を務める株式会社2社及びAの破産手続開始の申立てにつき受任し、債権調査を行い、債権者一覧表を作成するなどしたが、平成24年2月頃から債権者に対し辞任通知書を送付した平成27年4月20日頃までの間、事件処理をせずに放置したこと、また、上記辞任通知書を送付するに当たり、Aに事件処理の状況及び辞任をする理由等を十分説明せず、辞任後に当然予想される債権者のAへの接触の再開の可能性を理解させることなく、かつAへの事前の通告もしなかったこと、 (2) Bとの間で土地質借権存在確認請求事件につき委任契約を締結し、平成23年8月24日に着手金31万5000円を受領しながら、訴訟提起をするために必要な手続を何もせずに放置したことを理由に、平成31年2月15日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和元年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成21年10月から平成24年12月までAを、平成23年11月から平成25年1月までBを補助者として使用し、主に債務整理業務を担当させていたところ、第1(1)Cの、金融会社からの借入金に関する債務整理の依頼に関し、自らが行うべき、依頼者の本人確認及び依頼内容の確認、各金融会社との裁判外の和解に関する交渉、依頼者に対する和解額の確認並びに和解の締結の事務を自ら行わず、もっぱらBに行わせ、自らは同債務整理業務につきBから口頭等により報告を受けたものについて、指示を出すのみであったこと、(2)対象司法書士の関与がないままBが行った事務処理により、平成24年2月、Cとの業務委託契約がなく、Cが関与しないにもかかわらず、Cの甲合同会社に対する過払金97万8884円を和解額63万6000円とする和解を代理人として合意したこと、(3)対象司法書士の関与がないままBが行った事務処理により、平成24年3月、Cとの業務委託契約がなく、Cが関与しないにもかかわらず、Cの株式会社乙に対する過払金80万2173円を和解額24万円とする和解を代理人として合意したこと、</p> <p>第2(1)Dの、金融会社からの借入金に関する債務整理の依頼に関し、自らが行うべき、依頼者の本人確認及び依頼内容の確認、各金融会社との裁判外の和解に関する交渉、依頼者に対する和解額の確認並びに和解の締結の事務を自ら行わず、もっぱらAに行わせ、自らは同債務整理業務につきAから口頭等により報告を受けたものについて、指示を出すのみであったこと、(2)対象司法書士の関与がないままAが行った事務処理により、平成23年12月、Dが関与しないにもかかわらず、Dの甲合同会社に対する過払金を和解額195万7000円とする和解を代理人として合意し、Aは、当該和解書の作成に当たり、Dの姓を刻した印章を無断使用したこと、(3)対象司法書士の関与がないままAが行った事務処理により、平成23年12月、Dの署名・捺印を得た上で、Dの丙株式会社に対する過払金を和解額141万円とする和解書を作成し、同日和解したこと、(4)対象司法書士の関与がないままAが行った事務処理により、平成24年1月、Dの署名・捺印を得た上で、Dの丁株式会社に対する過払金を和解201万円とする和解書を作成し、同日和解したこと、</p> <p>を理由に、平成31年2月8日付けで地方法務局長より平成31年2月8日から業務停止9か月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和元年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士法人が、平成22年12月28日に設立されたところ、第1 代表社員であるA司法書士は、同法人設立前の平成22年11月、依頼人であるBから8件の過払金返還請求に関する債務整理事件（以下「本件債務整理事件」という。）の依頼を受け、これを受任し、本件債務整理事件のうち、甲株式会社に対する過払金が約161万円、株式会社乙に対する過払金が約327万円、丙合同会社に対する過払金が約278万円であることを認識した上で、司法書士法第3条第1項第7号の規定に基づく簡裁訴訟代理等関係業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）の範囲外であるにもかかわらず、甲株式会社については平成23年3月、Bの代理人として裁判外の和解契約を締結し、株式会社乙については平成23年1月、Bの代理人として地方裁判所に更生債権届出書を提出し、丙合同会社については平成23年3月、書類作成者という名目で裁判外の和解契約書を作成するなど、実質的な代理人としての関与をしたこと、第2 対象司法書士法人は、平成23年から平成27年までの間、簡裁訴訟代理等関係業務の範囲外であるにもかかわらず、16件（上記3件を含む。）について依頼人の代理人として裁判外の和解契約を締結し、又は書類作成者という名目で裁判外の和解契約書を作成するなど、実質的な代理人としての関与をしたこと</p> <p>を理由に、平成31年3月27日付けで地方法務局長より平成31年4月8日から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和元年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、第1（1）平成16年11月、Aから、債務整理等に関する委任を受け、①Aの債権者と裁判外の和解交渉を行った結果、平成17年3月から平成18年5月までの間、債権者である甲株式会社、乙株式会社、丙株式会社、丁株式会社の合計4社から過払金合計214万円が返還されて対象司法書士の銀行預金口座に振り込まれ、②Aの債権者株式会社戊の更生債権の届出をし、平成24年1月、弁済金4万3369円が対象司法書士の銀行預金口座に振り込まれ、（2）平成16年12月、Bから、債務整理等に関する委任を受け、Bの債権者と裁判外の和解交渉を行った結果、平成17年3月、債権者である乙株式会社から過払金50万円が返還されて対象司法書士の銀行預金口座に振り込まれたにもかかわらず、A及びBから求められるまで、上記過払金及び弁済金総額26万3369円の清算を行わず、平成25年にA及びBと示談するまで清算金を返還しなかったこと、第2 依頼者から預かり、又は依頼者のために預かった金銭の保管の記録を作成していないこと、第3 平成18年頃から平成26年まで事件簿を作成していないこと、報酬基準表を開業時から6か月間は作成していたが、それ以降は作成していないこと、第4 管轄法務局及び所属司法書士会から、司法書士法施行規則第42条第1項及び第2項に基づく関係資料の提出を求められ、その提出の約束をしたにもかかわらず存否を明らかにせず提出しなかったこと、第5 平成18年以降、所属司法書士会に対し、対象司法書士の依頼者から、債務整理事件の処理に関して、事件放置などの苦情が多数申し立てられており、対象司法書士の業務遂行において、適切とは言えない事務処理も見受けられること</p> <p>を理由に、平成31年2月14日付けで地方法務局長より平成31年2月14日から1年6か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和元年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、第1 株式会社Aとの間で、自社ビル等の不動産売買契約の成立についての委任契約を締結したところ、着手金及び報酬の請求権が発生していないにもかかわらず、平成27年5月21日、A社の同意を得ることなく、A社が自己の債務整理を依頼していたB弁護士宛てに、A社がB弁護士に預託していた1000万円から600万円をA社名義の口座に振り込むよう要求する内容の文書をファックスで送信し、また、同年6月2日、自己の事務所でもA社代表者Cと面談した際、上記自社ビル等の売買の着手金として450万円余の支払を催促請求したことを理由に平成29年11月1日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受け、第2 株式会社Dに対して民事調停を申し立てしていたところ、（1）株式会社Dの法律上の代表者ではないEを実質上の代表者と決めつけて、上記調停を有利に解決しようとして、自己がE個人に有していた貸金債権の一部を知人F及び自己の法律事務所の元事務員Gにそれぞれ無償譲渡した上で、平成28年2月17日、FとGの両名に依頼して、D社が上記調停に応じるように説得させるために、Eの自宅を訪問させ、（2）EがF及びGとの面談を拒否したことから、同日、一人でEの自宅に向いて再びEに面談を求め、Eがドアを開けずに面談を拒否したところ、更に面談に応じるように声を発し、ドアを叩く等し、（3）また、同月21日、Fを同行して再びEの自宅を訪問して面談を求め、Eが面談を拒否したが帰らず、Eの自宅のドアを叩いたりしたことなどを理由に平成30年7月4日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和元年度	<p>センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）、一般国選付添人契約、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、国選被害者参加弁護士契約については、2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、（１）Aとの間で、平成22年5月14日から平成27年11月9日まで、Aの母の遺言についての検認申立手続ほか4件の法律事務を受任し、委任契約を締結したが、上記各法律事務に関して、委任契約書を作成しなかったこと、（２）平成25年11月14日、Aから、同人から受任した相続全般に関する費用の預り金として500万円を受領したところ、平成28年2月1日、Aとの委任関係が終了したにもかかわらず、上記預り金について清算せず、返還しなかったことを理由に、平成29年12月12日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和元年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、司法書士法第3条第1項第6号ないし第8号に規定する業務（以下「簡裁訴訟代理等関係業務」という。）を行うのに必要な能力を有する者として法務大臣の認定を受けた者であり、ホームページや新聞において債務整理をする旨の広告を出して、依頼者を募集していたところ、</p> <p>第1 平成23年5月、新聞広告を見て来所したAの株式会社甲ほか1社に対する債務整理を受任し、（1）株式会社甲にAの取引履歴を開示するように求め、開示された取引履歴に基づき、法定利息による引き直し計算を行い、過払金及び利息を含め2,905,432円であることを確認したこと、（2）平成23年9月付けで、地方裁判所に原告をA、被告を株式会社甲とし、送達場所を対象司法書士の事務所とする過払金の不当利得返還請求訴訟の訴状を作成し、「A」という押印をして提訴し、その後、平成23年11月から平成24年2月までの間に3回、Aのために準備書面を作成し、「A」という押印をして地方裁判所にA名義で提出し、訴状及び準備書面の内容について、裁判所に提出する前にAの確認を得ることはしないで、実質的な代理人として関与したこと、（3）Aが株式会社甲との間で和解し、和解金として180万円を受領したことから、契約に基づき成功報酬として63万円を受け取ったが、その際、正副複写式ではない領収書を使用して領収書をAに交付したこと、</p> <p>第2 平成24年3月、Bの複数の債務者に対する過払金返還請求を受任し、（1）Bの開示された取引履歴に基づき法定利息による引き直し計算を行い、1,400,000円を超える2,975,656円が過払いになっていることを確認したこと、（2）対象司法書士の補助者が、平成26年6月付けで、乙株式会社に対し、2,950,000円の過払金返還で和解することを提案する和解申入書を送付し、当該書面には「当職としては貴社に対し2,950,000円で和解することを提案する。」とBに代わり対象司法書士が請求を行っている文言が記載されていたこと、（3）上記2の行為について、平成29年6月付けで所属司法書士会から注意勧告処分を受けたこと、</p> <p>第3 第1、第2のほかにも、平成23年当時、数十件の債務整理の事件を受任していたが、本人訴訟となった場合、本人に署名及び押印をさせず、印鑑を対象司法書士の事務所で使用し、又は預かった上で押印し裁判所に書面を提出していたことを理由に、平成31年2月27日付けで地方法務局長より同年2月28日から3か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和元年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) ア Aから、平成27年4月30日に亡夫Bの遺産に係る遺産分割事件を、同年5月27日にBに対する自殺幇助の被疑事件を、同年7月28日に詐欺に係る損害賠償請求被告事件をそれぞれ受任したが、いずれも委任契約書を作成しなかったこと、また、同年6月頃にAの父であるCからAを被疑者とする詐欺事件に係る弁護活動を受任したが、捜査段階に関する委任契約書は作成したもの、公判弁護活動に関する委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>イ 上記詐欺事件、上記損害賠償請求被告事件等の各相手方との示談等に必要な金員を得る目的で、AからBの勤務先に対する死亡共済給付金等の支給手続を受任したが、速やかに着手せず、遅滞なく処理しなかったこと、</p> <p>ウ 上記詐欺事件についてAが情状弁護を希望していたにもかかわらず、被害弁償に関する諸事情の立証その他情状に関するAとの打合せ等の弁護活動に十分に組み込まなかったこと、</p> <p>エ 上記詐欺事件について、一定の回数Aと接見したものの平成28年2月24日に開かれた第6回公判期日以降は、弁護士として接見が求められる時機に必要な接見を行わなかったこと、上記期日の前日の接見時やその後のAからの手紙等によりAの強い保釈希望を認識しており、また、同年3月17日にCから身柄引受書を取得していたにもかかわらず、同年5月2日まで保釈請求手続を執らなかつたこと、</p> <p>オ Cに対し、上記損害賠償請求被告事件について、平成28年3月17日付け請求書をもって着手金等324万円を請求したが、金額の具体的根拠、算定方法等を示さなかったこと、</p> <p>カ A及びCから平成28年6月4日付け文書をもって書類の返還等を求められ、その頃までに上記各委任契約が終了したにもかかわらず、起訴状等の預り書類4点を返還しなかったこと、</p> <p>(2) Dから、平成27年11月18日に、Dを相手方とする遺産分割調停事件を受任し、着手金28万円のうち20万円を受領したが、上記調停事件が平成28年2月頃に取り下げられてから間もなく、Dから上記調停事件と被相続人及び遺産を同じくする遺産分割調停事件の申立てについて依頼を受けて了承したことにより、上記受任に基づく委任関係が継続していたにもかかわらず、同年6月頃から何度となく電話による問合せを受けたがこれに対応せず、調停申立ても行わなかったこと、</p> <p>(3) 平成27年12月頃、Eから、離婚した元夫に対する養育費請求事件を受任し、日本司法支援センターへの代理援助申込みの手続をすること等も契約内容とする委任契約を締結したにもかかわらず、日本司法支援センター所定の手続及び養育費の支払実現に必要な法的手続をおよそ半年間行わず、Eからの問合せ等にも対応しなかったこと、また、Eから内容証明郵便により書類の返還を求められたにもかかわらず、平成28年11月に懲戒請求されるまで返還しなかったこと、</p> <p>(4) 平成28年9月29日、Fから、遺産分割事件について受任し、着手金等として27万円を受領したが、遅滞なく着手せず、進捗状況の問合せに対し多忙等を理由に説明の機会を設けなかったこと、また、所属弁護士会に対してFが申し立てた紛議調停の期日に欠席し、紛議調停による解決に努めなかったことを理由に、令和元年5月9日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和元年度	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成13年頃から平成20年頃までの間、3件の成年後見人等に就任したものの、関係者から裁判所に対し対象弁護士と連絡を取ることができない等の苦情が複数回にわたり寄せられ、裁判所から対象弁護士に対する連絡等にも対応せず、その結果、平成27年9月2日頃裁判所から成年後見人を解任されたこと、</p> <p>(2) 平成24年8月から平成27年10月までの3年間にわたり、受任事件の長期間放置、対象弁護士と連絡を取ることができない、受任事件について説明義務を尽くさない、事件関係資料を返還しない等の問合せや苦情が合計7件所属弁護士会の市民窓口に寄せられて、同年8月6日及び同年11月5日に所属弁護士会から苦情申出に係る事件の速やかな処理や預り品の返還等に対応し、併せて事情を報告するように各書簡で求められたにもかかわらず、一切回答しなかったことを理由に、平成30年10月27日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和元年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 1 平成20年3月8日、仲介者Aの紹介で、依頼者Bから消費者金融会社に係る債務整理事件を受任し、平成20年5月15日から同年7月3日までの間に消費者金融会社4社と過払金返還の和解をし、過払金264万円のうち、Bへの返還金として、143万6500円をAに送金したが、AからBに返還金は支払われなかったところ、過払金を受領したことをBに報告せずに、かつ、本件債務整理に関する着金確認など必要な経過報告を怠ったこと、</p> <p>2 少なくとも、最後に過払金を受領した平成20年7月3日からBに示談金170万円を支払った平成26年10月1日までの約6年間、Bに対する清算事務を行わなかったこと、</p> <p>3 司法書士会綱紀調査委員会から調査のために4回にわたって出頭を求められたにもかかわらず、出席したのは平成26年12月18日の1回のみで、2回は理由もなく無断で欠席し、同委員会から提出を求められた資料も提出せず、また、法務局における調査においても、対象司法書士の供述を裏付ける資料の提出を求めたにもかかわらず、提出しなかったこと、</p> <p>第2 1 センターと「民事法律扶助業務に係る事務の取扱いに関するセンターと弁護士・司法書士等との契約条項」（以下「契約条項」という。）による契約を締結し、18件の民事法律扶助業務に係る事件の援助開始決定を受け、そのうち17件について法律扶助に基づく立替金が対象司法書士の口座に振り込まれたが、上記の18件のうち、少なくとも2件について、契約条項第24条及び業務方法書第45条に違反し、地方事務所長の承認なく、直接、被援助者から報酬金等46万6250円を受領したこと、</p> <p>2 上記1以外に、センターが行った調査で判明している3件の立替金以外の報酬金約18万円についても、返金しなかったこと、</p> <p>3 上記1のほか1件については、破産申立ての書類作成の依頼を受けている被援助者Cから、報酬ではなく対象司法書士の補助者に対する借入金の返済として、約20万円受領しており、また、補助者の供述やCの回答によれば、Cに対する対応は補助者が中心に行っており、対象司法書士は対応しなかったこと、</p> <p>を理由に、令和元年7月31日付けで地方法務局長より同日から業務停止2か月間の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和元年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、弁護士でないAと雇用契約を締結していないにもかかわらず対象弁護士の法律事務所の事務局長と称させ、Aが依頼者から直接相談を受けて受任し、対象弁護士との間で着手金及び報酬金を一定の割合で分配していたところ、Bからの損害賠償請求事件に関する相談を最初からA一人で対応させ、Aに、対象弁護士名義で相手方に賠償金の支払を求める書面の作成や訴状を作成して訴訟提起するなどさせて、自己の名義を利用させたことを理由に、令和元年5月20日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和元年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成17年6月頃、Aから債務整理及び破産申立ての委任を受け、弁護士費用として35万円を分割で支払を受けたところ、それらの速やかな着手等ができない事情が認められないにもかかわらず、少なくとも8年にわたり過払金返還請求の訴訟提起を行わず、その結果、時効消滅により請求棄却の判決を受け、また、Aが新たにB弁護士に依頼をする平成29年10月に至るも破産申立てを行わなかったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の訴訟の経過及び結果についてAに対して十分な報告を行わず、また、上記(1)の破産申立てに関してAに対して債務の状況についての報告も行わなかったこと、</p> <p>(3) B弁護士から上記(1)の委任契約を解除する旨の通知を受け、預り書類等の引継ぎを求められたにもかかわらずこれに応じず、Aから支払済みの弁護士費用の返還等を求められた訴訟において認容判決を受けたにもかかわらず、弁護士費用の清算を行わなかったこと、</p> <p>を理由に、令和元年6月5日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和元年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 平成25年12月21日、不動産売買の仲介業務等を営むAに紹介した依頼者の不動産売買契約締結の場に対象弁護士が雇用する事務職員Bを立ち合わせたところ、その指導監督を怠り、その結果、同日、BがAにアルバイト代金として3万円を請求して受領したこと、</p> <p>第2 Aに依頼者を紹介し、Aの媒介によって不動産売買契約が成立してその決済も終了した後、平成26年1月17日にAから上記契約成立等に対する謝礼の趣旨が含まれている13万2706円を受領したこと、</p> <p>第3 Bに対する指導監督を怠り、その結果、Bは対象弁護士がAに紹介した依頼者からAに清掃作業を受注させた上で、その仕事をBに下請けに出させて報酬として平成28年6月30日付けで13万円を受領し、また、対象弁護士の依頼者からAが20万円の費用で処分業務を受注して、Bは何らの作業を行わないにもかかわらず、そのうち5万円をBに支払うよう要求したこと、</p> <p>第4 Aに依頼者を紹介し、Aの媒介によって不動産売買契約が成立してその決済も終了した後、平成28年8月24日及び同月29日に、ファクシミリによる書面でAに対して、上記売買契約についての仲介手数料の15パーセントを支払うように請求したことを理由に、令和元年7月22日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和元年度	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成29年6月29日、代理人として家庭裁判所の調停期日に出席し、調停室内において調停委員A及びB、調査官Cと机を囲んで着席して、A及びBと事件の内容に関して議論をしていたところ、この議論に加わったCと言い合いとなって立腹し、上記機の端を両手でつかみ、これを持ち上げて傾け、その後手を離れた際にAが机に置いていた書類等が床に落下し、ずれた机がAの腹部に当たったことを理由に、令和元年7月26日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和元年度	3か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 A名義の土地及び建物に設定された抵当権の抹消登記の申請を依頼されたものであるが、登記権利者となるAは平成13年に死亡していたにもかかわらず、平成27年4月、抵当権抹消登記の代理申請を行い、登記を完了させたものであり、登記権利者の本人確認及び意思確認を怠ったことは明らかであること、</p> <p>第2 所有権移転登記の代理申請を行うに当たり、平成29年11月に株式会社Bにおいてなされた代金決済及び平成30年3月に株式会社Bにおいてなされた代金決済の合計2件の立会業務について、対象司法書士の補助者を立ち合わせ、それぞれ所有権移転登記の代理申請を行ったことを理由に、令和元年8月5日付けで地方法務局長より令和元年8月13日から業務停止2週間の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aの株式会社Bに対する貸金返還請求訴訟事件等においてB社の代理人を務めていたところ、B社の監査役でありAの取締役でもあったCが監査役としての適格を有しているかなどの判断資料とすることを目的として、平成25年9月頃に申し出た弁護士会照会によって得たCの診療情報をB社に対して開示するに当たり、上記診療情報が上記目的のために取得されたものであり、かつ、Cのプライバシーに関わる情報なのであるから、B社によって目的外使用されないよう特に注意を払う必要があったにもかかわらず、目的外使用されることを防ぐための措置を何ら講じなかったこと、Aの代理人からの通知等により、B社が上記診療情報を目的外使用していることを知ったのであるから、B社に対し目的外使用をやめるよう要請するなどの措置を採ることができたにもかかわらず、何らの措置も採らなかったこと、</p> <p>(2) 平成25年5月9日から平成27年6月19日までの間にB社と締結したとする5件の委任契約の内容が虚偽であるにもかかわらず、上記委任契約に基づく着手金、日当等合計3083万5716円が未払であるとして、平成28年9月16日に内容虚偽の執行認諾文言付き公正証書を作成した上、上記公正証書を用いて、AのB社に対する差押手続において配当要求を行い、AのB社に対する正当な権利の実現を違法に阻害しようとしたことを理由に、平成31年4月17日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和2年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aの刑事事件の弁護人であったところ、Aから、平成29年8月の公訴提起の前に、被害者との示談交渉の依頼を受け、その頃、被害者との接触を試み、電話をしたがつながらなかったことから、その後は、同年12月29日に示談金5万円を支払うまで約4か月間示談交渉を行わなかったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の刑事事件に関し、10万円を預かり、示談金として5万円を支出したが、預かり金の出納を記録せず、預かり金の受払時に受取書を作成又は徴求しない等不適切な預り金の取扱いを行ったこと、</p> <p>(3) 上記(1)の刑事事件に関し、Aの保釈保証金に充てるため、Aの母Bの代理人として一般社団法人Cと平成29年9月15日、保釈保証金立替委託契約を締結し、C法人から送金を受けた立替金300万円を裁判所に保釈保証金として納付したが、平成30年2月14日、裁判所から上記金員について還付を受けたにもかかわらず、約定の期限までにC法人に返還せず、不法に領得したことを理由に、令和元年9月17日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、Aの成年後見人に選任され、平成27年11月からAの財産管理等の業務に従事していたところ、</p> <p>(1) 対象司法書士の補助者であったBが、平成28年9月から平成30年4月までの間、対象司法書士の成年後見の業務上預かり保管中であったAの銀行口座から18回にわたり、キャッシュカードを用いて出金して、総額570万円を着服し、自己のため費消したこと、</p> <p>(2) 対象司法書士は、Aとの定期面談、年1回の家庭裁判所への定期報告及び財産目録の作成等並びに6か月ごとの公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートへの業務報告を自身で行っていたが、受任していた成年後見事件の財産管理業務のうち、出金・送金・通帳の記帳及び出納帳の記載等の経理事務を、Bに担当させ、なお、キャッシュカードは、Aの子に定期送金が必要なことから、対象司法書士が、利便性を考慮し作ったものであるが、対象司法書士は、その送金事務をBに任せていたため、Bに暗証番号を教えていたこと、</p> <p>(3) Bは、平成28年9月に初めて着服して以降、着服していた銀行口座の通帳記帳を一切行わず、キャッシュカードによる不正な出金を繰り返していたが、対象司法書士は、Bの報告を信じ、自ら同銀行口座の出金履歴を確認していなかったこと、</p> <p>(4) 対象司法書士は、事務所に権利書保管用の金庫を置いていたが、受任中の成年後見事件の通帳やキャッシュカード等は、金庫外の段ボール箱に入れて保管していたこと</p> <p>を理由に、令和元年12月19日付けで地方法務局長より同日から1か月間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成29年4月、Aとの間で、任意後見契約及び死後事務委任契約を締結したところ、</p> <p>1 同年5月、Aから本件死後事務委任契約履行のための預託金として、金50万円を現金で預かり、自己の財産と区別する方策を取らずに、事務所の金庫に保管していたこと、</p> <p>2 Aに対し、実際は、対象司法書士自身の夫に対する負債であったにもかかわらず、虚偽の説明をして、同年6月、Aから無利息、返済期間を8年とする約定で金800万円を借り受け、金銭消費貸借契約を締結したこと</p> <p>を理由に、令和元年11月29日付けで地方法務局長より同日から3週間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成26年12月分から平成30年1月分までの所属弁護士会の会費及び特別会費並びに日本弁護士連合会の会費及び特別会費合計146万2000円を滞納したことを理由に、令和元年10月1日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和2年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成24年11月、家庭裁判所の審判によりAの成年後見人に選任されて、Aの財産管理等の業務に従事し、平成30年にAが死亡したことにより、Aの相続財産を相続人に引き継ぐまでの間、引き続きAの相続財産管理等の業務に従事していたところ、その後、死亡したAを名義人とする相続財産の預貯金を業務上預かり保管中、平成30年6月から同年10月までの間、11回にわたり、株式会社Bの支店ほか4か所において、自己の用途に消費する目的で、各口座から現金を払い戻すなどして現金合計932万8408円を着服し、もってそれぞれ横領したことを理由に、令和元年9月18日付けで地方方法務局長より令和元年9月18日から業務禁止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、被告人Aの覚せい剤取締法違反被告人事件の控訴審の国選弁護人に選任され、控訴趣意書の差し出し期間の最終日を令和元年8月13日と指定されたにもかかわらず、同日までに控訴趣意書を提出しなかったことから（以下、「本件期限徒過」という。）、措置の対象となる事案である。</p> <p>本件期限徒過により、Aの控訴は控訴棄却決定がなされ、同決定が確定したことが認められる。国選契約弁護士は、被告人の防御権が保障されていることにかんがみ、その権利及び利益を擁護するため、最善の弁護活動に努めなければならない（法律事務取扱規程第4条第14号）、被告人が控訴審において実質審理を受ける権利は、憲法上および刑事訴訟法上保障された極めて重要な権利であるところ、対象弁護士の所為は、法律事務取扱規程第4条第14号に規定する法律事務の取扱いに違反し、その違反の程度が重大で、契約弁護士としての職責を著しく怠ったものと言わざるを得ないもの。</p>
令和2年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成30年1月分から同年6月分までの所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会費を滞納したこと、令和元年8月末日時点において、上記会費を任意に支払わなかった期間が50か月に達していること、所属弁護士会からの懲戒手続及び所属弁護士会からの訴訟提起に基づく裁判所からの呼出しにも無反応であること等を理由に、令和元年11月26日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 株式会社AからB株式会社のA社らに対する所有権移転登記手続等を求める訴訟等への対応につき受任し、平成26年12月5日に成立した訴訟上の和解に基づきB社に支払うためにA社から合計6460万円の送金を受けたが、B社が代理人弁護士を解任していたため、上記和解の条項のつとめて支払をすることができず、上記6460万円を預かったままとっていたところ、平成27年7月17日にA社が対象弁護士に対し一切の委任契約の解除を申し入れ、対象弁護士がこれに同意した後、明確な報酬合意がないにもかかわらず、弁護士報酬等との相殺を一方的に主張して上記6460万円をA社に返還しなかったこと、</p> <p>(2) C株式会社がA社に対して提起した訴訟において、C社の要請に応じて、対象弁護士がA社の代理人として活動してきた経過や職務上知り得た事実をかなり詳細に記載した陳述書を平成28年10月26日付けで作成し、C社はこれを証拠として裁判所に提出したこと、</p> <p>を理由に、平成30年9月12日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和2年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>第1 平成26年6月、Aからの秘密遺言証書作成依頼に際し、Aから、登記済証や遺言証書を預かったが、秘密遺言証書が作成された後もそれらを返還せず、Aの代理人の弁護士からの内容証明郵便での返還要請（平成29年9月及び同年10月）にも応じることなく、平成30年3月まで、登記済証等の返還を怠ったこと、</p> <p>第2 1 平成20年4月頃、司法書士の業務を通して知り合ったBから登記手続の代理業務を依頼され、会社設立登記、所有権移転登記等を完了させたほか、同年7月、Bからの依頼により寄託金4,255万2,005円を預かっていたが、Bが死亡した後、同年10月下旬頃、Bの相続人であるCと面会した際、Bから預かった寄託金の存在について伝えず、寄託金の存在が発覚した後もその寄託金の一部を返還しなかったこと、</p> <p>2 平成24年12月、地方裁判所において寄託金4,255万2005円について、原告であるCに対し返金を命ずる判決が言い渡され、同判決が確定した後も、令和元年5月まで、株式会社Dの株式による代物弁済及び強制執行により寄託金の一部を弁済したが、寄託金の大部分は未払いであったこと、</p> <p>を理由に、Cとの間で示談書を交わしたことも考慮し、令和2年3月17日付けで地方法務局長より同年3月20日から3か月間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから受任した過払金返還請求事件について、平成25年12月20日に、B株式会社と和解を成立させたにもかかわらず、そのことについてAに報告せず、和解書の原本も写しも交付しなかったこと、また、平成26年1月28日に上記和解に基づいてB社から20万円を受領したにもかかわらず、Aに報告することなく、Aから説明を求める文書がファックスで送付された際にも返答せず、4年以上の長期間にわたり、預り金の清算と残金の返還をしなかったこと、</p> <p>(2) Cから受任した過払金返還請求事件について、平成27年6月から同年10月にかけて、貸金業者3社との間で和解を成立させる等したが、Cに和解書を交付せず、上記和解等に基づいて受領した合計990万円につき、2年近くにわたり、預り金の清算と残金の返還をしなかったこと</p> <p>を理由に、令和2年2月10日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	3か月間の契約の効力停止措置をとることが相当である。 (措置の対象となる契約) ア 民事法律扶助業務 センター相談登録契約 事務所相談登録契約 受任予定者契約 受託予定者契約	<p>本件は、Aの援助案件の受任者であった対象弁護士が、平成28年12月21日付けのセンターの決定により、預り金33万3866円を報酬金2万2190円及びセンター立替残額のうちの25万6841円に充当し、残金5万4835円をAに返還することが定められ、以降、Aから再三の催促を受けながら、平成29年5月12日に3万円を返還し、同年9月13日に2万7000円を送金するまでの間、Aに対する返還義務を遅滞したため、措置の対象となる事案である。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和2年度	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、</p> <p>第1 対象司法書士法人の代表社員である司法書士Aが、対象司法書士法人を設立するまでは、自己の個人事務所で司法書士業務に従事し、平成9年3月から平成18年3月までの間、Bを補助者として、また、対象司法書士法人は、平成18年4月から平成25年2月までの間、Bを補助者として、業務の補助に当たらせており、</p> <p>① 司法書士Aは、平成16年10月頃、C弁護士から、Dが所有していた土地及び建物の持分14分の1に係る相続登記手続（以下「本件相続登記手続」という。）の申請のために必要な戸籍謄本等を取得する依頼を受け、Bを同登記手続に関する担当者を選定し、Bは、連絡事務を行うことになり、さらに、司法書士Aは、平成16年10月頃、E及びFから、本件相続登記手続及びこれに付随する事務を受任し、</p> <p>② Gは、Dの相続人ではないが、同人の子であるH、I及びJの連絡役となっていて、平成16年10月頃、Bに対し、「何のために戸籍を取ろうとしているのか。」と電話で問い合わせ、この電話の後、Gは、かなりの頻度でBに対し、Fらに対する不満や世間話を内容とする電話をかけるようになったところ、</p> <p>1 Bは、司法書士Aから具体的な指示・命令を受けることなく、3回にわたりFAX送信書と題する文書をそれぞれ作成し、平成16年10月、平成17年3月及び平成19年9月、Gに対し、これらをファクシミリにより送信したほか、I宛での文書についても自ら作成し、平成20年4月、平成20年9月及び平成20年12月、これらを送付しており、対象司法書士法人は、特定の登記手続に関する業務を補助者任せにしていたといわざるを得ないこと、</p> <p>2 Bは、上記文書により、被相続人D及び被相続人Kの遺産分割協議において、対象司法書士法人がFの代理人であるかのような外観を作出し、H、I及びJとの間で、同遺産分割協議の交渉を行い、この交渉の中で、Bは、H、I及びJに対し、本件土地及び本件建物のD及びKの各持分に係る相続分を譲り受けるための対価として、本件土地及び本件建物のDの持分に係る相続分のみを代償金を算定しすぎないにもかかわらず、これがあたかも本件土地及び本件建物のD及びKの各持分に係る相続分の代償金であるかのような誤解を与えかねない説明をし、また、Bは、H、I及びJに対し、家庭裁判所での遺産分割調停及び審判手続によっても、上記提案内容とほとんど一緒の結果になることと思われるとの見通しを伝え、上記の提案内容が客観的な観点からも合理性があるものであるかのような誤解を与えかねない説明をしており、Hらに予期しない不利益を及ぼしかねないものである状態を、対象司法書士法人は放置していたこと、</p> <p>第2 Fは、平成21年12月、D及びKの遺産である本件土地及び本件建物の各持分について遺産分割協議を成立させることを目的として、家庭裁判所に対し、D及びKの相続人であるLを不在者とする不在者財産管理人の選任の申立てを行い、司法書士Aは、同不在者財産管理人選任の依頼に応じ、対象司法書士法人において同申立書面を作成し、家庭裁判所の審判によって、Lの不在者財産管理人に選任され、</p> <p>① 対象司法書士法人は、平成22年、家庭裁判所に対し、Lの不在者財産管理人として、D及びKの遺産分割調停の申立てをしたが不調となったため、遺産分割審判の申立てを行ったが、被処分者（原文ママ）は、同審判の申立ての依頼に応じ、対象司法書士法人が同申立書面を作成し、同審判手続において、Eは、同裁判所に対し、自身が本件土地及び本件建物の所有権を取得することに伴い、H、I及びJに対し代償金として本件土地及び本件建物の固定資産評価額に法定相続分を乗じた額の金銭を支払う方針であるが、本件建物は老朽化が激しく、建物として利用することも売却することも非常に困難であることを理由として、本件建物の評価については、0円で算定してほしい旨の平成23年6月付け上申書を提出し、</p> <p>② 家庭裁判所は、平成24年9月、対象司法書士法人に対し、D及びKの遺産分割に関して、不在者であるLの相続分をEに100万円で譲渡することを許可しており、対象司法書士法人が、遺産分割協議をめぐって相続人の間で紛争が生じていることが明らかになったにもかかわらず、本件相続登記の依頼者と利益が相反するおそれがある者の不在者財産管理人選任申立書類を作成し、対象司法書士法人自らが同人の不在者財産管理人に就任した上で、遺産分割の調停</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
		<p>及び審判の申立てを行った行為は、Hらの信頼を損ない、職務の公正に疑いを生じさせるものと言わざるを得ないこと、</p> <p>第3 司法書士Aは、E及びFに対し、本件相続登記手続について、報酬合計65万9,600円から55万4,160円を値引きした10万5,440円が報酬額であること、これに登録免許税又は印紙税29万9,288円と消費税を加えた請求額が合計41万円であることを記載した平成25年2月付け請求書を発行し、ただし、同請求書は、後に受託内容が変更されたため、取り消され、司法書士Aは、受託内容の変更に伴い、E及びFに対し、報酬合計44万2,600円から37万1,921円を値引きした7万679円が報酬額であること、これに登録免許税又は印紙税23万8,788円と消費税を加えた請求額の合計金額が31万3,000円であることを記載した請求書を平成25年12月に発行しており、対象司法書士法人は、値引率約84%を値引きして、いかなる算定方法で報酬を値引きの表示をしたかは明らかでないことから、上記行為は、依頼者に対して過大な利益を享受させるとの誤解を与えかねないものといわざるを得ないことを理由に、令和2年1月31日付けで地方法務局長より令和2年2月1日から業務停止2週間の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) A弁護士と共にBの代理人として労働者災害補償保険の申請を行い、平成27年5月20日に不支給の決定がなされたにもかかわらず、①Bに対し、審査請求ができることは伝えたものの、審査請求をすること又はしないことの得失、審査請求の可能な期間を含む審査請求の手続等を十分に説明せず、また、審査請求をするか否かについてのBの意向を確認しなかったこと、②実際には上記不支給の決定に対し審査請求を行っておらず、したがってその取下げも行っていないにもかかわらず、平成29年4月、具体的な日付が記載された労働保険審査請求書や労働保険審査請求取下書をPDFファイルの形式で電子メールにより送信する等して、審査請求及びその取下げを行ったという事実と反する説明をBに対して行ったこと、</p> <p>(2) 平成29年2月7日、A弁護士と共にBから損害賠償請求訴訟の上告審での訴訟追行を受任したが、上告理由書及び上告受理申立理由書の提出期限を徒過し、その結果、かかる期限の徒過を理由に上告及び上告受理申立ては却下されたこと、</p> <p>を理由に、令和2年2月6日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和2年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1</p> <p>(1) 平成23年8月頃、AからAとBとの間における交通事故に関する請求を受任し、Cから着手金を受領したが、委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(2) (1)の交通事故について、平成24年7月6日、B及びBが加入する保険会社との間において示談を成立させ、同月12日に示談金を受領したが、事前にA及びCに対し示談内容を説明しなかった上、事後にもCに示談金の額を説明しただけで示談の内容を説明せず、承諾書の写しも渡さなかったこと、</p> <p>(3) 平成24年8月頃、Aに対し、(1)の交通事故について、相手方車両所有名義会社Dに対する請求が可能であるとして訴訟提起を提案し、AからD社に対する訴訟を受任したが、委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(4) (3)の受任に当たり、D社が所有権留保特約付売主であるため自動車損害賠償保障法第3条の運行供用者に該当しないことについて、調査を怠ったこと、</p> <p>(5) (3)の受任後、着手金等を受領したが、正当な理由なく、半年間事件に着手せず放置したこと、</p> <p>(6) (5)の着手金を返金し、その後、Aに対し、(1)の交通事故について、D社に対する訴訟提起を提案し、平成25年11月5日、Aから訴訟提起を受任したが、受任に当たり、D社が所有権留保特約付売主であるため自動車損害賠償保障法第3条の運行供用者に該当しないことについて、調査を怠ったこと、</p> <p>(7) D社を被告として訴訟を提起し、その後、平成26年5月1日に取り下げたが、取下げに当たり、Aに対し、訴えの取下げの方針及び理由について報告せず、Aと協議せず、Aの同意なしに訴えを取り下げ、また、報告もしなかったこと、</p> <p>(8) (1)の交通事故についてBとの間において示談を成立させており、承諾書の清算条項により勝訴の見込みがないことを知っていたにもかかわらず、Aにそのことを告げず、平成26年5月頃、Bに対する訴訟提起を勧誘し、実費として10万円を請求したこと、</p> <p>第2 平成25年6月4日から平成26年6月4日までの間、元依頼者であるEから4回にわたり合計140万円を借り入れたが、Eからの度重なる催促にもかかわらず、平成30年6月15日に完済するまで全く返済しなかったこと</p> <p>を理由に、平成30年9月19日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 A及びBの父親Cが作成した遺言公正証書の内容を知っていたところ、平成28年8月2日にCの相続が開始した後にAが上記内容に反した相続登記を行うことを知りながら、その手続を行う司法書士をAに紹介してこれを支援したこと、</p> <p>第2 Bの代理人弁護士から平成28年8月23日及び同年9月29日にそれぞれ連絡を受ける等して、Bに代理人がいることを熟知していたにもかかわらず、各連絡に対する同年8月26日付け警告書及び同年9月30日付け通知書をそれぞれ上記代理人と共にBに対しても送付したこと、</p> <p>第3 依頼者であるD所有の建物の売却に関して、Eの代理人弁護士から受任通知を受領する等してEに代理人がいることを熟知していたにもかかわらず、上記建物内のEの荷物の搬出について相談したい旨持ち掛ける内容の平成29年9月1日付け通知書をEに直接送付したこと、</p> <p>第4 平成29年9月17日、上記第3の建物について、荷物搬出業者を同道して来訪し、その建物前にいたEに対してその占有がないから荷物を撤去しても構わない旨を告げて建物内に入ろうとしたことを理由に、令和2年9月19日付けで、日本弁護士連合会から、令和元年7月1日付けの所属弁護士会の告知による懲戒処分が変更された業務停止1月の裁決を受けたもの。</p>
令和2年度	3か月間の契約の効力の停止措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、被援助者Aの離婚等請求被告事件の受任者となり、センターから代理援助の立替金を受け取りながら、これとは別にAから、平成30年3月30日に弁護士会照会手数料の名目で5400円、同年4月6日及び10月16日に旅費等の立替実費を補填する名目でそれぞれ5万円を請求し合計10万5400円を受領したことが判明したため、措置の対象となる事案。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和2年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aの弁護士又は弁護人になろうとする者として、警察署の接見室及び拘置所の面会室内において接見禁止中のAと接見した際、防御上の必要性等がないにもかかわらず、対象弁護士が持参していた携帯電話をAに利用させ、外部の第三者と通話させたり、携帯電話で上半身裸のAの体を写真撮影したり、Aが示した書面を写真撮影して外部の第三者にメール送信したこと、</p> <p>(2) Aの内妻Bが無免許運転による交通事故を起こしたことを受けて、平成29年2月20日頃、Aと拘置所の面会室において接見した際、対象弁護士の携帯電話を用いてAとBと話しをさせ、Bの母CがBの身代わり出頭することになり、Aの要求でCが出頭する際に同行したこと、</p> <p>(3) 拘置所の面会室において、Aと接見した際に対象弁護士の携帯電話でAが作成した書面を撮影し電子メールで外部の第三者に送信した行為が発覚し、Aが懲罰を受けたことに対し、携帯電話の使用事実を否定し、上記懲罰に抗議し改善を求め、改善を正がない場合は国家賠償請求訴訟等も辞さない旨の通告書を拘置所の所長宛てに送付し、また、上記写真撮影の事実を否定し、拘置所職員が執拗に扉を開け接見を妨害した等として抗議し、職員がそのような行為を繰り返す場合は国家賠償請求訴訟も辞さない旨の通告書を拘置所の所長宛てに送付したこと、</p> <p>(4) 拘置所の面会室においてAと接見した際、Aが作成した脅迫文言を含む書面を対象弁護士の携帯電話で撮影し電子メールで外部の第三者に送信したこと、</p> <p>(5) Dを原告とする訴訟事件に関し、Dの意思を直接確認しないまま訴状及びDの委任状を作成して訴訟を提起したこと</p> <p>を理由に、令和2年3月24日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成28年7月、A及びその妻であるB（以下、それぞれを「A」「B」といい、両名を合わせて「A、B」という。）から債務整理手続について相談を受け、A、Bから自己破産申立書類作成業務を受任し、Aが同時廃止を前提とする自己破産の申立てを行い市から住宅扶助を含めた生活保護を受給するに当たっては、A、Bが居住していたA所有の自宅土地建物（以下「本件不動産」という。）を売却する必要があったが、同年同月、生活保護の開始を受けたAは、同年9月中旬頃、本件不動産の売却に伴う転居先として申込みをしていた、家賃月額1万5,000円から2万円の市営住宅に当選しながら、引き続き本件不動産に居住したいと強く希望し、対象司法書士に相談した上で、市営住宅への入居を辞退したところ、</p> <p>(1) 対象司法書士は、A、Bが自己破産及び生活保護受給後も本件不動産に居住したいと強く希望していることを受け、本件不動産を買収した後にA、Bに賃貸してくれる買主を探したが、容易に見つからなかったため、対象司法書士の事務所勤務するC司法書士に買主になってもらうこととし、これを受けて、CとAは、Cを買主、Aを売主とする本件不動産の売買契約を締結し、平成28年度の不動産取得税の納税通知書に課税標準額として土地が105万9,000円、建物が43万9,000円と記載されていた本件不動産について、同年10月、Cは、Aに対して売買代金として50万円を支払ったが、この売買代金は、対象司法書士の妻であるDがCに貸し付けたものであり、</p> <p>(2) 同年10月、CとAは、本件不動産について、Cを賃借人、Aを賃借人、Dを管理人とし、賃料の振込先をDの預金口座とする賃貸借契約（以下「本件賃貸借契約」という。）を締結し、本件賃貸借契約における賃料は、市からAに対して支給され得る生活保護の住宅扶助の上限額と同額の月額4万7,000円であり、また、賃借人が1名になった場合、住宅扶助が減額されることに伴い、賃料が減額後の住宅扶助の上限額と同額となる月額3万9,000円に減額される旨の特約が付され、</p> <p>(3) 同年11月、本件不動産について、Cを売主、Dを買主として、売買を登記原因とする所有権移転登記がされ、これに伴い、本件賃貸借契約に係る賃借人の地位をDが承継し、その後、本件賃貸借契約は、平成29年にAが死亡したことに伴い賃料が減額されたものの、Aの死亡後も、少なくとも、令和元年12月までの間、DとBとの間で継続しており、Dは、本件賃貸借契約締結後に発生した賃料を受け取っていることから（A、Bは、平成29年2月、対象司法書士の作成した申立書及び添付書類をもって、同時廃止を前提とした自己破産の申立てを行い、同月に破産手続の開始決定及び廃止決定を受け、同年4月に免責決定を受けた。）、</p> <p>①このような本件不動産の売買及び賃貸借契約等の一連の行為は、対象司法書士がA、Bから自己破産申立書類作成業務を受任している中でなされたものであり、本件不動産はAの主要な財産であったこと、A、Bが強く希望していたとしても、Aは、Cと締結した賃貸借契約の家賃よりも安価な市営住宅に当選して、本件不動産を賃借しなくても住居が確保できる状況にあり、対象司法書士やその関係者が、依頼者であるAとの間で、利益の相反する本件不動産の売買や賃貸借契約を締結しなければならぬ正当な理由は認め難いこと、②対象司法書士は本件不動産購入に当たって、課税標準額よりも著しく安価な50万円という売買価格を設定する一方、賃貸借契約においては、賃料を住宅扶助の上限額に設定し、令和2年2月までの3年5か月ほどの間に合計180万7,096円を受領し、結果として、依頼者との間で不当不合理な契約を締結することにより、市の社会保障の財源の負担をもって相当高額な利益を得ていたことなどを理由に、令和2年7月30日付けで地方法務局長より令和2年9月10日から業務停止2か月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和2年度	1年6か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成13年12月21日、Aの成年後見人に選任され、Aの財産と既に相続が生じていたAの夫であったBの相続財産について、相互に混交しないよう管理する基礎的義務を負い、また、Bの相続財産のうちA以外の相続人の所有に帰する財産に相当する財産を保全する等して、相続人らにいつでも配当できる準備等しておく必要があったにもかかわらず、Bの相続財産を精査して適切にAとBの財産を管理することをせず、また、A以外の相続人の取得分の相続財産等を別途保管して適正に保全せず、さらに、平成25年7月10日にAが死亡して成年後見業務が終了した時点で、A以外の相続人との間でBの相続財産を清算等しなかったこと、</p> <p>(2) Aが死亡した後、AとBの各相続財産について遺産分割を受任し、相続人全員の代理人であったところ、相続関係処理の方針をめぐって相続人間に意見の対立があり、遅くともCから代理人を解任された平成29年1月20日、またDから代理人を解任された同月25日の段階で共同相続人間の利益相反が顕在化したにもかかわらず、全相続人の代理人を辞任しなかったこと、</p> <p>(3) 上記(2)の遺産分割に関し、C及びDとの間で委任契約を締結する際、委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(4) 上記(2)の遺産分割に関し、C及びDから委任契約を解除され、代理人の地位を失ったにもかかわらず、Cらが返還を求めた資料を返還しなかったこと、</p> <p>を理由に、令和2年4月20日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、Aを債権者、Bを債務者とする建物収去命令等申立事件におけるAの代理人であったところ、A側で執行事件を補助する立場にあるCからBの隣人であるDが作成名義人となっている陳述書の交付を受けたものの、この陳述書がCによって偽造された可能性があることを容易に想起することができたにもかかわらず、その成立の真正について調査を怠ったまま、平成29年1月4日、債務名義である和解調書に定める建物と上記申立事件の対象の建物が同一であることを明らかにする目的で、真正な文書として裁判所へ提出したことを理由に、令和2年7月30日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和2年度	2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成19年頃、A及びBから過払金返還請求事件を受任し、相手方に対し回答を求めたものの、遅くとも平成23年頃以降、Aらへの連絡を全く怠り、後任弁護士が事件を受任した平成29年まで事件処理を放置したこと、</p> <p>(2) 平成28年秋頃までに、Cから、その父と配偶者Dの婚姻が無効であることの確認請求事件について委任契約を締結し、平成29年1月頃までの間、Cに対しDやDの代理人弁護士からの主張等を連絡していたが、同年2月以降連絡をせず、Cからの連絡に対しても応答しない等3年以上にわたり不応答を継続し、また、Cからの預り物の返還も行わず、委任契約上の事務の処理を行わなかったこと、</p> <p>(3) E及びFから、平成30年11月頃、マンション管理士Gの紹介を通じてEらが居住するマンションの管理者の解任請求訴訟手続を依頼され、かつ、速やかな提訴を求められた後、遅くとも平成31年1月下旬頃委任契約が成立し、同月29日、Eから着手金等として17万円の送金を受けたにもかかわらず提訴を怠り、また、同年3月頃Gからの進捗状況の確認を受けた際、裁判所に訴状を提出していないにもかかわらず裁判所から訴状の一部修正等を求められていると虚偽報告を行い、さらに、上記修正等についてGから説明文等を同月27日付けメールで受け、Fから同年4月20日にファックス送信を受ける等し、その後も令和元年7月9日まで何度も電話、留守番電話への伝言、対象弁護士の法律事務所への訪問等の方法で連絡を受けたにもかかわらず、応答しなかったこと、</p> <p>を理由に、令和2年4月10日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 成年後見人に選任されながら任務懈怠によって裁判所から職務を解任された上、後任の成年後見人であるA弁護士に対し引継ぎをしなかったこと、</p> <p>(2) 事件処理のためにBから預かった資料原本を事件終了後も返還しなかったこと、</p> <p>(3) 債務整理事件の受任通知を送付した後、債権者であるCに対し、破産申立てをしていないにもかかわらず申立てをした旨の不実の報告をしたこと、</p> <p>を理由に、令和2年6月29日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	注意の措置をとることが相当である。	<p>本件は、センターの常勤弁護士である対象弁護士が、被援助者Aの不法行為に基づく損害賠償請求事件の受任者となり、病院からAの配偶者の診療記録等を取り寄せ、平成31年4月25日、センターの地方事務所長に追加費用5800円の支出の申立て（業務方法書第50条）を行っていたところ、地方事務所長の決定が行われるよりも前の同年5月24日、Aから同事件に関する診療記録複製料等として1万0800円を受領していたことから、措置の対象となる事案。</p>
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1 その法律事務所の事務員としてA、B及びCを雇用していたが、平成26年4月に支払うべき賃金の全部又は一部を支払わず、同月30日に対象弁護士が唯一の社員となって弁護士法人を設立した後も事務員として勤務していたAらに対し、9か月又は10か月分の賃金を支払わず、法人設立前の未払賃金については対象弁護士単独で、法人設立後の未払賃金については弁護士法人と連帯してAらに支払えとの判決を受けた後も、これを支払わなかったことを理由に、令和元年10月28日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受け、</p> <p>第2</p> <p>(1) 平成27年にDから依頼を受けたEとの示談交渉につき、Eの要求、主張、それに対する回答内容などを把握することなく、弁護士法第72条から第74条までの規定に違反すると疑うに足りる相当な理由のあるFに、文書のやり取りのみならず、面談や電話での交渉等を行わせたこと、</p> <p>(2) Dから依頼を受けた債務整理事件等につき、平成29年5月頃から、Fに、債権者の代理人であったG弁護士との間で、文書のやり取りのみならず、面談や電話での交渉等を行わせたこと、</p> <p>(3) 平成29年5月頃にH弁護士が原告の代理人として提起し、対象弁護士が被告の代理人に就任した損害賠償請求事件につき、Fに、H弁護士との間での文書のやり取りのみならず、面談や電話での交渉等を行わせたこと、</p> <p>(4) Iから依頼を受けた刑事告訴事件につき、FにIの供述書の原稿を作成させ、また、重要な証拠となるキャッシュカード及び利用明細書を受け取らせ、保管させたこと</p> <p>を理由に、令和2年2月28日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、①令和2年2月22日付けのA名義の署名を記載した援助申込書をセンターに提出して法律相談費を請求し、②同年5月1日付けのB名義の署名を記載した援助申込書をセンターに提出して法律相談費を請求したところ、これらは電話での相談であり、当時、法律相談援助の対象となる面談での相談によるものではなかったことから、措置の対象となる事案。</p>
令和3年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約・一括国選弁護士契約）については3年間の契約締結拒絶期間を設定し、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱に関する契約については3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成17年11月頃、Aから破産手続開始申立てを行う方針で債務整理を受任し、Aとの間で実費等を含む着手金を分割で支払うことを合意したが、Aがこの分割金を全く支払わなかったため、債権者であるB株式会社が対象弁護士に和解の連絡をしても弁護士費用の未納等を理由に事案の対応をせず、約13年間放置したこと、</p> <p>(2) ア 平成19年10月頃、Cから債務整理事件を受任し、破産手続開始及び免責を申し立てる方針であったにもかかわらず、平成29年11月28日の委任契約解除に至るまで申立てを行わず、債務整理事件の処理を怠ったこと、</p> <p>イ Cが平成24年にD株式会社から、平成27年にE協会からそれぞれ債務の履行を求める訴訟を提起された際、これまでの事情及び事実関係並びに債務整理事件に関する手続の見通しなども含めて説明した上で、訴訟事件の受任の可否及び訴訟対応について了解を得るべきであったにもかかわらず、それらをせずにいずれの訴訟事件も受任し、裁判所に訴訟委任状や答弁書を提出することもせずに期日に欠席し、漫然とC敗訴の判決を確定させたこと、</p> <p>ウ 平成27年10月頃、Cに一切の説明をすることなく、E協会に対し、C及びその妹Fの代理人として、FがCの債務の履行を引き受け、毎月4万円ずつ履行することを約する内容の念書を提出したこと、</p> <p>(3) 平成23年7月頃、Gから任意整理を内容とした債務整理事件を受任したが、債権者から消滅時効期間前に時効中断手続として訴訟提起等がなされた場合、それまでの間に生じた遅延損害金の負担が生じる可能性があることなどの不利益について説明する必要があったにもかかわらずこれを怠り、また、その事件につき適切な報告をしなかったこと、</p> <p>(4) 平成29年6月23日、Hから土地所有権確認等請求訴訟を受任し、着手金50万円を受領して訴訟代理人として口頭弁論期日に出席する等していたが、同年9月18日に面談した後、Hに連絡を取った上で訴訟経過の報告及び説明を行い、Hと協議を行う必要性が高かったにもかかわらず、約5か月もの間、事件の経過に関する報告や説明を怠り、また、協議を行わなかったこと、</p> <p>(5) Iから婚姻費用分担調停申立事件等を受任したところ、平成30年11月12日の調停期日の後頃から、Iが連絡を試みたが対象弁護士と連絡が取れず、苦情の申出を受けた所属弁護士会の市民窓口の対応者から連絡を受けた平成31年1月9日以降もIに連絡をしなかったこと、また、上記調停申立事件につき、同年1月4日付けで、Iが相手方に対し毎月9万円を支払うこと等を内容とする調停に代わる審判がなされ、その頃、審判書が対象弁護士に送達されたが、これをIに送付せず、その結果、Iが上記審判に対する不服申立ての機会を失ったことを理由に、令和2年7月20日付けで所属弁護士会から業務停止8月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、(1) ①平成4年から付き合いのある土地家屋調査士（以下「関与調査士」という。）からの紹介を受け、平成25年12月、法務局の支局に対し、Aの所有する土地7筆について、Aを贈与者とし、Cを受贈者とする登記申請（以下「本件登記申請1」という。）を行って登記を完了させ、②関与調査士からの紹介を受け、平成29年5月、法務局の支局に対し、Aの所有する土地10筆について、Aを贈与者とし、Cを受贈者とする登記申請（以下「本件登記申請2」という。）を行って登記を完了させたところ、A及びCと面識はなかったものの、関与調査士から、CはAの同居の親族であり、贈与についてAの推定相続人の了解も得られているとの説明を受けていたことから、それを信じ、本件登記申請1及び本件登記申請2を行うに際し、A及びCの本人確認及び登記申請意思の確認を行わなかったこと、(2) 関与調査士からの依頼事件が平成4年から平成20年頃までは年間30件程度、平成21年からは年間10件から20件程度あるところ、これらの事件のうち、立会決済が必要となった事件以外の事件については、本人確認及び登記申請意思確認は行っておらず、また、その事件について本人確認記録も作成していない旨を自認したことなどを理由に、令和2年9月24日付けで法務大臣より同年10月1日から2週間の業務の停止の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成24年にAの児童ポルノ禁止法違反等の刑事事件の弁護人になった後、同年3月にAとの間で法律顧問契約を締結したが、同契約締結当初から、Aが成人男性向けのDVDに出演させるという本当の目的を隠し、コスプレモデル募集等の虚偽のウェブサイトを開設して、18歳、19歳を含む若年女性を反復継続して募集していたこと、応募してきた女性に性交あるいは性交類似行為を伴うアダルトDVDに出演させていたことを認識していたにもかかわらず、顧問弁護士として職業安定法による規制について必要な調査を行わず、また、このような違法又は不正な募集行為をやめるようAに助言等することなく、法律顧問契約を維持し、Aが当該DVDに出演した女性との間で、強要されたという主張がなされてトラブルになった際には、顧問弁護士としてその処理に当たるつもりでいたものであり、実際にもその処理に従事したこと、</p> <p>(2) 対象弁護士が職業安定法第63条第2号の規定を知らなかったとしても、Aの違法又は不正な募集行為に加担し、それを助長していたと認められることを理由に、令和2年11月13日付けで、日本弁護士連合会から、同年1月付けの所属弁護士会による戒告の懲戒処分が変更された業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、弁護士法第72条に違反するAの指示の下、電話勧誘スタッフが電話により顧客を対象弁護士のみが所属する法律事務所に誘導して面談予約日を入れ、予約日に対象弁護士が面談場所に出向き委任状を取り付け受任するとの一連の流れを認識しつつ、その体制に組み込まれたまま漫然と受任業務を継続し、その体制を前提に、平成29年4月頃から、電話勧誘スタッフが実際には対象弁護士とは関係のないB法律事務所の名前を使って電話をしていることを黙認していたところ、同年5月23日、B法律事務所の関連事務所であるかのような電話勧誘により対象弁護士の事務所に誘導され電話してきたCに対応し、その事実を知らながら過払金返還請求事件受任のための面談の予約を取り付ける業務を行ったことを理由に、令和2年7月28日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから残業代請求事件を受任して、平成26年6月16日に訴訟を提起したが、Aに進捗状況についての報告等を行わず、また、平成27年12月21日、それまでの経緯の報告や協議を行うことなく裁判上の和解を成立させ、これをAに報告せず、さらに、解決金として受領した273万0308円をAに渡さなかったこと、</p> <p>(2) Bから残業代請求事件を受任して、平成29年11月9日に訴訟を提起したところ、平成30年2月1日頃、Bから700から800万円程度支払ってもらえるのであれば和解に応じてよいと伝えられていたにもかかわらず、同年4月27日、Bに無断で和解金を400万円とする等の裁判上の和解を成立させ、これをBに報告せず、上記和解金を着服し、また、同年10月11日、Bとの間で、対象弁護士がBに対して解決金として総額700万円を支払うこと等を内容とする合意書を作成したにもかかわらず、同日に100万円を支払ったのみで、残金600万円については支払を行わなかったこと、</p> <p>を理由に、令和2年3月4日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 法律事務所を共にするA弁護士らと共に、有限会社B及びその他2社との間で再生手続開始の申立て等の委任契約を締結し、B社の申立代理人として上記申立てをしたが、B社から上記委任契約を解除されたため、平成26年7月1日に申立代理人を辞任したところ、その後、B社らが破産手続開始決定を受け、それぞれの破産管財人が株式会社Cに対し、対象弁護士が上記委任契約を締結している間に行われたB社からC社に対する送金等に関して否認権等を行使して金員の支払を求める訴訟等につき、C社から委任を受けC社を代理して訴訟行為を行ったこと、</p> <p>(2) DがEに3億円を贈与する旨の贈与契約を締結したことにつき、A弁護士の方針の下、Dと面談の上贈与契約書を起案するなど、その締結に関与したにもかかわらず、Dの死亡後、平成29年4月3日にA弁護士らと共にEから委任を受けて訴訟代理人となり、Dの妻であるFがDの財産全部を包括して相続した者であると主張して、Fに対し上記贈与契約に基づきEに3億円を支払うよう求める訴訟を提起し、訴訟行為を行ったこと、</p> <p>を理由に、令和2年3月25日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。 (措置の対象となるべき契約) 民事法律扶助契約	<p>本件は、対象弁護士が、Aの法律相談援助を令和元年6月21日の1回しか実施していないにもかかわらず、同年7月4日及び同年7月31日にも実施した旨の虚偽の内容を記載した法律相談票をセンターに提出し、過大な法律相談費合計1万0800円（民事法律扶助業務運営細則第12条1項、同細則別表1の1（件数制）が定める2件分）の請求を行ったことから、措置の対象となる事案。</p>
令和3年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成28年5月16日、詐欺被疑事件の被疑者Aの私選弁護人に選任されたところ、Aからの逮捕勾留を知られたくないとの要望を受けて、Aが逮捕される以前から架空の会社への追加出資金として500万円が必要であるとAから伝えられていたBに対し、同月31日までの間、警察署の接見室内にAのパソコンを持ち込み、Aのメールアドレスを使用して、Aを装って、Aの所在について積極的に虚偽の事実を送信し、また、Aから要望を受けて、Aに上記架空の会社の内容等を問いただすことなく、架空の会社について支払を求めるメール等を送信し、その結果、Bは架空の会社への出資金として500万円をA名義の銀行口座に振り込んだことを理由に、令和2年10月9日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）、一般国選付添人契約については3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、所属弁護士会の会派の一つであるAの会計担当副幹事長として、Aの会員弁護士全員のために、Aの預金を保管していた口座の金銭を業務上預かり保管する立場にあったにもかかわらず、平成29年5月30日から平成30年2月14日までの間、上記口座から41回にわたり合計1975万8000円を、自己の用途のために払い戻して無断流用したことを理由に、令和2年9月15日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成20年3月26日、Aを委任者、対象弁護士を受任者として、Aの生活、身上監護及び財産管理についての事務を委任する内容の委任契約を締結し、同月17日及び18日、Aから1億4109万5467円の預託を受けたところ、上記預託金を管理していた対象弁護士の預り金口座から、同年10月から平成24年6月までの間、52回にわたり合計4380万2520円を横領し、また、上記委任契約において、対象弁護士に3か月ごとの書面による報告が求められていたにもかかわらずこれを怠ったことを理由に、令和2年11月13日付けで所属弁護士会から業務停止1年5月の懲戒処分を受けたもの。
令和3年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成28年3月11日、Aから、その未成年の子Bが法定相続人である遺産分割協議、遺産確認等の処理を受任したが、Bが相続した債務の債権者を原告、B及び他の法定相続人Cを被告とする訴訟事件に関して、同年8月18日、Aに対し、三者で話し合いをした結果、Cにおいて立替払し、訴えを取り下げてもらおうこととなったと報告し、Aは訴訟が取下げにより終了したと理解した状況において、同年9月12日、Aの承諾を取らずに対象弁護士をBの訴訟代理人とする訴訟委任状を作成して裁判所へ提出したこと、</p> <p>(2) 上記(1)の訴訟事件に関し、平成28年11月29日にBの全面敗訴判決が出されたにもかかわらず、Aに対する訴訟経過の報告、認容判決後の対応等についてのAとの協議等を一切せず、また、判決が出たことを知ったAから再三の間合せを受けていたにもかかわらず、判決文の内容を報告しなかったこと、</p> <p>(3) 上記(1)の受任事件に関し、Bが共済金の受給権を有するかなどの調査について受任していたにもかかわらず、受任後平成29年1月に至るまでの約10か月間にわたりD共済へ連絡せず適切な事務処理を怠ったこと、</p> <p>(4) Aに対し、Bらが相続した株式会社Eに対する債務について、平成28年8月9日、減額交渉が成功したこと及び同月15日までにCが相続人を代表して支払う旨の合意が成立したことを報告したが、同日までにCの立替払がされなかったためE社から間合せを受けたにもかかわらず、そのことをAに報告することもなく、また、Cの立替払の有無の確認をせず放置し続け、さらに、平成29年1月にAからCの立替払を証する書面の提出を求められたのに対し、立替払の事実を確認することなく、立替払がなされたと事実と異なる報告をしたこと、</p> <p>を理由に、令和2年10月9日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	6か月間の契約の効力停止措置をとることが相当である。 (措置の対象となるべき契約) 民事法律扶助契約	1 本件は、平成29年10月19日付けの援助開始決定に基づき医療機器を差押対象とするAの強制執行事件の受任者に選任されていた対象弁護士が、Aから、①平成29年12月11日に2万円を直接受領したこと、②同年12月27日に3万5000円を直接受領したことについて、措置を検討すべき事案。
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから同人が被害者である交通事故による損害賠償請求の示談交渉の依頼を受け、平成30年4月24日、自賠責保険会社から自己の預り金口座に3000万円の送金を受けて預かったところ、その預り金について平成30年4月26日に1414万0466円を、令和元年12月17日に857万3878円を、それぞれ対象弁護士の業務用個人口座に振替入金をし、令和2年1月21日に728万5676円を対象弁護士が社員となっている弁護士法人の業務用口座に振替入金して、合計3000万円全額を横領したこと、</p> <p>(2) (1)の交通事故に関し、令和元年9月27日、加害者の代理人との間で示談を成立させ、自賠責保険からの金3000万円を控除した最終的な損害賠償金1869万9344円を受領することに合意し、その旨の示談書が作成されたところ、同年11月11日頃、示談書の損害明細に記載されている自賠責保険からの入金3000万円の記載を削除し、かつ、示談に基づき支払われる損害賠償金額と整合するように、損害慰謝料、逸失利益等の損害額等を改ざんした示談書を作成して偽造し、これを同日、相談支援専門員としてAを担当していた社会福祉協議会の職員にファックス送信したこと、</p> <p>(3) 所属弁護士会から、令和2年5月12日付け照会書及び同月15日付け再照会書により、対象弁護士の預り金処理につき照会等を求められたところ、同日19日付け回答書にて、自賠責保険会社から支払われた3000万円は、同日にAの成年後見人口座に送金するまでの間、対象弁護士の預り金口座で預かり保管していた旨虚偽の回答をし、その裏付けとして上記預り金口座の預金通帳にその旨の虚偽の印字をして偽造し、これを提示したこと</p> <p>を理由に令和2年11月17日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aが弁護士であるとして、Aに自己の法律事務所を使用させていたところ、弁護士ではないAが報酬を得る目的で業として取り扱っていた損害賠償請求の和解交渉及び和解契約の締結を目的とした法律事務に関し、平成28年6月頃、Aが弁護士法第72条及び第74条に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者であると認識したにもかかわらず、Aが対象弁護士の事務所の弁護士の肩書のある名刺を利用することを放置し、Aに自己の名義を利用させたこと、</p> <p>(2) 平成28年4月に、対象弁護士が受任した刑事告訴受理に向けた法律事務に関し、同年6月頃、Aが弁護士法第72条及び第74条に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者であると認識したにもかかわらず、Aが対象弁護士の事務所の弁護士の肩書のある名刺を利用することを放置し、Aに自己の名義を利用させ、また、Aに上記法律事務の具体的事件処理を一任してAを利用したこと、</p> <p>(3) Aが報酬を得る目的で業として取り扱っていた保険金請求事件、ゴルフ会員券購入契約の解除に基づく損害賠償請求事件、告訴事件等の法律事務に関し、平成28年6月頃、Aが弁護士法第72条及び第74条に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者であると認識し、Aの弁護士登録の確認が容易にできたにもかかわらず、これを行わず、また、一部の事件につき訴訟代理人として裁判期日に出頭するなどし、Aの違法行為を助長する結果を惹起したこと</p> <p>を理由に、令和2年11月2日付けで所属弁護士会から業務停止10月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	1か月間の停職の措置をとることが相当である。	本件は、センターの常勤弁護士である対象弁護士が、令和2年4月7日、Aから相続放棄申述事件の委任を受け、着手金及び実費合計4万3000円を受領しながら、家庭裁判所に相続放棄の申述書類を提出せず、Aの親族より苦情の申出が行われたことから、措置を検討すべき事案。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成26年頃、Aから受任した遺言執行の代理業務に関し、平成29年中には遺産の換価を終えて相続人に配分できる状態になったにもかかわらず、遺産の配分を行わないとして令和元年6月7日に所属弁護士会の市民窓口が苦情を受け付けたことを踏まえて、所属弁護士会が、同年7月に対象弁護士に対し、預り金および預かり預貯金の保管状況全般について照会を行い、回答を求め、また、複数回督促をしたにもかかわらず、回答を行わず、調査に協力しなかったことを理由に、令和3年1月17日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、平成28年8月分から令和元年5月分までの所属弁護士会の会費並びに日本弁護士連合会の会費及び特別会費の合計116万1600円を滞納したことを理由に、令和2年12月1日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。
令和3年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成28年3月8日、センターの民事法律扶助制度を利用して、Aから自己破産申立事件を受任したが、その後Aに連絡せず、Aから解任されるまで2年以上その申立てを行わなかったこと、また、平成30年6月及び9月頃に裁判所から郵便物が届いたAが、対象弁護士に対し、その都度、その旨連絡し、郵便物を対象弁護士の事務所に届けたにもかかわらず、その後Aと協議をして事件の処理を進める等の対応もしなかったこと、</p> <p>(2) 平成29年9月7日に裁判所から破産管財人に選任されたが、管財業務にほとんど着手せず、その主たる換価業務が破産者が所有する借地上的建物の売却であったにもかかわらず、その借地の地代を支払わず、その結果、賃貸人から土地賃貸借契約を解除されたこと、また、平成30年12月3日に破産管財人を解任された後、新しい破産管財人から連絡を求められたが応答しなかったこと、</p> <p>(3) 平成29年11月頃から、委任を受けた事件について、依頼者や相手方などの受任事件の関係者と適時に連絡できる体制を整えず、また、受任事件の関係者から多数の苦情を受けた所属弁護士会が、5回にわたって、直ちに依頼者に対し連絡をし、適切な対応を採るとともに、所属弁護士会に経過ないし結果を文書で報告するよう指導等を行ったにもかかわらず、その報告をしなかったこと、</p> <p>(4) Bから遺産分割調停申立事件を受任したが、Bに対し、平成30年9月下旬の調停期日後、遅滞なく次回期日の日程やその調停の内容を報告せず、Bの意向を確認しないまま同年11月27日の調停期日に出頭し、同年12月初めに対象弁護士から連絡があって以降、Bが対象弁護士に連絡をしても、連絡をせず、また、相手方から調停に提出された意見書3通をBに交付しなかったこと、</p> <p>(5) C弁護士とともに裁判所から裁判員裁判対象事件の国選弁護人に選任されていたが、平成30年11月15日の公判前整理手続期日には出頭したものの、その後、C弁護士からの連絡がつかない状態になり、公判前の弁護活動を行わず、また、公判期日にも出頭せず、公判での弁護人としての活動を一切行わなかったこと</p> <p>を理由に、令和2年9月9日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、ウェブサイト運営者Aの訴訟代理人として、Bに対し、ウェブサイトの利用代金を請求する訴訟を提起するに当たり、CがBの代理人としてAに通知していた内容等から、上記訴訟の提起がAの詐欺的取引を助長することに当たる可能性を認識すべき状況にあったのだから、Aに対して資料を徴求する等して事実関係を検討した上で、Bの主張に反証できる可能性が相当程度存在すると判断できなければ訴訟提起の受任には消極であるべきであったにもかかわらず、十分な調査を行わないまま、平成28年11月21日、Bに対して訴訟を提起してAの違法行為を助長したことを理由に、令和2年10月30日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから委任を受けて申し立てた損害賠償請求調停事件につき平成19年9月14日に調停が成立し、その調停に基づき相手方から対象弁護士の預り金口座に分割して振り込まれる金員をAに返還すべきであったにもかかわらず、平成23年1月から平成24年7月までの間に相手方から振り込まれた金員について遅滞なく返還せず、かつ、Aの再三の請求に対してもその返還に応じなかったこと</p> <p>(2) 平成27年5月7日にA及びBが対象弁護士に対して懲戒請求を申し立てたことに対し、上記(1)の預り金が返還されておらず、懲戒請求には相応の理由があるものであり、Aらが根拠を欠く懲戒請求であることを容易に知り得たのにあえて懲戒請求をしたような相当性を欠く懲戒請求とはいえないにもかかわらず、Aらに対し、不当に懲戒を申し立てたとして、平成30年7月24日付け内容証明郵便にて損害賠償請求の通知をし、Aらがこれに応じなかったため、同年8月3日、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を提起したこと</p> <p>を理由に、令和3年1月20日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成27年頃、不動産会社から、Aの所有する土地の取引の話があり、Aと折衝したいとの理由でその住民票の写しの取得を依頼されたところ、上記土地の所有者の住所は登記簿謄本上明らかであり住民票の写しを取得する必要性が存在せず、かつ、Aに関する遺産分割事件を誰からも受任したことがなかったにもかかわらず、同年10月8日、利用目的の内容欄に「相続人確定の為 遺産分割調停の申立事件」等と記載した職務上請求書を使用してAの住民票の写しを不正に取得し、その住民票の写しを上記不動産会社に交付したこと</p> <p>(2) 平成28年1月頃、Bから、Cの抵当権設定登記が不実の登記であり、Cに対し抵当権設定登記抹消登記手続を行う必要があるが、Cが行方不明であるとの説明を受けて、Cの所在の調査依頼を受けたところ、Cから遺産分割調停事件を受任していなかったにもかかわらず、利用目的の内容欄に「遺産分割調停事件 相続人確定の為」と記載した職務上請求書を使用してCの戸籍の付票の写しを不正に取得し、同月下旬頃、その戸籍の付票の写しをBが同行したCに成りすました人物に対して交付したこと</p> <p>(3) 上記(1)の住民票の写し及び上記(2)の戸籍の附票の写しが、Cらの成りすましの資料に利用され、上記(1)の土地につき所有権移転登記手続がなされ、上記(2)の抵当権設定登記の抹消登記手続がなされる被害が発生していること</p> <p>を理由に、令和3年1月28日付けで所属弁護士会から業務停止6月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 平成27年5月から同年10月までの間に、Aの相続人である計14名から、Aの相続財産の承継業務の依頼を受けたところ、Aの相続財産である①貯金額金754万0431円、②預金額金1202万0337円、③預金額金304万4362円の合計金2260万5130円のうち、①及び②の口座を解約し、平成27年10月に8回に分けて合計金754万2307円を（対象司法書士の自己資金1876円を含む。）、平成28年1月に金1202万0337円を、預り金の保管を目的とする口座に入金することなく、日常的に使用している対象司法書士名義の普通預金口座に入金し、不動産会社の接待やコンサルティング会社への支払等に充てるなど、自己の用途に使用するために着服して横領したこと、</p> <p>(2) 平成27年11月、Bの成年後見人に選任されたところ、平成29年1月から同年2月までの間、合計41回にわたり、B名義の普通預金口座から、合計金168万3450円を払い戻し、これを投資や養育費の支払いに充てるなど、自己の用途に使用するために着服して横領したこと、</p> <p>(3) 平成28年9月、Cの保佐人に選任されたところ、平成29年2月、C名義の普通預金口座から金44万7787円を払い戻し、対象司法書士の補助者の給料の支払や借入金の返済に充てるなど、自己の用途に使用するために着服して横領したこと</p> <p>等を理由に令和3年1月13日付けで法務大臣より令和3年2月1日から6か月の業務の停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、Aの株式会社Bに対する貸金返還請求訴訟事件において、B社の訴訟代理人を務めていたところ、平成28年5月20日に上記訴訟の請求認容判決が出された後、平成25年5月9日から平成27年6月19日までの間にB社と締結したとする4件の委任契約の内容が虚偽であるにもかかわらず、上記委任契約に基づく着手金、日当等合計3041万4960円が未払であるとして、平成28年9月16日に内容虚偽の執行認諾文言付き公正証書を作成した上、上記公正証書を用いて、AのB社に対する差押手続において配当要求を行い、AのB社に対する正当な権利の実現を違法に阻害しようとしたことを理由に、令和2年11月16日付けで所属弁護士会から業務停止4月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成31年4月15日、Aから受任した被相続人Bとの死因贈与契約の履行請求に関する事件につき、戸籍謄本等の取得により法定相続人Cが存在することを認識した上、令和元年8月11日にAから着手金10万円及び実費、預り金10万円の合計20万円を受領し、Aと上記事件の進行につき協議したものの、令和2年2月13日、Cに対し通知文書を送付するまでの約6か月間、具体的な弁護活動をせず、その発送が遅れた理由をAに報告又は説明することもなかったこと、また、対象弁護士は、上記事件の解決時期につき、受任当初は令和元年12月末日と説明していたものの、その後、Aからの問合せに対して、回答した解決時期が到来する都度、令和2年1月末日、同年2月末日、同年3月末日と先送りする旨回答し、さらに同年2月末日頃、Aの求めに対して、上記事件の進捗状況に関する報告文書を送付すると約束したにもかかわらず、これを送付することも口頭で報告することもせず、同年3月4日にはAからの連絡に対し、同日夕方5時までには必ず連絡すると回答したもののこれを怠った上、その後もAからの電話連絡に対応せず、結局、同年4月5日に解任されるまでの間、Cから相続放棄の手続をした旨の回答があったことを報告したものの、それ以上に、上記事件につきAに報告し、協議しながら事件処理を進めることをしなかったことを理由に、令和3年3月8日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成21年9月8日にAの保佐人に選任され、Aの財産管理に関する代理権を付与されて財産管理を行っていたところ、平成30年9月25日から令和元年5月27日までの間に23回にわたり、合計1950万円をAの資金を保管していた預金口座から引き出し、自己の用途に費消するため着服したこと、</p> <p>(2) 平成26年5月8日にBの成年後見人に選任され、Bの財産管理に関する代理権を付与されて財産管理を行っていたところ、平成30年7月9日から令和元年10月24日までの間に18回にわたり、合計2150万円をBの資金を保管していた預金口座から引き出し、自己の用途に費消するため着服したこと</p> <p>を理由に、令和3年3月24日付けで所属弁護士会から業務停止1年10月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成24年8月、Aとの間で、同人の債務整理に関して、債権者らとの間の示談・和解交渉・訴訟・弁済の受領、破産申立書（免責申立書を含む。）の作成を受任する旨の契約を締結し、同月以降、債権者らに対して、債務整理の受任通知を送付後、Aの債務整理の作業に着手し、債権者らと連絡を取るなどしたが、対象司法書士自身が精神的に不安定で債権者らと交渉することに恐怖を感じるような状況にあったこと、Aが支払停止後の生活状況を正直に申告することを嫌がるため、破産申立てを行うことが困難であったこと、及びAが任意整理のための弁済原資を用意しなかったことから、平成25年6月以降、約4年半にわたって、債権者であるBからの連絡に応答せず、代理人を辞任することも、Bに対する説明もしいまま、Aの債務整理の処理をしなかったことを理由に、令和3年1月13日付けで法務大臣より同年2月1日から2週間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成30年3月分から令和元年8月分までの18か月分の所属弁護士会の会費並びに日本弁護士連合会の会費及び特別会費合計60万1800円を滞納したことを理由に、令和3年2月2日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 債権者Aの妻Bから、司法書士法第3条第1項第7号に規定する額を超えるにもかかわらず、AがE及びCに対して平成4年頃貸し付けた本件貸付金の回収について相談を受け、本件貸付金の回収業務を受任し、平成29年4月付けで、Aの代理人として、E及びCに対し、内容証明郵便により本件貸付金の返済を要求する文書を送付し、同文書の送付後、CからAに対し、金5万円の現金が送付されたところ、同年同月付けで、対象司法書士の名義で、E及びCに対し、「金300万円の一括返済を請求しております。」「分割での返済が許容されるのは、Aと貴殿との間での返済方法を分割で行う旨の合意の存在が前提となります。その合意が形成されていないのであれば、この金5万円は債務の本旨に沿った履行とは言えません。」「早急に送付された金5万円の意味の説明と、さらにAに対する債務の返済についての見通しや計画あるいは御願ひ、と言ったものを書面の形式でA又は当職に対して送付することを要求します。」と記載した文書を送付し、返済を要求したこと、</p> <p>(2) 平成29年5月付けで、対象司法書士の名義で、E及びCに対し、「E御夫婦の息子さん、娘さん、さらにはEの御親族の方々に実情をありのままにお伝えして、E御夫婦に対し、Aや当方宛に返済の方針の説明等につき連絡を取る様、説得していただく旨御願ひすることを検討致します。」「お子さんや御親類の方々の配偶者等の御身内にも周知のところとなる可能性があるでしょうが、E側の態度を考えれば仕方の無い事と考えております。」と記載した文書を送付し、返済を要求したこと、</p> <p>(3) 平成29年6月付けで、対象司法書士の名義で、E及びCに対し、「E側の誠実な対応が見られない状況が続いた結果、いよいよE御夫婦の息子さん及び娘さんに全事情を説明し、その上で親御さんであるEに対してAに向けて誠実に返済の計画を説明する様、説得していただくことの御願ひをせざるを得ない事態となってきました。」「御家族を巻き込む結果となってしまうのは不本意ではあります。」と記載した文書を送付し、返済を要求したこと、</p> <p>(4) 平成29年7月付けで、Aの依頼により相続登記を受任したという虚偽の理由（以下「虚偽理由」という。）に記載した職務上請求用紙を使用し、Cに関する世帯全員の住民票の写し1通を不正に請求し、その交付を受けたこと、</p> <p>(5) 平成29年7月付けで、虚偽理由を記載した職務上請求用紙を使用し、Eに関する除籍の謄本1通を不正に請求し、その交付を受けたこと、</p> <p>(6) 平成29年8月付けで、虚偽理由を記載した職務上請求用紙及び同用紙を使用し、E及びCの子であるFの夫G並びにE及びCの子であるHに関する戸籍の附票の写しそれぞれ1通を不正に請求し、その交付を受けたこと、</p> <p>(7) 平成29年8月付けで、前記のとおり不正に交付を受けた戸籍の附票の写し等を利用して、H及びFに対し、本件貸付金の返済に関してCの説得を依頼する文書をそれぞれ送付し、Hは、同年同月、同文書をCの子であるDに転送し、Dは、同年同月頃、対象司法書士に連絡し、支払可能額は金200万円であること等について、対象司法書士と交渉したこと、</p> <p>(8) 平成29年8月付けで、Dに対し、A側から金200万円の立替払を受けることにつき了承を得た旨及びAの銀行口座等について記載した文書を送付し、Dは、同年同月、自身に債務がないにもかかわらず、Aに対して金200万円を送金したこと、</p> <p>(9) 平成29年8月付けで、Dに対し、A名義の本件貸付金に係る債権債務の消滅に係る証明書を送付したこと</p> <p>を理由に、令和3年6月7日付けで法務大臣より令和3年6月14日から2か月の業務の停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 平成15年から平成27年までの間に受任した株式会社Aに借入れのある債務者らの債務整理業務（以下「本件業務」という。）について、特別の理由がないのに、債権者の株式会社Aからの問合せに回答しないなど、平成28年10月までの間、適切な対応を行わず、速やかに本件業務を取り扱わなかったこと</p> <p>(2) 正当な理由なく所属司法書士会及び地方法務局の調査を拒み、ア 所属司法書士会綱紀調査委員会が自宅兼事務所宛てに送付した、回答書の提出を求める照会文書（本件業務の処理状況を問うもの。）を受領したものの、回答期限内に何ら書面の提出を行わなかった。</p> <p>イ 地方法務局が令和元年10月から令和2年2月にかけて4度にわたり自宅兼事務所宛てに送付した文書（本件業務の処理状況等について苦情申立書が提出された件について、司法書士法施行規則第42条第1項の調査（事情聴取）を行うため、対象司法書士の出頭を求めるもの。）を受領したものの、一度も同局が指定した日時に出頭しなかったこと</p> <p>を理由に、令和3年3月8日付けで法務大臣より令和3年4月1日から4か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和3年度	2年間の契約の効力停止措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成30年4月1日から令和2年7月31日までの間、合計37名につき合計83回の法律相談援助を行ったとする援助申込書及び法律相談票を提出しながら、各援助申込書の申込者欄に被援助者から署名を得ていなかった事実が判明したことから、措置を検討すべき事案。</p>
令和3年度	<p>センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約・一括国選弁護士契約）については1年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 株式会社A（以下「A社」という。）の新経営陣である代表取締役Bから旧経営陣であるC及びDを代表取締役及び取締役から解任予定であるとの説明を受け、平成26年1月29日付けで、A社（代表取締役会長B）の代理人と記載して、Cらの解任を前提に、債権者に対し、取締役交代に伴い、監査等を行うため支払いを猶予されたい旨の書面を送付しながら、その後、BからA社の株主総会ではCらは解任されず、Bが代表取締役を辞任したとの説明を受け、同年3月7日付けで、A社（前代表取締役B）の代理人と記載して、Cらに対し、代表取締役及び取締役としての職務を果たすようにとの書面を送付し、さらに、同年4月3日付けで、A社（代表者の記載はない）の代理人として、債権者に対し、代表取締役CがA社の財務諸表等を持ち出したなどと記載した書面を送付したこと、ただし、Cらを解任してないとのBの説明が実態と相違することを対象弁護士が認識していたとまでは認定できないこと、</p> <p>(2) 既に成立した裁判上の和解に関与した原告・被告の弁護士につき、合理的な根拠もないのに、「内通しており、馴れ合い的な関係にあった」と訴状訂正申立書に記載したこと、また、相手方弁護士から直接交渉になるのではないかと指摘を受けたにもかかわらず、調停の相手方と面談したことを理由に、令和2年8月20日付けで、日本弁護士連合会から、同年3月付けの所属弁護士会による業務停止2月の懲戒処分が変更された業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和3年度	<p>日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約にあつては3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、民事法律扶助契約、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約、一括国選弁護士契約）、一般国選付添人契約、国選被害者参加弁護士契約及びDV等被害者法律相談援助契約にあつては3年間の契約拒絶期間の設定をすることが相当である。</p>	<p>本件は、対象弁護士が、平成28年6月24日に対象弁護士らが原告となってAを被告として提起した訴訟において、同年12月6日及び平成29年2月7日、作成名義を偽りねつ造したメールを証拠として提出したことを理由に、令和3年6月29日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成29年9月11日に死亡したAの遺言執行者に就任したところ、同年10月12日、A名義の普通預金口座を解約し、解約に伴う払戻金2399万3277円を同日付けで対象弁護士が通常業務で使用している対象弁護士名義の口座に入金して自己の金員と区別せずに管理し、遺言執行業務とは何の関係もない支払や預り金の返金に繰り返し流用したこと、</p> <p>(2) Bから受任していた交通事故による人身損害についての損害賠償請求事件に関し、Bに対し、令和2年2月に上記事件を辞任する旨の書面を送ったが、Bから預かった各書類をどこでどのように保管していたか明確にすることができず、また、Bに対し、預かった書類の多くが存在すると思われる場所を伝えただけで書類の返還義務を果たさなかったこと、</p> <p>(3) 上記(2)の交通事故による車両損害に関し、Cから損害賠償請求事件を受任したが、令和元年9月頃、車両の保管場所を変更したことをCに報告しないなど、適切に事件の経過を報告しなかったこと、また、Cに対し、令和2年2月に上記事件を辞任する旨の書面を送ったが、Cから預かった各書類をどこでどのように保管していたかを明確にすることができず、Cに対し、預かった書類の多くが存在すると思われる場所を伝えただけで書類の返還義務を果たさず、また、委任の終了に当たり事件処理の状況の報告を適切に行わなかったことを理由に、令和3年6月1日付けで所属弁護士会から業務停止1年6月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、弁護士法人Aの代表社員として、弁護士法人Aが平成26年12月25日から平成29年3月31日までの間、報酬を得る目的で業として訴額140万円を超える過払金返還請求事件を周旋していた司法書士法人Bから継続して上記事件の紹介を受け、少なくともその対価を含むものとして1件当たり19万8000円（消費税別）を支払ったことにつき、その決定をしたことなどを理由に、令和3年10月25日付けで、日本弁護士連合会から、令和2年3月付けの所属弁護士会による業務停止6月の懲戒処分が変更された業務停止3月の裁決を受けたもの。</p>
令和4年度	一般国選弁護士人契約（普通国選弁護士人契約、一括国選弁護士人契約）及び日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約については2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、Aが家庭裁判所に対し遺言執行者選任の申立てを行い、平成12年7月19日、遺言執行者に選任されたが、遺言執行業務の遂行に長い時間を要する事情があったとは認められないにもかかわらず、平成27年10月23日に上記家庭裁判所から解任されるまでの約15年の間、遺言執行を完了しなかったことを理由に、令和3年8月6日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	注意の措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、令和2年4月3日午後5時53分ころ、道路において、法定速度が時速60キロメートルのところを時速101キロメートルで走行した道路交通法違反の罪で、同年6月3日、簡易裁判所より罰金8万円の略式命令を受け、また、同年5月29日に運転免許停止処分を受けたもの。</p>
令和4年度	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、普通株式300株を発行している非公開会社であるA株式会社から、平成26年6月に開催された臨時株主総会（以下「本件総会」という。）における議案の内容や決議の手續の説明に係る議事進行及び臨時株主総会議事録（以下「本件議事録」という。）作成の依頼を受け、本件総会に出席し、取締役会設置会社の定め及び監査役設置会社の定め廃止の議案（以下「本件議案」という。）について、真実は、A株式会社（本件総会当時の発行済株式及び議決権の総数は300個であり、株主名簿上、B家（C、D、E、F、G）が合計200株を所有し、H家（I、J、K）が合計100株を所有していた。）の株式及び議決権を20個有していたGが本件総会に出席せず、議決権を行使しなかったため、本件総会の出席株主の議決権の総数は280個であり、うち本件議案に賛成した出席株主の議決権の数は180個であったことから、3分の2以上の賛成がなく当該議案は否決されていたにもかかわらず、重大な過失により、</p> <p>(1) その頃、本件議案についてGが代理人によって賛成の議決権を行使したこととして、本件総会の出席株主らに対し、本件総会の出席株主の議決権の総数は300個であり、うち当該議案に賛成した議決権の数は200個であるため、本件議案は可決された旨の事実と異なる説明をし、その後、本件総会の本件議事録に出席株主の議決権の数を「300個」「出席した株主の議決権の3分の2以上の多数」などとそれぞれ手書きで修正記入して本件議案が承認可決された旨の事実と異なる本件議事録を作成したこと</p> <p>(2) 平成26年7月、A株式会社の代理人として、本件議事録を添付してA株式会社について取締役会設置会社の定め及び監査役設置会社の定め廃止等を内容とする本件登記の申請をし、当該登記を完了させたこと</p> <p>を理由に、令和3年10月19日付けで法務大臣より令和3年11月1日から1週間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、顧問契約を締結していた有限会社Aの代表者から紹介を受けたBの債務整理の相談において、Bが経済的に困窮していることに乗じて、Bに対し性行為の相手方となること及びこれに対し対価を支払うことを持ち掛け、Bの同意を得た上で性行為を行い、その対価を支払ったことを理由に、令和3年9月30日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成25年8月、Aから所有権移転登記手続請求事件の控訴審等を受任するに際し、業務委託契約書を作成し、成功報酬を定めたが、その後、Aに対し、成功報酬の増額を求める特段の事情がないにもかかわらず、増額することを繰り返し求めたこと</p> <p>(2) 平成25年10月23日頃、Aに対し、特別の事情がないにもかかわらず、50万円の借入を申し入れたこと</p> <p>(3) 平成25年10月及び平成26年10月、Aに対し、「貴君は全くの下劣な男である。」、「貴君は救いようのない支離滅裂な人間である。」等の内容を含む電子メールを送信したこと</p> <p>(4) 平成26年10月以降、平成27年3月23日に懲戒請求が行われるまでに、Aから、預かっている全ての原本の返却を求められたところ、少なくとも上記(1)の事件については、最高裁判所の判断が出ており、委任事件が終了していることが明らかであるから、預り記録を遅滞なくAに返還しなければならないにもかかわらず、返還しなかったことを理由に、令和3年8月11日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成29年9月分から令和元年5月分までの21か月分の所属弁護士会の会費並びに日本弁護士連合会の会費及び特別会費の合計70万9800円を滞納したことを理由に、令和3年10月13日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aとの間で刑事事件手続中及び服役中の事務処理並びに遺産分割事件の包括的な委任契約を締結し、遺産分割協議の成立により、平成29年5月8日、対象弁護士の預り金銀行口座に代償金776万7460円が入金されたが、同年10月10日頃までに、断続的にほぼ全額出金し、事務所経費等に費消し、返還を要する424万5967円につき流用したこと、</p> <p>(2) Bから父の遺産相続の法的処理について委任を受け、遺産分割調停が成立し、Bの代償金として平成29年10月24日に500万円、同年12月21日に500万円の合計1000万円が対象弁護士の預り金銀行口座に振り込まれ、同日頃委任事務が終了したが、上記1000万円から報酬等の合意額を除外した預り金774万9264円を、同年10月31日から平成30年4月27日までの間に流用し、令和2年6月8日まで返還しなかったこと、</p> <p>(3) Cから交通事故に基づく損害賠償請求の示談交渉等の法的処理の委任を受け、示談を成立させ、対象弁護士の預り金銀行口座に令和元年12月12日に458万3156円が振り込まれたことにより賠償金の回収を終えて委任事務を終了したが、令和2年2月5日頃までに、ほぼ全額流用し、同年6月8日まで上記金員を返還しなかったこと、</p> <p>(4) Dの父Eの遺産分割事件についてD及びDの母Fから委任を受け、Eの遺産のうちDが取得した預金の払戻金522万0739円及びFが取得した各貯金の払戻金合計616万2953円を対象弁護士の預り金銀行口座に保管していたところ、Fが死亡した後、Dを代理して、Fの遺産について和解を、また、Eの遺産について調停を成立させ、遅くとも令和元年秋頃には受任した事件処理を全て終えたが、上記預かり保管していた金員のうち返還を要する419万4141円を流用し、同年10月23日に60万円をDに送金したのみで令和2年6月9日まで残りの預り金359万4141円を返還しなかったこと、</p> <p>(5) Gの代理人としてHに対する組合債返還請求訴訟等を担当していたところ、令和元年6月5日、Hから上記訴訟の判決に基づく履行として対象弁護士の預り金銀行口座に543万9000円が振り込まれ、同日までにGから受任した事務は全て完了したが、令和2年9月23日までに上記預り金を流用し、遅滞なく返還しなかったことを理由に、令和3年10月25日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、平成30年10月3日にAから建物明渡請求訴訟の提起を受任し、着手金32万4000円及び実費代3万円の支払を受けたがこれに着手せず、その後、Aの相続人であるBが申し立てた紛議調停手続において、令和元年12月4日に解決金42万4000円を令和2年1月末日限り支払うとの合意が成立したにもかかわらず、これを遵守せず期限までに支払をしなかったことを理由に、令和3年10月19日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）、日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については、1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約、一般国選付添人契約、国選被害者参加弁護士契約については、1年6か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) AB間の婚姻費用分担事件におけるAの代理人であったところ、平成27年6月22日付け即時抗告状において、探偵業者作成の調査報告書がBとCの不貞現場を撮影したものではないことを認識しながら、その調査報告書を、Cであるとの合理的疑いを排斥できない男性とBが性交渉を行っているという事実を証する証拠として引用してBの有責性を主張したこと、</p> <p>(2) 平成28年4月にAがCに対して提起した損害賠償請求訴訟におけるAの代理人であったところ、上記(1)の調査報告書がBとCの不貞現場を撮影したものではないことを認識しながら、その調査報告書の一部を外したものを証拠として提出し、その立証趣旨として、BとCが不貞行為をしている旨の事実調査がなされている事実と説明し、また、上記証拠を根拠に、準備書面において、Bと不貞行為があったことは極めて明白であるなどと主張したこと、</p> <p>(3) AB間の審判前の保全処分事件等におけるAの代理人であったところ、主張書面及び即時抗告理由書において、D弁護士を侮辱する記載をしたこと、</p> <p>(4) 上記(3)の主張書面及び即時抗告理由書において、個別事件の調査報告書の記載内容の信用性弾劾とは関連性が乏しく、必要性も低かったにもかかわらず、また、裁判官の実名ではなく匿名で公表されているアンケート結果を根拠として、裁判官に関して「熱意がないことで有名」などと記載し、裁判官の名誉を侵害するとともに、あたかも実名で裁判官評価が行われたとの誤解を招きかねない行為をしたこと</p> <p>(5) 上記(3)の即時抗告理由書において、個別事件の調査報告書の記載内容の信用性弾劾とは関連性が乏しく、必要性も低かったにもかかわらず、「レベルの低い調査官」などと記載し、調査官の名誉を侵害したこと</p> <p>(6) 上記(3)の即時抗告理由書において、証拠から導かれる事実から飛躍しており根拠を欠くにもかかわらず、Bを侮辱する各記載をしたこと</p> <p>を理由に、令和3年3月30日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成30年11月18日頃、Aから慰謝料請求事件の依頼を受けたが、Aからの進捗状況を尋ねるメールに対して速やかに返信等をせず、平成31年1月7日後、Aに対して進捗の報告を全くしなかったこと、</p> <p>(2) 令和元年7月28日頃、Bから破産申立ての依頼を受け、着手金合計40万円の入金があり次第着手すると説明し、Bから上記着手金の支払を受けたにもかかわらず、Bからの電話やファックスに対して速やかに返信等をせず、同年11月中旬後、一切連絡が取れなくなったこと、</p> <p>(3) Cから委任を受けた事件の判決書を受領せず、Cに対して判決結果を報告しなかったこと、</p> <p>(4) 遅くとも令和2年1月頃から受任している事件について処理を進めず、依頼者に経過報告せず、同年8月以降、裁判期日にも出頭しなかったこと、また、依頼者、裁判所及び所属弁護士会に対して新たな連絡先を告げることもなく、一方的に所在不明となったこと</p> <p>を理由に、令和3年11月23日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、令和2年7月3日、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、普通乗用自動車運転し、物損事故を起こしたことを理由に、令和4年4月18日付けで、日本弁護士連合会から、令和3年11月30日付けの所属弁護士会による業務停止6月の懲戒処分が変更された業務停止4月の裁決を受けたもの。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成27年5月28日、Aに対し、音声の完全逐語反訳等を発注し、その成果物の納品を受けたが、Aから代金5万7200円の支払を再三督促され、その支払を求める少額訴訟を提起され、Aの請求を認める判決が確定したにもかかわらず、その支払を速やかに行わなかったこと、</p> <p>(2) 平成29年11月18日、BからCに対する損害賠償請求事件を受任したが、Bに対し、損害額の算定やCとの交渉について十分な連絡をせず、その後連絡がつかなくなり具体的な事件処理を進めず、また、令和2年3月11日ようやく連絡がついた際、事件処理が進んでいないこと等を謝罪するとともに事件処理に関する誓約書を提出したがこれも実行せず、Cとの交渉状況につき事実に基づかない説明をしたこと、</p> <p>(3) 令和元年8月分から令和2年6月分までの11か月分の所属弁護士会及び日本弁護士連合会の会費を滞納したこと、</p> <p>(4) 所属弁護士会の市民窓口に対象弁護士について多数の苦情申出がなされたことを受け、所属弁護士会から複数回の呼出しや連絡を求める通知等がなされたにもかかわらず、これに応答せず、自己の都合により所属弁護士会の役員との対応をも適切に行わなかったこと、</p> <p>(5) 弁護士として選任された国選弁護事件において、令和2年3月25日の期日を最後に連絡が取れなくなり、裁判が進行しないことを理由に、裁判所から弁護人を解任されたこと、を理由に、令和3年12月21日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>第1. 1 令和元年7月5日付けの援助開始決定に基づき、被援助者Aの任意整理事件の受任者となっていたところ、令和2年2月以降、Aが電話をしたり手紙を送っても全く連絡がとれない等と述べる状況となり、同年11月、Aより解任の申出が行われ、同年12月14日、地方事務所長から、受任案件の必要な対応を行わないとして個別契約を解除される援助終結決定を受けるに至ったこと、</p> <p>2 上記1の援助終結決定において、地方事務所長から、センター立替金17万6200円全額の返還を求められたにもかかわらず、当該金銭を返還していないこと、</p> <p>3 令和元年11月、Bから相談を受けた任意整理事件の事件調書をセンターに提出し、その後、Bから、住民票、給与明細、請求書等の債権者に関する資料の提出を受けながら、同資料をセンターに提出せず、令和2年4月6日、Bから、対象弁護士と連絡がとれなくなり、勤務先の会社に差押命令が届いた等の苦情の申出が行われる状況に至らせたこと、</p> <p>4 令和元年7月18日付けの援助開始決定に基づき、被援助者Cの自己破産申立事件の受任者となっていたところ、Cが必要書類や予納金を対象弁護士に渡し、再三、連絡しても、一向に申立てを行わず、手続が進まないため債権者からCへ連絡等があり、令和2年6月1日、Cが対象弁護士を自宅まで迎えに行き裁判所へ同行して申立書類を提出する約束をした際も、パソコンが壊れ買い替えるまで申立ができないと等と述べ、同日、Cより解任の申出が行われ、同年6月26日、地方事務所長から個別契約を解除される援助終結決定を受けるに至ったこと、</p> <p>5 上記4の援助終結決定において、地方事務所長から、センター立替金15万2600円全額の返還を求められたにもかかわらず、当該金銭を返還していないこと、</p> <p>第2 (1)令和元年以降複数回にわたり市民窓口の苦情申立てを受けたところ、同年11月13日、令和2年1月31日、同年4月24日及び同年6月4日の所属弁護士会の呼出通知に応じず、所属弁護士会が苦情に的確に対応することを困難にしたこと、(2)平成14年5月20日に成立した遺産分割調停の調書に基づき、不動産を売却しその代金を職務として分配する義務があったにもかかわらず、相続人ら3名に対して合計1057万3172円を分配しなかったこと、また、上記相続人らの代理人としてD弁護士らから上記分配金の支払を求める訴訟を提起され、令和2年6月10日、上記分配金を分割支払すること等を内容とする和解が成立したにもかかわらず、分配金の支払をしなかったことを理由に、令和4年2月21日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたことから、措置を検討すべき事案。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	2年間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	本件は、対象弁護士が、令和2年5月28日、Aに無断で、そのスカート内にデジタルカメラを差し入れ、スカート内を撮影したことを理由に、令和4年1月15日付けで所属弁護士会から業務停止4月の懲戒処分を受けたもの。
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 依頼者から弁護士報酬等を預り金口座に振り込ませたり、預り金口座から事務所経費等に相当する金員を送金したりして、預り金と自己の金員を区別しなかったこと、 (2) A、B及びCを依頼者とする各事件処理を遂行した際に生じた和解金等の預り金につき、弁護士報酬等を控除した残額を事務所経費等の個別の事件処理とは直接の対応関係にない費用の支払等の他の用途に流用して費消し、A、B及びCに対して合計1300万円余の預り金を受任事件終了後も遅滞なく返還しなかったこと、 (3) 平成27年7月頃にDから損害賠償請求事件を受任したところ、事件終了時の処理結果や法的助言を付しての説明を行わなかったこと、 (4) 雇用していた2名の事務職員に対し、令和元年7月分から同年11月分までの賃金を所定支払日に支払わなかったこと を理由に、令和4年2月9日付けで所属弁護士会から業務停止1年6月の懲戒処分を受けたもの。
令和4年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) Aから破産手続開始申立事件を受任し、平成29年3月に着手金を受領したが、平成30年11月頃、来週破産申立てをすと言った後、令和2年3月頃までAからの連絡に応じず、同年6月まで破産手続開始の申立てをしなかったこと、 (2) B弁護士がCの訴訟代理人として提起した損害賠償請求訴訟において、合同会社Dらの訴訟代理人として活動していたところ、令和元年12月5日の弁論準備手続期日に出頭せず、係属裁判所からの次回期日調整のための連絡に対し返答せず、期日呼出状が送達されると期日変更申請書を提出したが、その後も係属裁判所からの連絡に返答しなかったこと、その後の弁論準備手続期日にも出頭せず、令和2年3月24日に係属裁判所が、対象弁護士が訴訟代理人を辞任する旨の上申書を受領するまで、期日指定を繰り返し行わせ、期日呼出状を受領しようとしなかったこと、 (3) 上記(2)の訴訟において、代理人となっていた被告の一人であるEに直接連絡を取ったことがなく、その意思を確認しないまま訴訟進行したこと、D社らとの関係では、令和元年8月の期日以降令和2年5月まで、対象弁護士に連絡を取ることができない状況にし、同年3月の辞任の連絡もしなかったこと を理由に、令和4年1月15日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたもの。
令和4年度	10日間の停職の措置をとることが相当である。	本件は、センターの常勤弁護士である対象弁護士が、令和4年4月以降、法テラスの法律事務所に勤務していた法律事務の取扱いを補助する職員に対し、その指揮又は管理を行うなかで、職務に関する優越的な関係を背景として、パワーハラスメントを行った事案。
令和4年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	本件は、対象弁護士が、 (1) 令和元年6月から7月頃、Aから貸金返還請求事件等計4件の事件を受任するに当たり、委任契約書を作成しなかったこと、また、上記受任事件が終了したにもかかわらず、Aから預かったB信用金庫の取引履歴原本を返還しなかったこと、 (2) 平成30年7月23日、Cからクレジットカードについて不正アクセスに関する調査を受任し、着手金21万6000円を受領したが、カード会社等から任意による回答は難しい旨の返答があった時点以降、令和元年9月17日頃に弁護士会照会を申し出るまでの約10か月間、適切な事務処理を行わなかったこと を理由に、令和4年2月14日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたもの。

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) AからBとの間の離婚等事件を受任したところ、慰謝料の減額に伴う報酬金を算定するに当たっての経済的利益は、訴訟でBから請求された160万円と判決の認容額である50万円の差額である110万円とするのが相当であるにもかかわらず、調停申立時点でBから請求された500万円と上記50万円の差額である450万円を経済的利益として算定し、合計179万8500円という適正かつ妥当な額でない報酬を請求したこと、</p> <p>(2) 上記(1)の事件に係る仮差押命令申立事件の供託金について、平成30年4月27日に自己名義の口座に返還されたにもかかわらず、令和元年12月7日までAに返還しなかったこと、</p> <p>(3) Aから受任したいずれの事件についても委任契約書を作成しなかったことを理由に、令和4年4月27日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 平成27年5月頃、Aから、Bが有限会社Dの株主Cに無断で代表取締役及び取締役を解任し、Bを代表取締役及び取締役とする旨の登記等を行ったことから、D社の財産を保全するため、D社の役員全員を解任してAが代表取締役に就任することはできないかとの相談を受け、解任のための株主総会が開催されておらず、Aが不実の登記申請を行う蓋然性があることを認識していたにもかかわらず、何らの事実確認を行うことなくこれを認容し、D社の代表取締役、取締役及び監査役的全員を解任し、Aを取締役に選任すること等を内容とする同年同月付けの虚偽の臨時株主総会議事録並びに同旨のD社の取締役、代表取締役及び監査役の変更登記の虚偽の申請書の作成支援業務を行ったこと、</p> <p>(2) Aは、上記(1)の申請書等を使用して法務局に対して不実の登記申請を行ったが、法務局からの通知によりBに発覚し、同登記申請が却下された後、Aから、D社の代表取締役だけを変更するのであれば、法務局からの通知がBにはされないの、Aが代表取締役に就任する旨の登記をすることができるのではないかとの相談を受け、役員変更のための株主総会が開催されておらず、Aに不実の登記申請を行う意思があることを知りながら、その登記申請を実現するため、BをD社の代表取締役及び取締役から解任し、Aを代表取締役及び取締役に選任する旨の平成27年6月付け虚偽の臨時株主総会議事録並びに同旨のD社の取締役及び代表取締役の変更登記の虚偽の申請書の作成支援業務を行い、これを受け、Aは、同年7月、上記各申請書等を提出して法務局に対して不実の登記申請を行い、同登記は完了したこと、</p> <p>(3) 上記(2)の登記の完了後、実際にはD社の代表者ではないAにおいて、不実の登記申請を行う意思があることを知りながら、Aから依頼を受けて、その登記申請を実現するため、D社の土地3筆について、①CからD社に対する所有権移転登記についての抹消登記、②CからEへの所有権移転登記、③Fを抵当権者、Eを抵当権設定者及び債務者とする抵当権設定登記の各申請書及びその添付書類の作成支援業務を行い、これを受け、Aは、平成27年7月、上記各申請書等を提出して法務局に対して不実の登記申請を行い、上記土地3筆についての登記が完了したことを理由に、令和4年4月21日付けで法務大臣より令和4年5月12日から起算して1年6か月の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 司法書士法人Aの代表社員として、平成26年8月、依頼者Bらから、成年被後見人を依頼者らの母親であるC、申立人を依頼者B、成年後見人候補者を対象司法書士とする成年後見開始申立てに係る書類作成業務を受任し、依頼者らは、Cに係る同年9月付け診断書（以下「真正診断書」という。）を同年10月初旬にAに提出したが、対象司法書士から本件申立事件に係る申立書の作成を依頼された補助者のDは、依頼者Eの了承を得ず、申立書の添付書類である「親族の同意書」の氏名（署名）欄に、「E」と冒書し、同意書（以下「偽造同意書」という。）を偽造し、申立書及び真正診断書とともに偽造同意書を家裁に提出・行使したこと、</p> <p>(2) その後、家裁から真正診断書が既に3か月以上経過しているため、平成27年1月までに新しい診断書の提出を求める旨の書面の送付を受けたことから、Dは、真正診断書の内容を転記し、医師の署名欄に「F」と冒書し、同年1月付け診断書（以下「偽造診断書」という。）を偽造し、同月、家裁に対して偽造診断書を提出・行使したこと、</p> <p>(3) 本件申立事件に関し、Dに対し、申立てに必要な添付書類の入手等を任せ、その具体的な状況等を把握せず、特に、上記(2)の診断書再提出に係る家裁とのやり取りに関し具体的な報告を受けていないばかりか、上記(1)の申立書提出時及び上記(2)の偽造診断書提出時のいずれにおいても、最終的に家裁に提出する書類の内容や作成の真正性について自ら確認せず、これらをDに任せるなどし、Dの監督を怠ったこと、</p> <p>(4) 平成27年1月、自らが成年後見人に選任されていない事実を知りながら、C所有に係る不動産に関する不動産賃貸借契約書の貸主（甲）欄「C成年後見人対象司法書士名」と記載した上で押印し、同不動産の賃貸管理を行う会社の担当者に手交・行使したこと、</p> <p>(5) 家裁裁判官が偽造診断書に関し、依頼者Bを審問するために呼び出したのを受けて、平成27年2月、依頼者らと打合せを行い、同月の審問において偽造診断書の日付を偽造したのは依頼者Eである旨の虚偽の陳述を行わせたことを理由に、令和4年4月15日付けで法務大臣より令和4年6月1日から起算して4か月間の業務停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.15ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、令和2年5月3日午前1時30分頃、京都市内の道路において、普通乗用自動車運転し、また、上記酒気帯び運転中、前方の赤信号で停車している車両に衝突する事故を起こしたことを理由に、令和4年5月17日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 令和元年9月14日、AからBに対する損害賠償請求事件を受任するに当たり、事件の具体的な事情を踏まえることがないまま、弁護士の報酬基準に基づくことなく、上記事件の紹介者であるCとの間であらかじめ決められた額の着手金を提示したこと、</p> <p>(2) 上記(1)の事件を受任するに当たり、Aに対し、事件の見通し及び処理の方法について具体的な説明を行わず、弁護士報酬及び費用についての具体的な計算根拠等の説明をしなかったこと、</p> <p>(3) Cが非弁護士による法律事務取扱いの周旋行為を規制する弁護士法第72条に違反すると疑うに足りる相当な理由のある者であったところ、Cの活動が非非行為に該当するおそれがあることを容易に知り得る立場にありながら、Cから上記(1)の事件の紹介を受けたことを理由に、令和4年6月13日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 同人経営の法律事務所の職員であるAに対し、約半年の間に6回、マッサージとしてAの身体に触れる行為を行ったり、性的な意味を含む「事務所で抱き合っていたら、私も一発でうつついたよね。」「事務所の部屋から二人で汗だくで出てきたら、二人で抱き合っていたと思われるよ。」などの発言を行ったりしたが、このような行為は、いずれもAに対して強い不快感や嫌悪感ないし屈辱感等を与えるものであり、職場における女性職員に対する言動として極めて不適切なものであったといわざるを得ないこと、</p> <p>(2) Aは、その後、法律事務所を退職したが、上記の行為に起因するストレスのため、適応障害との診断を受け、病状は改善傾向にあるとされるものの、令和3年9月18日の時点において、なお通院治療を要する状態であったことが認められることを理由に、令和4年9月24日付けで、日本弁護士連合会から、令和3年6月14日付けの所属弁護士会による戒告の懲戒処分が変更された業務停止1月の裁決を受けたもの。</p>
令和4年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから受任したBとの請求異議訴訟の控訴審において、裁判所から示された和解条項案をAに送付等することもなく、また、自ら直接電話等で上記和解条項案の内容を十分に説明することもなく、Aの具体的な、最終的な意思を確認しないまま、平成29年6月9日、漫然と、BがAに対し解決金200万円を対象弁護士名義の預金口座へ振り込んで支払うこと等を内容とする訴訟上の和解を成立させたこと、</p> <p>(2) Aの具体的な、最終的な意思を直接確認することなく、上記(1)の和解によって得た200万円から弁護士費用として100万円を一方向的に控除した上、平成29年6月21日、Aの代理人と称する第三者に残金100万円を交付したことを理由に、令和4年3月31日付けで所属弁護士会から業務停止3月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	3か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、令和元年5月、別件の不動産取引の際に、Aらとのやり取りを通じて、Aが所有する合計5筆の土地（いずれも宅地）及び3個の建物（以下、これらを合わせて「本件不動産」という。）を株式会社Bに売却する計画ないし予定があることを認識し（その時点では、Aから対象司法書士に対して登記申請手続の委任はされておらず、委任状等の書類も作成されなかった。）、その後、不動産仲介業者の担当者であるCから、本件不動産につき売買契約に基づく所有権移転登記手続の申請代理の依頼を持ちかけられ、Cからの話で、本件不動産について、AとBとの間で売買契約を締結した上で、Bが指定したDがAから所有権の移転を受けることになると認識したが、その旨を直ちにAに確認することなく、以後も、本件不動産の売買につき売主とされたAとのやり取りについて、CがAの側近であり、Cを信用していたとの理由から、全てをCに委ね、登記申請手続に必要なAの委任状及び登記原因証明情報の入手についてもCに任せていた結果、登記申請に先立ち、対面等によって相手方が本人であることが確実な方法によって、Aに対する本人確認及び登記意思確認を行わず、同年10月、法務局に対し、本件不動産について、AからDに対する所有権移転登記の申請をしたことを理由に、令和4年3月18日付けで法務大臣より同年4月12日から2週間の業務の停止の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	1年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、配偶者との離婚トラブルに関連して、平成28年9月21日、自宅マンションのエントランス付近で、義理の両親であったA、Bのうち、Aに対し、肩付近を手で押して床に転倒させ、足をつかんで引きずるなどの暴行を加え、全治約2週間を要する頭部打撲血腫、右肩打撲、右膝打撲、右側胸部打撲、左臀部打撲、外傷性頸部症候群の傷害を負わせ、また、Bに対しては、肩付近を手で押し、胸ぐら及び袖口辺りをつかんで床に投げ倒し、押しついたり突いたりした上、転倒したBに馬乗りとなったり、腕をつかんで引きずったりしたほか、脇腹を手拳で殴打するなどの暴行を加え、全治約10日間を要する顔面打撲、左肩打撲、左側胸部打撲、右肘擦過傷、口腔内挫創、全治3か月を要する左肋骨骨折の傷害を負わせたことが認められることを理由に、令和4年9月21日付けで、日本弁護士連合会から、令和3年5月14日付けの所属弁護士会による戒告の懲戒処分が変更された業務停止1月の裁決を受けたもの。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1)平成28年12月6日、Aから、配偶者であるBを相手方とする離婚及び婚姻費用事件を受任し、平成30年2月28日、離婚給付の頭金として公正証書作成時にBに交付するため対象弁護士の預り金口座に330万円の送金を受け、同年3月1日に170万円を、同月22日に200万円を引き出し、そのうち330万円につき、公正証書作成のめどが立たなくなった同年4月以後も、預り金口座で保管しなかったこと、</p> <p>(2) Aから、平成31年2月12日に上記(1)の事件の代理人を解任され、上記(1)の預り金の返還を求められたが、これに応じなかったこと、</p> <p>(3) Aとの間で、上記(1)の事件の委任契約書により弁護士報酬を定額とするとの合意がなされていたところ、弁護士報酬についての説明や協議をしなかったにもかかわらず、Aを相手方とする紛議調停の期日において、上記委任契約を上回る報酬を提示したこと、</p> <p>(4) 上記(3)の弁護士報酬の提示において、Bが請求していない金額を基に過大な経済的利益によって報酬を算出したことを理由に、令和4年2月28日付けで所属弁護士会から業務停止2月の懲戒処分を受けたもの。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) センターの法律相談援助に基づく法律相談料請求の要件を満たさないにもかかわらず、センターに対し、令和元年7月8日及び同年8月2日の2回にわたり、法律相談料を請求し、うち1回はその支払として5500円を受領したこと、</p> <p>(2) 上記(1)の請求に関連して行われた所属弁護士会の弁護士職務の適正化に関する会規に基づく調査に応じなかったこと</p> <p>を理由に、令和4年5月17日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたものである。</p>
令和4年度	日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱に関する契約については3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、センター相談登録契約、事務所相談登録契約、受任予定者契約、受託予定者契約、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約）、一般国選付添人契約については、3年間の契約締結拒絶期間を設定する措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 事件の依頼者及び相手方から所属弁護士会に対して対象弁護士と連絡が取れないという苦情が複数寄せられる状態にあり、所属弁護士会が再三にわたり連絡を取ろうとしたが、遅くとも平成30年11月頃から連絡が取れなくなったこと、また、対象弁護士は、令和2年11月25日、所属弁護士会がA及びBの苦情申出内容等を記載した所属弁護士会の会館への来館依頼の文書を発信したところ、同年12月9日の来館を約束したが、同日、何の連絡もなく来館しなかったこと、</p> <p>(2) 平成28年5月頃、Aから個人再生申立てを受任し、平成29年4月10日までに着手金合計33万2400円を分割して受領したが個人再生申立てをしなかったため、Aにおいて、債権者から訴えを提起され、平成31年3月末頃及び令和2年7月頃には裁判所から自己が敗訴する内容の判決正本を受領し、同年5月頃までに債権差押命令正本を受領したが、この間、対象弁護士に問合せをしようとしても連絡が取れず、他の弁護士に債務整理を委任せざるを得なかったこと、</p> <p>(3) 平成29年8月、Bから個人再生申立てを受任し、令和元年頃までに着手金を分割して受領したが、Bにおいて、債権者の申立てにより、裁判所から、同年10月には支払督促命令正本を、令和2年7月には自己が敗訴する内容の判決正本をそれぞれ受領し、対象弁護士に問い合わせたところ、同月中旬に個人再生を申し立てるとの返信がなされたが、その後対象弁護士と連絡が取れなくなり、同年9月には裁判所から給与差押命令正本を受領し、他の弁護士に債務整理を委任せざるを得なかったこと、</p> <p>(4) 所属弁護士会に対し、毎年6月30日までに前年度における依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程第11条の年次報告書を提出しなければならないところ、所属弁護士会から再三提出を促されたにもかかわらず、対象期間を平成29年度、平成30年度及び令和元年度とする上記年次報告書をいずれも提出しなかったこと、</p> <p>(5) 所属弁護士会に対し、依頼者から預かった金員を預ける預り金口座を届け出なければならないにもかかわらず、その届出をしなかったこと、</p> <p>(6) 令和元年11月27日に実施された一般弁護士倫理研修を受講する義務があったにもかかわらず、所属弁護士会からの上記研修の受講案内に何らの回答もせず無断欠席したこと、また、令和2年11月26日実施の研修も事前案内に回答することなく、音信不通のまま無断欠席したこと、</p> <p>(7) 令和2年7月分から同年12月分までの6か月分の所属弁護士会の会費及び特別会費並びに日本弁護士連合会の会費及び特別会費合計23万2200円を滞納したこと</p> <p>を理由に、令和4年6月24日付けで所属弁護士会から退会命令の懲戒処分を受けたものである。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 遅くとも平成28年3月頃、Aから退職金差押手続を受任しながら、遅滞なくこれを処理せず、また、仮に差押手続を取りやめるのであれば、Aと協議して対応を決定し、処理をしなければならないのに、Aに何の相談もないまま申立てをしない状態を放置し、平成29年8月24日の紛議調停期日において説明するまで何らの報告もしなかったこと、</p> <p>(2) Aから預かっていた3000万円を超える預り金について、自己の金員と区別して適切に管理保管せず、事務所経費や生活費に流用し、また、Aから申し立てられた紛議調停の場において返還の約束をしたにもかかわらず、たびたび約束を違えて、紛議調停不成立後も420万円弱を返還しなかったこと</p> <p>を理由に、令和4年7月14日付けで所属弁護士会から業務停止1年の懲戒処分を受けたものである。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和4年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) Aから離婚事件を受任するに際し、委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の事件に係る訴訟が原告であるBの取下げによって終了した後、Aに対し、同人の得た経済的利益、事案の難易、時間及び労力その他の事情に照らして、相当な報酬額を検討しても、880万円という極めて高額で、明らかに適正かつ妥当な報酬の域を超える報酬を請求したこと、</p> <p>(3) 令和2年8月31日、上記(2)の訴訟についての和解の成立を見越してAから158万0165円を預かったところ、和解が成立することなく、訴えの取下げにより終了し、Aとの訴訟委任関係が終了したにもかかわらず、遅滞なく上記預り金を返還しなかったことを理由に、令和4年7月20日付けで、日本弁護士連合会から、同年3月4日付けの所属弁護士会による業務停止2月の懲戒処分が変更された業務停止1月の裁決を受けたものである。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 令和元年8月頃、Aから、死亡したAの母であるBの財産及び平成30年に死亡したAの叔母の財産（公正証書遺言により遺産の一部をBが相続することとされていた。）を相続するための必要書類の作成の依頼を受け、Bの法定相続人はA及びAの兄Cの2人であるところ、Cには重度の知的障害及び身体障害があり、意思疎通は不可能な状態であったが、Cと一切の連絡を取ることなく、Bの財産及びBが相続することとされていた叔母の財産を全てAが相続する旨の合意がAとCの間で成立した旨の虚偽の内容の令和元年9月付け及び同年12月付けの各遺産分割協議書を作成して偽造し、同協議書にCの氏名を権限なく署名したこと、</p> <p>(2) Aと共謀の上、令和元年12月頃から令和2年1月頃までの間に、上記(1)で偽造した遺産分割協議書を、真実のものであるかのように偽って複数の金融機関に提出し、金融機関を欺罔した上で、合計して約8500万円の金融資産をAに取得させたこと、</p> <p>(3) Aの申請代理人として、令和元年12月、上記(1)で偽造した遺産分割協議書を添付書類とした相続登記を法務局登記部門へ申請し、B名義の土地2筆及びAの父（平成28年死亡）名義の建物1個について、Aを名義人とする所有権移転登記を行ったこと、等を理由に、令和4年8月31日付けで法務大臣より令和4年9月15日から1年6か月の業務の停止の懲戒処分を受けたものである。</p>
令和4年度	3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、平成28年2月、Aに対する保佐開始の審判の確定により、同人の保佐人に就任し、以降、保佐人としての業務を行っていたところ、平成31年、Aが死亡し、相続人が存在することが明らかでなかったため、令和元年8月、対象司法書士自らを管理人候補者とする相続財産管理人選任の申立てを行い、Aの死亡による保佐事務の終了後も、保佐人の立場にあった者としてAの財産を適切に管理する義務を負っていたにもかかわらず、自己の生活費や事業資金、借入金の返済に充てる目的で、令和元年9月から令和2年1月までの間に、A名義の預金口座から、合計9回にわたり、総額255万円を払い戻し、同金員を横領したことを理由に、令和4年8月31日付けで法務大臣より令和4年9月6日から6か月の業務の停止の懲戒処分を受けたものである。</p>
令和4年度	2年6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成30年5月頃、株式会社Aと集客業務及び窓口業務につき業務提携を行い、同月2日から平成31年3月25日までの間、上記業務提携により対象弁護士の銀行口座に入金された弁護士報酬3000万6572円のうち、少なくとも1854万7000円を正当な理由なくA社に分配したこと、</p> <p>(2) 上記(1)の業務提携に関連して、平成30年5月頃から平成31年3月頃まで、届出事務所とは別に、A社が使用していた事務所に法律事務所を設置したこと、</p> <p>(3) 株式会社BからCに対する損害賠償請求訴訟を受任するに当たり委任契約書を作成しなかったこと、また、上記訴訟において成立した裁判上の和解に基づき平成31年1月までに対象弁護士の預り口座に入金された和解金142万3100円をB社に返還しなかったことを理由に、令和3年8月11日付けで所属弁護士会から業務停止8月の懲戒処分を受けたものである。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	6か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象司法書士が、</p> <p>(1) 平成30年5月、Aから内縁の夫である被相続人B名義の自宅（以下「本件不動産」という。）を処分したいとの相談を受け、対象司法書士は、内縁の妻であるAには相続権がないことから、Bの相続人を確認するため、Bの長男と連絡を取り、平成30年6月、同人が相続放棄をした事実を知った後、Aからの依頼に基づき、同人がBの相続財産に対して有する法的権利関係を明確にしないまま、同財産に対して何かしらの権利を有しているはずであるとの不十分な認識のみから、平成30年6月、職務上請求書5通を使用し、Bの相続関係を調査するために戸籍謄本等を取得し、上記職務上請求の際、職務上請求書の請求者氏名をAの氏名とした上で、業務の種類欄に裁判所提出書類の作成、該当する事由欄に所有権移転請求権の裁判をするための添付書類である旨の事実と異なる記載をしたこと、</p> <p>(2) 平成30年7月、Bの長女であり、唯一の相続人であるCに対して、本件不動産の処分に関して相談したいことがある旨を通知し、C及びその夫と本件不動産の処分に関して相談を行った後、Aに対して電話等で連絡を試みたものの連絡が取れなかったため、Aの所在を確認する目的で、職務上請求書を使用し、Aに係る住民票の除票を取得し、上記職務上請求の際、職務上請求書の請求者氏名をAの氏名とした上で、業務の種類欄に裁判所提出書類の作成、該当する事由欄に所有権移転請求権の裁判をするための添付書類である旨の事実と異なる記載をしたこと、</p> <p>(3) ①その後、Cから、本件不動産に係るBからCへの相続を原因とする所有権移転登記の申請の依頼を受け、平成30年8月、所有権移転登記を申請し、同申請の際の申請書に添付したBに係る戸籍謄本等は、上記(1)で、対象司法書士がAに係る業務のために取得したものであったが、Aから、戸籍謄本等の流用について事前に承諾を得なかったこと、②その後、Aに対して当該戸籍謄本等の取得費用に係る報酬を請求することなく、Cに対し、当該費用を含む相続登記手続の報酬として金8万5479円を請求し、これを受領したこと</p> <p>を理由に、令和4年8月24日付けで法務大臣より令和4年9月15日から1週間の業務の停止の懲戒処分を受けたものである。</p>
令和5年度	日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については10か月間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとり、民事法律扶助契約、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約・一括国選弁護士契約）、一般国選付添人契約、国選被害者参加弁護士契約については10か月間の契約締結拒絶期間を設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、令和3年12月14日午前1時49分頃、酒気を帯び、呼気1リットルにつき0.25ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する状態で、普通乗用自動車運転したことを理由に、令和4年11月16日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたものである。</p>
令和5年度	日本弁護士連合会委託援助業務に係る事務の取扱いに関する契約については3年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置、民事法律扶助契約、一般国選弁護士契約（普通国選弁護士契約・一括国選弁護士契約）、国選被害者参加弁護士契約については3年間の契約締結拒絶期間の設定することが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 亡Aの相続財産管理人であったところ、対象弁護士が業務上管理する預金口座を令和2年9月8日に解約し、5335万6539円を不正出金したこと、</p> <p>(2) 成年被後見人Bの成年後見人であったところ、対象弁護士が管理するB名義の預金口座から、令和2年10月9日から令和3年3月12日までの間10回にわたり合計2349万7750円を不正出金したこと、</p> <p>(3) 成年被後見人Cの成年後見人であったところ、対象弁護士が管理するC名義の預金口座から、令和2年12月3日から令和3年12月15日までの間8回にわたり合計637万3000円を不正出金したこと、</p> <p>(4) Bの成年後見人業務に関し、令和2年12月の定期報告時点で、B名義の預金口座から合計2346万2750円の出金があったにもかかわらず、同月18日付け後見事務報告書には、1回10万円を超える臨時支出はなかった旨記載し、財産目録には、最終記帳日を同月14日、残高を2000万円と記載した上、預金通帳について上記出金が記帳されていないものを提出し、家庭裁判所に上記出金を隠すために虚偽の報告をしたこと、</p> <p>(5) Aの相続財産管理業務に関し、預金口座について、令和2年9月8日に解約しているにもかかわらず、令和3年3月30日付け管理報告書添付の同日付け財産目録には、解約時と同額の5335万6539円の預金が存在しているように記載し、預金通帳についても解約前のものを提出し、家庭裁判所に上記(1)の出金を隠すために虚偽の報告をしたこと、</p> <p>(6) B及びCの各成年後見人業務に関し、令和3年12月までに家庭裁判所に対して書面による定期報告が求められていたにもかかわらず、これを怠ったこと</p> <p>を理由に、令和4年10月5日付けで所属弁護士会から除名の懲戒処分を受けたものである。</p>

○契約弁護士等に対してとった措置について

年度	措置の内容	措置事案の概要
令和5年度	1年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成30年10月2日、株式会社Aの代理人として、B株式会社との間で、B社が対象弁護士の行う調査に協力をすれば、B社に対する民事、刑事を問わず法的責任を一切追及しない旨の条項を含む合意書を締結するなどしたところ、B社及びその代表取締役であるCに上記合意書に基づく協力義務違反があったとは認められないにもかかわらず、同年11月2日、A社の代理人として、Cらに対する告訴状を検察庁に提出し、同月16日、B社の預金債権に対し仮差押命令申立てを行ったこと、</p> <p>(2) また、同年12月28日、A社の代理人として、B社及びCに対し、不法行為に基づく損害賠償請求を提起したこと</p> <p>を理由に、令和4年12月1日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたものである。</p>
令和5年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) A、株式会社B、有限会社C、D、E及びFから債務整理について依頼を受け、平成25年12月18日には債務整理の方針として破産手続に付することが固まり、破産申立てを受任事件とする委任契約書の作成が可能であったにもかかわらず、委任契約が解除された平成30年4月2日まで委任契約書を作成しなかったこと、</p> <p>(2) 上記(1)の事件の弁護士費用、着手金として70万円の支払を受け、平成25年12月18日以後、Aから再三督促を受けたにもかかわらず、平成30年4月2日まで委任契約が解除されるまで、Aらの破産申立てを行わなかったこと、</p> <p>(3) 上記(1)の事件につき、Aから受領した金員を自己の金員と区別し、預り金であることを明確にする方法で保管等せず、委任契約を解除された時点で、これと上記(2)の金員を合わせた270万円をAらに返還すべきだったにもかかわらず、平成30年6月1日に100万円を返還しただけで、残額170万円の返還を拒み、資料の返還にも応じなかったこと</p> <p>を理由に、令和4年12月12日付けで所属弁護士会から業務停止1月の懲戒処分を受けたものである。</p>
令和5年度	2年間の契約締結拒絶期間を伴う契約解除措置をとることが相当である。	<p>本件は、対象弁護士が、</p> <p>(1) 平成30年8月4日、バスの車内で、無断で、後部座席で寝ていた女性のスカート内や姿態を携帯電話で写真撮影及び動画撮影したこと、</p> <p>(2) 令和元年、電車内で、無断で、向かいに座っていた女性の姿態を携帯電話で動画撮影したこと、</p> <p>(3) 令和2年2月20日、2度にわたり、電車内で、それぞれ無断で、向かいの座席で居眠りしていた女性の姿態を携帯電話で動画撮影したこと、</p> <p>(4) 令和2年、飛行機内で、無断で、女性客室乗務員の姿態を携帯電話で動画撮影したこと</p> <p>を理由に、日本弁護士連合会から、令和5年2月20日付けで、令和4年3月18日付け所属弁護士会による戒告の懲戒処分が変更された業務停止2月の懲戒処分を受けたものである。</p>